

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 3 1 日

第 1 事 務 報 告

A 会 務 (総括) 報 告

1 総 会 ・ 理 事 会 ・ 各 種 会 議 の 開 催 状 況 等

令和 2 年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

(1) 第 77 回 通 常 総 会

ア 日 時 ・ 場 所 : 令和 2 年 6 月 23 日 (火) 、みなし決議

イ 議 事 :

第 1 号 議 案 令和元年度 事業報告の件 (報告事項)

第 2 号 議 案 令和元年度 決 算 の 件 (承認事項)

第 3 号 議 案 令和 2 年度 事業計画の件 (報告事項)

第 4 号 議 案 令和 2 年度 予 算 の 件 (報告事項)

第 5 号 議 案 令和 2 年度 会 費 及 び 賛 助 会 費 の 件 (承認事項)

第 6 号 議 案 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議に関する件 (報告事項)

(2) 理 事 会

《第 1 回》

ア 日 時 ・ 場 所 : 令和 2 年 6 月 8 日 (月) 、みなし決議

イ 議 事 :

[決議事項]

第 1 号 議 案 令和元年度事業報告及び決算に関する件

第 2 号 議 案 第 77 回通常総会に関する件

第 3 号 議 案 諸 規 程 の 制 定 に 関 する 件

第 4 号 議 案 日 本 獣 医 師 会 会 長 特 別 感 謝 状 に 関 する 件

第 5 号 議 案 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議に関する件

[報告事項]

(ア) 令和元年台風 15・19・21 号等に関する件

(イ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

(ウ) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会に関する件

(エ) 獣医学共用試験合格者に対する取組みに関する件

(オ) 部会委員会に関する件

(カ) 事務局の拡張に関する件

(キ) 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)

[連絡事項]

当面の主要会議等の開催計画に関する件

《第 2 回》

ア 日 時 ・ 場 所 : 令和 2 年 9 月 18 日 (金) ・ 13:00 ~、明治記念館「鳳凰の間」及び web 開催併用

イ 議 事 :

[決議事項]

第1号議案 日本獣医師会専決事務処理規程の一部改正に関する件

第2号議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 令和元年台風15・19・21号等に関する件

(イ) 令和2年豪雨に関する件

(ウ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

(エ) 2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

(オ) 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

(カ) アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会開催等に関する件

(キ) 要請活動に関する件

(ク) 特別委員会及び部会委員会に関する件

(ケ) 事務局の拡張に関する件

(コ) プライバシーマークの更新申請に関する件

(サ) 事業継続緊急対策 (テレワーク) 助成金に関する件

(シ) 公益認定申請に関する件

(ス) 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)

(セ) その他

[その他の報告・連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：令和2年12月16日(水)・14:00～、明治記念館・「鳳凰の間」及びweb開催併用
イ 議 事：

[決議事項]

第1号議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 中間監査結果の報告に関する件

(イ) 令和2年豪雨に関する件

(ウ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

(エ) 動物愛護週間中央行事及び2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 代替企画に関する件

(オ) 政策提言活動等に関する件

(カ) 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討状況に関する件

(キ) 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義務化に伴う指定登録機関の指定要件等に関する件

(ク) 内閣府における地方分権改革への提案募集事項「家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること」に関する件

(ケ) 部会委員会に関する件

(コ) 「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」の設置に関する件

(サ) 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

(シ) 第42回アジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議の報告及び第22回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会の開催に関する件

(ス) 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)

(セ) その他

[その他の報告・連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(ウ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：令和3年3月23日(火)・13:30～、日本獣医師会・大会議室及びweb開催併用

イ 議 事：

〔決議事項〕

- 第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算書等に関する件
- 第2号議案 日本獣医師会役員選任規程の一部改正に関する件
- 第3号議案 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義務化に伴う指定登録機関の申請に関する件

〔説明・報告事項〕

- (ア) 役員改選スケジュールに関する件
- (イ) 職域別部会委員会委員の委嘱手続きスケジュールに関する件
- (ウ) 令和2年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件
- (エ) 政策提言活動等に関する件
- (オ) 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討状況に関する件
- (カ) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件
- (キ) 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件
- (ク) 診療参加型臨床実習等の円滑な実施等に関する件
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- (コ) 「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出に関する件
- (サ) 令和元年台風15・19・21号等に関する件
- (シ) 令和2年豪雨に関する件
- (ス) 令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件
- (セ) 第22回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会の開催に関する件
- (ソ) 「紺綬褒章」公益団体の認定に関する件
- (タ) 特別委員会の開催に関する件
- (チ) 部会委員会の開催に関する件
- (ツ) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (テ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- (ウ) その他

- (3) 監 査 6月2日(令和元年度決算)(web開催)、12月16日(令和2年度中間)(web開催(併用))
- (4) 業務運営幹部会 4月20日(web会議)、5月22日(web開催)、6月16日(web開催)、7月22日(web開催)
8月19日(web開催)、9月28日(web開催)、10月28日(web開催)、11月18日(web開催)
12月18日(web開催(併用))、1月29日(web開催(併用))、2月26日(web開催(併用))、3月18日(web開催(併用))
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 3月12日(web開催(併用))
- (6) 全国獣医師会会長会議 10月16日(書面開催)
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月22日(書面開催)
- (8) 特別委員会関係
 - ア 薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会 7月21日(web開催)
 - イ 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会 2月16日(web開催)
- (9) 部会(部会委員会運営事業)関係
 - ア 獣医学術部会
学術・教育・研究委員会 9月29日(書面開催)、1月21日(web開催)

	獣医師国際交流推進検討委員会	1月27日(web開催)
イ	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会	11月30日、2月19日(web開催(併用))
ウ	小動物臨床部会 小動物臨床委員会	2月1日(web開催)、3月8日(web開催)
エ	家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生委員会	11月26日、3月26日(web開催(併用))
オ	動物福祉・愛護部会 動物福祉・愛護委員会 日本動物児童文学賞審査委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会 VMAT養成カリキュラム等検討小委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会公開型拡大会議(意見交換会)	9月25日(書面開催) 8月26日(web開催) 11月20日(web開催) 12月11日(web開催) 3月27日(web開催)
カ	職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会 野生動物対策検討委員会	6月16日(書面開催)、8月18日(書面開催)、10月14日、12月8日、2月9日(web開催) 7月28日(web開催)
キ	職域別部会関係部会長会議	2月26日(web開催(併用))

(10) 学会(獣医学術学会事業)関係

ア	日本獣医師会学会正副会長会議	9月14日
イ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー	2月20日(web開催)、2月27日(web開催)、3月13日(web開催)、3月20日(web開催)
ウ	日本獣医師会学会幹事会議	3月1日(書面開催)
エ	日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会	3月4日(web開催)
オ	日本獣医師会・日本野生動物医学会オンラインセミナー	3月6日(web開催)

(11) その他の会議関係

ア	新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部会議	5月22日(web開催)、7月31日(web開催)、1月6日(web開催)
イ	令和2年豪雨災害緊急対策本部会議	7月8日(web開催)
ウ	豚熱等家畜伝染病対策検討委員会	11月30日

(12) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	2020動物感謝デー実施事業参加表明者企画発表会	6月5日(web開催)
イ	動物愛護週間中央行事(屋内行事)	9月26日(web開催※ライブ配信))
ウ	動物個体識別登録システムバックアップサーバ稼働確認	10月23日

(13) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	第22回アジア獣医師会連合(FAVA)大会組織委員会	8月31日(web開催)、1月27日(web開催)
イ	アジア獣医師会連合(FAVA)大会開催運営業者選定ヒアリング	10月19日
ウ	熊本地震ペット救援センター資産管理	10月12日～13日
エ	アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議	10月15日～16日(web開催)
オ	日本医師会・日本獣医師会連携シンポジウム	12月3日
カ	産業動物獣医師の確保に関する懇談会(農林水産省、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人日本獣医師会)	12月3日
キ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部会議	11月7日(web開催)、12月12日(web開催)、1月23日(web開催)、3月6日(web開催)
ク	アメリカ獣医師会(AVMA)地区代表者会議及びウェビナー	1月9日(web開催)、1月10日(web開催)
ケ	アジア獣医師会連合(FAVA)執行部及び小委員会全体会議	2月6日(web開催)
コ	2022年度共同主催国際会議ヒアリング審査(内閣府日本学術会議事務局)	2月24日(web開催)
サ	九州災害時動物救援センター視察	3月7日

(14) 日本中央競馬会畜産振興事業

日本中央競馬会畜産振興事業実施計画ヒアリング 6月1日(web開催)、1月20日(web開催)

(15) 生産資材安全確保対策委託事業(動物分野における薬剤耐性対策普及啓発事業)

- ア eラーニング教材検討委員会 9月23日(web開催)、10月13日(web開催)、11月9日(web開催)、
11月11日(web開催)、12月18日(web開催)、2月17日(web開催)、2月18日(web開催)、3月11日(web開催)
- イ eラーニング教材撮影 11月18~19日、11月24~25日、12月23~24日
- ウ ナレーション収録 3月3日、3月4日
- エ 完了検査 3月24日

(16) 省庁等の委員会・検討会等(本会役職員が出席したもの)

- ア 国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会(農林水産省) 6月17日(web開催)
- イ 和牛遺伝資源に関するテレビ会議(農林水産省) 7月2日、10月28日
- ウ 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 傍聴(環境省) 7月10日、8月12日、3月9日(web開催)
- エ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会(農林水産省・環境省) 8月24日(web出席)、9月28日、10月19日、12月14日、3月22日(web開催)
- オ 中央環境審議会 動物愛護部会(環境省) 10月7日、12月25日
- カ 薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会(厚生労働省) 11月6日
- キ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム 傍聴(ライブ配信)(農林水産省・環境省) 1月8日、2月4日
- ク 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会 傍聴(ライブ配信)(環境省) 2月3日
- ケ 動物衛生試験研究推進会議(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門) 2月17日(web開催)
- コ 中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会(環境省) 3月3日(web開催)

(17) 地方獣医師会関係(本会役職員が出席したもの)

北海道・東北地区獣医師会事務局会議 1月25日(web開催)

(18) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

- ア 一般社団法人全国動物薬品器材協会総会 5月21日(書面開催)
- イ 日本獣医師会から公益社団法人日本医師会へのマスクの贈呈、感謝状授与及び共同声明発表 5月22日
- ウ 全国大学獣医学関係代表者協議会 5月22日(web開催)、10月3日(web開催)、3月30日(web開催)
- エ 平成31年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業完了検査 6月12日
- オ 公益社団法人中央畜産会定時総会 6月19日
- カ 公益社団法人中央畜産会理事会 6月19日
- キ 公益社団法人畜産技術協会定時総会 6月22日
- ク 公益社団法人畜産技術協会理事会 6月22日、3月11日
- ケ 一般財団法人生物科学安全研究所評議員会 6月24日
- コ CSF 経口ワクチン協議会(公益社団法人畜産技術協会) 6月25日
- サ 防火対象物・防災管理点検 6月29日
- シ 公益財団法人公益法人協会・会計セミナー基礎編東京 7月13日~14日
- ス 公益社団法人日本動物福祉協会・法獣医学研修会(基礎編・総論)(オンライン受講) 7月27日
- セ 公益社団法人日本動物福祉協会・法獣医学研修会(基礎編・各論)(オンライン受講) 8月3日
- ソ プライバシーマーク内部監査 8月4日
- タ 和牛受精卵生産管理システム開発事業の事業推進検討委員会(公益社団法人畜産技術協会) 8月5日、3月17日(web開催(併用))
- チ AWに配慮した家畜輸送等指針普及事業 専門委員会(公益社団法人畜産技術協会) 8月18日、2月3日
- ツ 動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」(公益社団法人日本動物用医薬品協会) 8月25日
- テ 令和2年度精液等流通報告システム推進協議会 検討会(一般社団法人全国肉用牛振興基金協会) 8月31日(web出席)
- ト 動物福祉市民講座「災害獣医療概論」(公益社団法人日本動物福祉協会) 9月14日
- ナ 公益法人・一般法人会計セミナー(実務編)東京Ⅱ(共通講義)(公益財団法人公益法人協会) 10月1日
- ニ 公益法人・一般法人会計セミナー(実務編)東京Ⅱ(一般法人・公益法人)(公益財団法人公益法人協会) 10月2日
- ヌ 2020 動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” 関連イベント(日本獣医学生協会 web 勉強会) 10月3日(web開催)

ネ	「ワンヘルスフェスティバル」開会式（福岡県）	10月4日（web開催※ライブ配信）
ノ	公益社団法人日本動物用医薬品協会学術講習会における境副会長兼専務理事講演	10月15日
ハ	畜産女性経営者育成強化事業 畜産女性サポート強化研修会（公益社団法人中央畜産会）	10月22日（web開催）
ヒ	税務セミナー東京会場（源泉所得税編）	11月10日
フ	JICA（キルギス国別研修）「生乳生産・流通に係る獣医畜産技術及びシステム改善」コースにおける境副会長兼専務理事講演（独立行政法人国際協力機構（JICA））	11月13日
ヘ	「インターペット愛知」開催状況現地視察	11月21日～22日
ホ	預託事業運用体制検討委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	12月1日
マ	公益法人・一般法人会計セミナー「決算編」（東京I）（公益財団法人公益法人協会）	12月10日、12月11日
ミ	広域獣医療体制整備検討委員会	12月10日
ム	GEA 国際会議2020開会式・昼食会（地球環境行動会議）	12月14日
メ	獣医学実践教育推進協議会 会議	1月25日、3月16日（web開催（併用））
モ	プライバシーマーク現地審査（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）	1月27日
ヤ	肉用牛流通多様化推進のための「家畜商のデータベースの構築」事業専門委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	1月28日、3月15日
ユ	精液等情報システムに係る全国説明会（一般社団法人全国肉用牛振興基金協会）	3月19日（web開催）
ヨ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	3月22日（web開催）
ラ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会（一般社団法人日本家畜商協会）	3月25日
リ	CSF 経口ワクチン導入全国協議会総会（公益社団法人畜産技術協会内 CSF 経口ワクチン導入全国協議会）	3月25日
ル	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会（一般社団法人中央酪農会議）	3月29日（web開催）

2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 令和3年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

ア 会 員：55団体（都道府県・政令市獣医師会）

イ 賛助会員：団体；55団体・企業、個人；10人、学生；3人

(2) 令和2年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	令和元年度 末現在の数	令和2年度における異動状況			令和2年度 末現在の数	令和2年度の 対前年度増減
		新規加入	退 会	計		
会 員	55	0	0	0	55	0
賛助会員	団体	55	0	0	55	0
	個人	12	0	2	10	▲2
	学生	4	3	4	3	▲1
	計	71	3	6	68	▲3
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師（会員構成獣医師）数の異動状況は、次のとおり。 令和元年度：25,395人、令和2年度：24,953人（対前年度：442人減）					

3 人 事

(1) 本会関係

事務局職員

古 賀 俊 伸	雇用期間の更新（令和2年4月1日～令和3年3月31日） 事務局長 常勤嘱託職員	4月1日
堂 領 萌 子	採用 事務局職員（事業担当）	4月1日
山 本 優 加	採用（事業担当） 常勤嘱託職員（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	4月1日

本 田 さくら	産前産後休業	5月1日～7月9日
	育児休業	7月10日～3月31日
尾 崎 裕 一	退職	6月30日
蓑 島 千 晶	採用（事業担当）	7月1日
	常勤嘱託職員（令和2年7月1日～令和3年3月31日）	
澤 口 敦 希	採用（総務担当）	8月1日
	常勤嘱託職員（令和2年8月1日～令和3年3月31日）	
館 澤 碧	採用	10月1日
	事務局職員（事業担当）	
下 平 乙 夫	採用	
	事務局次長（国際担当）	
	常勤嘱託職員（令和3年3月1日～令和3年3月31日）	3月1日

(2) 政府委員関係

- ア 令和2年度動物衛生試験研究推進会議外部委員(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門・任期：令和2年11月11日～令和3年3月31日)
境 政 人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）
- イ 「国際獣疫事務局連絡協議会」通常のメンバー（農林水産省・任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日）
境 政 人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）
- ウ 獣医事審議会委員（農林水産省・任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日）
砂 原 和 文（日本獣医師会副会長）
村 中 志 朗（日本獣医師会副会長）
- エ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の構成員（農林水産省、環境省・任期：令和2年8月20日～令和3年3月31日）
境 政 人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）
- オ 中央環境審議会臨時委員（環境省・任期：令和3年2月24日～令和5年2月7日）
佐 伯 潤（日本獣医師会職域理事（動物福祉・愛護））

(3) 地方獣医師会関係

	〈新〉	〈旧〉	
ア 大分県獣医師会会長	立 川 文 雄	麻 生 哲	5月28日
イ 静岡県獣医師会会長	山 田 有 仁	大 場 孝 洵	6月14日
ウ 三重県獣医師会会長	西 山 治 生	永 田 克 行	6月14日
エ 愛媛県獣医師会会長	戒 能 豪	寺 町 光 博	6月21日
オ 長崎県獣医師会会長	堤 清 藏	池 尾 辰 馬	6月21日

(4) 本会関係省庁関係部局・課

	〈新〉	〈旧〉	
ア 農林水産省			
(ア) 農林水産大臣	野 上 浩太郎	江 藤 拓	9月16日
(イ) 大臣官房審議官兼消費・安全局付	—	小 倉 弘 明(定年退職)	3月31日
大臣官房審議官兼消費・安全局付	伏 見 啓 二	—	4月1日
大臣官房審議官兼消費・安全局付	—	永 山 裕 二	7月27日
大臣官房審議官兼消費・安全局付	森 孝 之	—	7月28日
(ウ) 消費・安全局			
a 畜水産安全管理課			
課長	郷 達 也	石 川 清 康	4月1日
課長補佐(小動物獣医療班)	中 元 哲 也	—	10月1日
課長補佐(小動物獣医療)	—	中 元 哲 也	10月1日
課長補佐(総括)	松 尾 和 俊	丹 菊 将 貴	1月1日
獣医事班獣医療係長	門 脇 弾	(※細 井 悠 太)	4月1日

※令和元年8月26日まで

	獣医事班国家試験係長	上野山 慧	高橋延之	4月1日
	獣医事班獣医療係長	—	門脇 弾	10月1日
	小動物獣医療班小動物獣医療企画係長	門脇 弾	—	10月1日
b	動物衛生課			
	課長	石川清康	熊谷法夫	4月1日
	家畜防疫対策室長	—	山野淳一(退職)	7月31日
	家畜防疫対策室長	星野和久	—	8月1日
c	食品安全政策課			
	課長	熊谷法夫	鋤柄卓夫	4月1日
d	総務課			
	課長	—	沖和尚(退職)	8月2日
	課長	片貝敏雄	—	8月3日
(エ)	生産局			
a	畜産部			
	畜産企画課長	関村静雄	伏見啓二	4月1日
	食肉鶏卵課長	高山成年之	望月健司	8月3日
b	総務課長	山口博之	川合豊彦	8月3日
(オ)	経営局			
	局長	光吉一	横山紳	8月3日
	保健課長	福島央	玉置賢	8月3日
イ	環境省			
(ア)	大臣官房審議官	大島恵子	白石隆夫	7月21日
(イ)	自然環境局			
	総務課			
	課長	奥山祐矢	庄子真憲	7月21日
	動物愛護管理室室長補佐	野村環	松本英昭	8月1日
ウ	厚生労働省			
	厚生労働大臣	田村憲久	加藤勝信	9月16日
エ	文部科学省			
(ア)	初等中等教育局			
	局長	瀧本寛	丸山洋司	7月28日
(イ)	研究振興局			
	局長	杉野剛	—	7月28日
	局長	—	村田善則	7月29日
(ウ)	高等教育局			
	専門教育課長	吉田光成	黄地吉隆	7月28日
オ	内閣府			
	食品安全委員会事務局			
	次長	鋤柄卓夫	小平均	4月1日
	評価第二課長	石岡知洋	箴島一浩	8月1日
	情報・勧告広報課長	都築伸幸	渡辺且之	8月1日

(5) その他

ア 令和2年度動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」委員
(公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期：令和2年6月12日～令和3年3月31日)
境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

イ 令和2年度預託事業運用体制検討委員会委員(一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和2年8月6日～令和3年3月31日)
境 政 人(日本獣医師会副会長 兼 専務理事)

- ウ 外部専門委員（宮崎大学・任期：令和2年5月29日～令和3年3月31日）
栗本 まさ子（日本獣医師会特任理事）
- エ 和牛受精卵生産管理システム開発事業の事業推進検討委員会委員
（公益社団法人畜産技術協会・任期：令和2年8月4日～令和4年3月31日）
駒田 逸哉（日本獣医師会事務局次長）
- オ 令和2年度「精液等流通報告システム推進協議会」委員
（一般社団法人全国肉用牛振興基金協会・任期：令和2年8月28日～令和3年3月31日）
駒田 逸哉（日本獣医師会事務局次長）
- カ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会委員（一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和2年12月8日～令和3年3月末日）
境 政人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）
- キ 肉用牛流通多様化推進のための「家畜商のデータベースの構築」事業専門委員会委員（一般社団法人日本家畜商協会・任期：令和2年12月22日～令和3年3月末日）
境 政人（日本獣医師会副会長 兼 専務理事）

4 叙勲・褒章

(1) 叙 位

瀧口 次郎（広島県獣医師会前会長、本会元理事） 従五位 11月1日

(2) 叙 勲

渡邊 光雄（神奈川県獣医師会）	旭日双光章	令和2年春
加藤 孝義（北海道獣医師会）	旭日单光章	5月5日
酒井 健夫（神奈川県獣医師会）	瑞宝重光章	令和2年秋
北野 哲（石川県獣医師会）	旭日双光章	令和2年秋
塩本 泰久（徳島県獣医師会）	旭日双光章	令和2年秋
西問 久高（北九州市獣医師会）	旭日双光章	令和2年秋
金子 昌弘（愛知県獣医師会）	瑞宝双光章（高齢者叙勲）	1月1日
塩見 昇（京都府獣医師会）	瑞宝双光章（高齢者叙勲）	1月1日

5 逝去会員構成獣医師等

瀧口 次郎（広島県獣医師会前会長、本会元理事・令和2年11月1日逝去）
清水 敏光（愛知県獣医師会前会長・令和2年11月4日逝去）
中張 勝弘（岡山県獣医師会元会長、本会元理事・令和2年11月14日逝去）
中川 秀樹（横浜市獣医師会元会長、本会元副会長・令和3年1月7日逝去）
勝見 晟（山形県獣医師会元会長・令和3年3月17日逝去）ほか

B 会務（個別）報告

1 規程の制定等

(1) 「日本獣医師会謝金取扱規程」の「別表 謝金等の基準（第4条関係）」の一部改正（会長承認・令和2年5月29日）

ア 改正の理由：

日本動物児童文学賞の作品選考は、1次審査と2次審査それぞれ審査委員会を設けて対応している。審査員に対する謝金は本別表に定めているが、1次審査委員会の委員の増減に対応するため、委員全員の謝金の合計について、36万円を上限とし、この金額を超えない範囲で対応することとしたい。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会謝金取扱規程」の「別表 謝金等の基準（第4条関係）」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）				旧 条 文			
				別表 謝金等の基準（第4条関係）			
号	謝金等の区分	支給対象者	基準額	号	謝金等の区分	支給対象者	基準額
略				略			
4	審査謝金	日本動物児童文学賞事業の審査員	1次審査は、 360,000円 <u>を上限</u> とする。 2次審査は、 30,000円とする。	4	審査謝金	日本動物児童文学賞事業の審査員	1次審査は、 360,000円とする。 2次審査は、 30,000円とする。
略				略			
附 則（令和2年5月29日一部改正、会長承認） この改正は、令和2年5月29日から施行する。							

(2) 「日本獣医師会在宅勤務規程」の制定（第1回理事会・令和2年6月8日）

ア 制定の理由：

政府の重要政策のひとつである「働き方改革」の一環として、テレワーク等在宅での勤務が推奨されている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、緊急事態宣言が政府から発出され、本会職員も在宅での勤務を余儀なくされたが、本会ではこのような在宅勤務に関する規程の整備がなされていなかった。これら在宅勤務等に対応するため、新たに「日本獣医師会在宅勤務規程」を制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会在宅勤務規程」の制定

日本獣医師会在宅勤務規程	
(目的)	
第1条	本規程は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の在宅勤務者の労働条件その他就業に関する事項を定める。
(定義)	
第2条	在宅勤務者とは、雇用形態に関係なく第4条に該当する者で、同条の承認を受けて在宅勤務（労働時間の全部又は一部について、情報通信機器を活用したテレワークにより、自宅及び自宅に準ずる場所で勤務することをいう。以下同じ。）を行う者をいう。
(在宅勤務の目的)	
第3条	在宅勤務は、業務の生産性の向上及びワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことを目的として実施する。

(対象者)

第4条 対象者は、以下のいずれにも該当する者で、本会が指定した者及び本人からの申請に基づき本会が承認した者とする。

- (1) 業務の性格上、在宅での勤務が可能な業務に従事する者
- (2) 業務に専念できる環境にある者
- (3) 自己管理下の在宅でも円滑に業務が遂行でき、本会で業務に従事する場合と同等以上の成果が出せる者
- (4) 在宅勤務中であっても本会の都合により必要が生じた場合は、出勤することが可能な者
- (5) 情報セキュリティや業務に必要なIT環境が整備されている者

(勤務場所)

第5条 自宅及び自宅に準ずる場所並びに業務に専念することができる場所とする。

(申請及び決定)

第6条 第4条に該当する者のうち、在宅勤務を希望する者は、在宅勤務申請書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、在宅勤務申請書及び第4条の規定に基づき審査を行い、在宅勤務者とするやむを得ない事情があると判断される場合に限り承認する。

(在宅勤務期間)

第7条 在宅勤務の期間は、1回の申請で最長6か月までとする。

- 2 本会は、前条第2項の承認を行う場合には、併せて在宅勤務の期間を通知する。

(労働時間及び休憩時間)

第8条 在宅勤務者の労働時間及び休憩時間は、職員就業規則第10条及び第11条に定めるところによる。

(休日)

第9条 在宅勤務者の休日は、職員就業規則第12条に定めるところによる。

(年次有給休暇)

第10条 在宅勤務者の年次有給休暇は、職員就業規則第21条に定めるところによる。

(時間外労働・深夜労働・休日労働)

第11条 本会は業務上必要と判断した場合は、時間外労働、深夜労働又は休日労働を命ずることがある。

- 2 在宅勤務者が、業務上の必要性から、時間外労働、深夜労働又は休日労働を行う場合は、事前に所属長に申請し、その許可を受けなければならない。

(業務の開始及び終了の報告)

第12条 在宅勤務者は、勤務の開始及び終了について電話、電子メール及びFAXにより、毎日勤務開始時及び終了時に所属長に報告しなければならない。

- 2 在宅勤務者は、就業時間中は常に連絡が取れる状態を確保するものとする。

(業務報告)

第13条 在宅勤務者は、定期的又は必要に応じて、電話又は電子メール等で所属長に対し、所要の業務報告をしなくてはならない。

(給与)

第14条 在宅勤務者の給与は、職員就業規則第39条に定めるところによる。

2 在宅勤務者の通勤手当は、1か月ごとに実際に本会に出勤した日数に応じて計算した金額と1か月の通勤定期代とを比較して、いずれか少ない方の金額とする。

(情報通信機器等の貸与)

第15条 本会は、必要がある場合は、在宅勤務者に情報通信機器等を貸与することができる。

(費用負担)

第16条 本会が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は本会負担とする。

2 在宅勤務に伴って発生する水道光熱費は在宅勤務者の負担とする。

3 業務に必要な郵送費、事務用品費、消耗品費その他本会が認めた費用は本会負担とする。

4 その他の費用については、特段の事由がない限り在宅勤務者の負担とする。

(在宅勤務時の服務規律、情報管理の遵守)

第17条 在宅勤務者は、職員就業規則、個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報等取扱規程を遵守しなければならない。

(安全衛生)

第18条 在宅勤務者は、職員就業規則に定める安全及び衛生に関する規則を遵守し、安全衛生の確保及び改善に努めなければならない。

(災害補償)

第19条 在宅勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときの対応は、就業規則第68条の定めるところによる。

(教育)

第20条 本会は、在宅勤務者に対し、業務に必要な知識及び技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

2 在宅勤務者は、本会から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

(在宅勤務の中止・取消し)

第21条 本会は、次の事由が生じた場合は、在宅勤務を中止又は取り消すことがある。

(1) 在宅勤務者が第4条に該当しなくなった場合

(2) 職場や業務の運営上、在宅勤務の継続が困難な事情が生じた場合

(3) その他、前各号に準ずる事由が生じた場合

(在宅勤務日の出勤)

第22条 本会は、次に該当する事由が発生した場合は、在宅勤務日においても、事務局への出勤を命ずることがある。在宅勤務者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(1) 重要な業務連絡や確認事項が生じた場合

(2) 前条に該当する中止・取り消し事由が生じた場合

(3) 人事上の連絡・確認事項が生じた場合

(4) その他、前各号に準ずる事由が生じた場合

附 則 (令和2年6月8日制定、令和2年度第1回理事会承認)

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

(3) 「日本獣医師会専決事務処理規程」の一部改正（第2回理事会・令和2年9月18日）

ア 改正の理由：

本会事務局体制は、令和元年度まで総務担当及び事業担当の2名の事務局次長を配置して事務局事務を分担させた上で、事務局長が全体を総括して指導・監督することにより、事務局運営の適正を確保することとしてきた。

しかし近年は、AIPO 事業の法制化に伴うマイクロチップ登録事務の質的・量的な拡大、アジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業をはじめ FAVA、WVA との連携活動等国際関係事務の増加、多発する自然災害に対する動物救護活動への対応、特別委員会等における検討課題への対応等、事務局業務は拡大かつ多様化が進展している。

このため、令和2年度から、事務局体制を総務、事業、動物愛護及び国際の4分野に区分し、それぞれに担当次長を配置することにより、各事務の役割分担と責任の明確化を図った。

このような事務局体制の強化及び事務・事業の拡大・多様化に鑑み、本会の事務処理の一層の迅速化及び適正化を推進するため、「日本獣医師会専決事務処理規程」を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会専決事務処理規程」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会の事務処理に関し、定款及び諸規程に定めるところによるほか、専務理事及び事務局長 <u>並びに事務局次長</u>の専決事項を定めることにより、会務の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p><u>(事務局次長の専決事項)</u></p> <p>第4条 <u>事務局次長が専決できる事項は、別表3に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(合議事項)</p> <p>第5条 専務理事は、別表1に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ会長に合議しなければならない。</p> <p>2 事務局長は、別表2に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ <u>専務理事</u>に合議しなければならない。</p> <p>3 <u>事務局次長は、別表3に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ事務局長に合議しなければならない。</u></p> <p>(規程の改廃)</p>	<p style="text-align: center;">日本獣医師会専決事務処理規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会の事務処理に関し、定款及び諸規程に定めるところによるほか、専務理事及び事務局長の専決事項を定めることにより、会務の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(合議事項)</p> <p>第4条 専務理事は、別表1に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ会長に合議しなければならない。</p> <p>2 事務局長は、別表2に掲げる専決事項であっても特に必要があると判断したときは、その処理についてあらかじめ会長又は専務理事に合議しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p>

<p>第6条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。</p>	<p>第5条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。</p>																				
<p>附 則（令和2年9月18日一部改正、令和2年度第2回理事会承認） この改正は、令和2年9月18日から施行する。</p>																					
<table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>専務理事の専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>12</u></td> <td>予算計上している経費であって、1件 <u>1,000万円</u>を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事</td> </tr> <tr> <td><u>13</u></td> <td>予算計上していない経費であって、1件 <u>100万円</u>を超えない費用の支出決裁に関する事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	番号	専務理事の専決事項	略		<u>12</u>	予算計上している経費であって、1件 <u>1,000万円</u> を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事	<u>13</u>	予算計上していない経費であって、1件 <u>100万円</u> を超えない費用の支出決裁に関する事	略		<p>別表1 専務理事の専決事項（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>専務理事の専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>予算計上している経費であって、1件500万円を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>予算計上していない経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	番号	専務理事の専決事項	略		12	予算計上している経費であって、1件500万円を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事	13	予算計上していない経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事	略	
番号	専務理事の専決事項																				
略																					
<u>12</u>	予算計上している経費であって、1件 <u>1,000万円</u> を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事																				
<u>13</u>	予算計上していない経費であって、1件 <u>100万円</u> を超えない費用の支出決裁に関する事																				
略																					
番号	専務理事の専決事項																				
略																					
12	予算計上している経費であって、1件500万円を超えない費用並びに役員報酬及び職員、嘱託職員等の給与費の支出決裁に関する事																				
13	予算計上していない経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事																				
略																					
<table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>事務局長の専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>予算計上している経費であって、1件 <u>200万円</u>を超えない費用の支出決裁に関する事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	番号	事務局長の専決事項	略		<u>4</u>	予算計上している経費であって、1件 <u>200万円</u> を超えない費用の支出決裁に関する事	略		<p>別表2 事務局長の専決事項（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>事務局長の専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>予算計上している経費であって、1件20万円を超えない費用の支出に関する事</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	番号	事務局長の専決事項	略		4	予算計上している経費であって、1件20万円を超えない費用の支出に関する事	略					
番号	事務局長の専決事項																				
略																					
<u>4</u>	予算計上している経費であって、1件 <u>200万円</u> を超えない費用の支出決裁に関する事																				
略																					
番号	事務局長の専決事項																				
略																					
4	予算計上している経費であって、1件20万円を超えない費用の支出に関する事																				
略																					
<p>別表3 事務局次長の専決事項（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>事務局次長の専決事項</th> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>予算計上している経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>事務所の日常的な管理に関する事</u></td> </tr> </table>	番号	事務局次長の専決事項	<u>1</u>	<u>予算計上している経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事</u>	<u>2</u>	<u>事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理</u>	<u>3</u>	<u>事務所の日常的な管理に関する事</u>													
番号	事務局次長の専決事項																				
<u>1</u>	<u>予算計上している経費であって、1件50万円を超えない費用の支出決裁に関する事</u>																				
<u>2</u>	<u>事業計画に基づく職域別部会委員会、特別委員会及びこれらに準ずる委員会の開催通知書の処理</u>																				
<u>3</u>	<u>事務所の日常的な管理に関する事</u>																				

(4) 「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正（第4回理事会・令和3年3月23日）

ア 改正の理由：

令和3年6月23日に開催予定の第78回通常総会において、役員改選が予定されているが、役員選任については、「日本獣医師会役員選任規程」（以下「役員選任規程」という。）で規定されており、第3条（役員選任方法）第1項の規定に基づき、「総会における役員選任は、総

会に提出された役員候補者について、候補者ごとに賛否を確認する方法により行う。」とされている。

また、第2項の規定に基づき、「役員候補者が定款第25条で定める役員の定数（以下「役員定数」という。）の上限を超える場合は選挙により選任する。」とされている。

選挙の方法は、第4条（選挙による選任）に規定されているが、第1項第2号の規定に基づき、「投票は、投票者名を無記名とし、予め役員候補者氏名を印刷又は記入した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会の下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は、役員定数以内でなければならない。」とされ、正会員は総会に出席した上で、総会会場において無記名投票により直接投票箱に投票しなければならない。

次回第78回通常総会は、その時点での新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、定款第22条第1項及び第2項の規定に基づき、書面議決又は他の正会員を代理人とする議決権の行使の委任による総会出席のみなし対応も想定される。その際、役員改選にあたり選挙を行う場合、書面議決等による出席者は、現行の規程上は投票箱への投票以外には不可能となっているため、書面議決等による出席者も投票が可能となるように、役員選任規程の一部を改正する。併せて別記様式1～5中「平成」を削除する。

なお、書面議決等による出席者については、オンライン会議による総会の視聴及び質疑が可能となるよう配慮することとしたい。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア)「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p>(選挙による選任) 第4条 前条第2項の規定による選挙は、次の方法により行う。</p> <p>(2) 投票は、投票者名を無記名とし、予め役員候補者氏名を印刷又は記入した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会の下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は、役員定数以内でなければならない。<u>ただし、総会に出席できない正会員は、予め公示された役員候補者について書面をもって投票し、又は他の正会員を代理人として投票権の行使を委任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">日本獣医師会役員選任規程</p> <p>(選挙による選任) 第4条 前条第2項の規定による選挙は、次の方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 投票は、投票者名を無記名とし、予め役員候補者氏名を印刷又は記入した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会の下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は、役員定数以内でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>附 則（令和3年3月23日一部改正、令和3年度第4回理事会承認） この改正は、令和3年3月23日から施行する。</p>	
	<p>(別記様式1) その1</p>

<p>日本獣医師会役員候補者立候補届出書</p> <p>____年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>日本獣医師会役員候補者立候補届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>
(別記様式 2)	
<p>所属する獣医師会の推薦書</p> <p>____年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>所属する獣医師会の推薦書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>
(別記様式 3)	
<p>日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書</p> <p>____年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>
(別記様式 4)	
<p>日本獣医師会役員候補者選出推薦書</p> <p>____年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>日本獣医師会役員候補者選出推薦書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>
(別記様式 5)	
<p>副会長選出区分候補者推薦理由書</p> <p>____年 月 日</p>	<p>副会長選出区分候補者推薦理由書</p> <p>平成 年 月 日</p>

(略)	(略)
-----	-----

2 変更認定申請等

- (1) 令和2年3月2日付け府益担第230号により、災害対策事業が本会の公益目的事業として認定された。ただし、災害対策事業のうち獣医療提供体制復旧支援は、公益目的事業資金の会員構成獣医師（個人）への提供とみなされることから、本申請から削除するよう内閣府公益認定等委員会から指摘がなされ、獣医療提供体制復旧支援を除外した内容で認定された。
- (2) しかし、近年多発する大規模災害及び家畜伝染病による災害時において、会員構成獣医師が被災している現状を鑑みると、相互扶助の観点から災害見舞金制度を創設し、被災会員構成獣医師の生活再建を支援することにより、被災地における獣医療提供体制の速やかな復旧に資することが必要とされる。そのため、令和元年度第6回理事会（令和2年3月30日）において、行政庁にその他の事業（相互扶助等事業）に災害見舞金制度を追加することについての変更認定申請を行うこと等の承認を受け、申請した。
- (3) 令和2年8月19日付け府益担第510号により、本会のその他の事業（相互扶助等事業）に災害見舞金制度を追加することが認定された。

3 緊急災害時対応

(1) 令和元年台風15・19・21号等における対応

ア 令和元年台風15・19・21号等による被害状況及び被災動物救護活動等調査

令和2年5月12日付け2日獣発第19号「令和元年台風15・19・21号等による被害状況及び被災動物救護活動等調査について」により調査を実施。

イ 令和2年度第2回理事会に被害状況及び被災動物救護活動等調査を報告し、支援金等配分の対応方針を確認。

令和2年9月18日開催の令和2年度第2回理事会にて、被害状況及び被災動物救護活動等調査を報告し、支援金等配分の対応方針として、「募金額から救護活動支援額（被災動物救護活動分）を充当後、支援要請地方獣医師会と個別協議の上、寄附金残による支援可能額の金額を各地方獣医師会ごとに配分」することを確認した。

ウ 「令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金」の募集終了

令和2年10月9日付け2日獣発第149号「令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金」の募集終了についてにより、令和2年10月16日をもって支援金の募集を終了。

エ 令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金の配分（令和2年12月25日）

(ア) 令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金応募状況

募金額：10,290,095円（38地方獣医師会、12個人・動物病院等）

(イ) 救護活動支援額（被災動物救護活動分）

6地方獣医師会：6,032,000円

（宮城県・茨城県・栃木県・千葉県・川崎市・長野県獣医師会）

獣医師等56名が延べ138日従事し、被災動物80頭を診療。

犬猫等201頭を延べ1,044日一時預り。

(ウ) 支援金残額：4,258,095円

上記(ア)募金額から上記(イ)救護活動支援額(被災動物救護活動分)を充当後の残額

(エ) 災害見舞金額(被災地獣医療提供体制復旧支援分)

a 災害見舞金要請額(被災地獣医療提供体制復旧支援分)

12地方獣医師会：50,250,000円

(岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・東京都・長野県獣医師会)

全壊5・大規模半壊3・半壊6・一部損壊121(準半壊・10%未満)・機器等の被害9

b 支援金残による支援可能額

：7,367,857円

(平成30年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金：1,049,965円

平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金：2,059,797円

令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金：4,258,095円)

c 災害見舞金額(被災地獣医療提供体制復旧支援分)

支援要請地方獣医師会と個別協議の上、支援可能額を各地方獣医師会ごとに配分

12地方獣医師会：7,367,817円

(岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・東京都・長野県獣医師会)

(オ) 各地方獣医師会への支援金配分合計

：13,399,857円

(救護活動支援額(被災動物救護活動分)6地方獣医師会：6,032,000円

災害見舞金額(被災地獣医療提供体制復旧支援分)12地方獣医師会：7,367,817円)

※ 差額(40円)については、振込手数料に充当した。

獣医師会	救護活動支援額 (被災動物救護活動分)(円)	災害見舞金額 (被災地獣医療提供体制復旧支援分)(円)	合計送金額(円)
岩手県獣医師会		58,720	58,720
宮城県獣医師会	201,000	270,000	471,000
仙台市獣医師会		44,040	44,040
福島県獣医師会		1,321,207	1,321,207
茨城県獣医師会	3,180,000	462,422	3,642,422
栃木県獣医師会	54,000	572,523	626,523
千葉県獣医師会	611,000	2,598,374	3,209,374
神奈川県獣医師会		1,086,326	1,086,326
横浜市獣医師会		117,441	117,441
川崎市獣医師会	213,000	308,282	521,282
東京都獣医師会		88,080	88,080
長野県獣医師会	1,773,000	440,402	2,213,402
合計	6,032,000	7,367,817	13,399,817

(カ) 令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金配分

	金額	備考
支援金	10,290,095 円	38地方獣医師会、12個人・動物病院等
配分額	10,290,095 円	12地方獣医師会
残 額	0 円	

(2) 令和2年豪雨・台風災害における対応

- ① 令和2年豪雨（後に「令和2年7月豪雨」と名称が定まる。）は、7月3日から31日にかけて発生した一連の大雨であり、特に九州地方において記録的な大雨をもたらした。この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での反乱が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。
- ② 令和2年の台風発生状況は、7月は例年より少ない23個、8月は例年より多い21個発生した。台風10号は上陸には至らなかったものの、九州に接近し、南西諸島や九州を中心に観測史上1位の値を超える記録的な暴風をもたらした。また、宮城県等で大雨となり、雨風によって人的被害や住家被害、広範囲での停電が発生した。台風14号は沖縄地方から本土、伊豆諸島に接近し、伊豆諸島南部で記録的な大雨をもたらした、伊豆諸島や東海地方で土砂災害が発生した。

ア 日本獣医師会における対応等

(ア) 日本獣医師会独自の取組み

a 情報の収集・提供等

7月7日に発生した豪雨による被災報道を受け、7月8日に「令和2年豪雨災害緊急対策本部」を立ち上げ、主な被災地である九州地方の獣医師会に電話にて被災状況等を確認した。第1回会議において、日本獣医師会災害時動物救護支援事業規程及び日本獣医師会災害見舞金規程に基づき支援金の募集を行うことが決定された。

9月4日には、全国の地方獣医師会に向けて「令和2年豪雨災害による被災動物救護活動等に対する支援・協力のお願について」を施行及び日本獣医師雑誌（第73巻第10号）に掲載し、被災動物救護活動及び被災地の獣医療提供体制の復旧のための支援を依頼した。

7月の豪雨、8月に発生した台風被災をうけ、地方獣医師会に向けて会員の被害状況の確認と救護活動等調査を依頼した（令和2年9月10日付け2日獣発第118号「令和2年豪雨・台風災害による被害状況及び被災動物救護活動等調査について」）。

b 支援活動

今回の令和2年豪雨・台風により発生した風水害等の災害に対し、①被災動物救護活動への支援、及び②被災地の獣医療提供体制の復旧のための支援を実施するため、「令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金」を設置し（【別紙1】参照）、本会会員地方獣医師会及び会員構成獣医師に対して支援を依頼した（令和2年9月4日付け2日獣発第113号「令和2年豪雨災害による被災動物救護活動等に対する支援・協力のお願について」）。なお、支援金の募集要領は前述の通り、日本獣医師会雑誌に掲載し、広く募集した。支援金は令和3年3月31日をもって締め切り、翌年度に被害報告のあった地方獣医師会へ送金することとした。

(イ) 令和2年豪雨・台風災害動物救護活動等状況

寄附金額：9,134,789 円（令和3年3月31日現在）

a 被災動物救護活動（被災動物救護活動分）

福岡県：犬猫等3頭を病院2カ所で延べ62日間一時預り。

熊本県：獣医師5名が延べ5日間、9カ所の避難所で犬猫等21頭を診療。

犬猫等2頭を述べ97日間一時預り。

b 自宅及び診療施設等の被災状況（被災地獣医療提供体制復旧支援分）

長崎県：自宅の一部損壊（10%未満）6・診療所の一部損壊（10%未満）4
福岡県：診療所の準半壊1（機器等の被害1）
大分県：自宅の一部損壊（10%未満）1、診療所の一部損壊（10%未満）1
熊本県：自宅の全壊1

被災動物に係る相談窓口の設置、仮設住居入居者への相談会支援等の活動

【別紙1】

公益社団法人 日本獣医師会 令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業に係る寄附金の募集について

1 お 願 い

公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物の福祉の増進に寄与することを目的とする様々な事業を、会費及び事業収入により運営しているところです。このうちの災害対策事業につきましては、皆様からのご支援をいただくことにより、緊急災害時における動物救護活動等の一層の充実を図ることが可能となります。

本会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2 寄附金の使途

このたびの寄附金は、令和2年豪雨災害に起因する災害時動物救護支援事業を中心とした災害対策事業（公益目的事業）及び災害対策事業災害見舞金（相互扶助等事業）に使用します。災害対応終了後は、救護活動等の状況を踏まえて災害対策事業（公益目的事業）の強化に充てます。

また寄附金の使途については、寄附総額の50%以上（本会の会員地方獣医師会及び会員構成獣医師以外の市民等からの寄附金は全額）を定款第4条に規定する公益目的事業である災害対策事業に使用し、残余の額は定款第5条に規定する相互扶助等事業である災害対策事業災害見舞金に使用します。

3 災害時動物救護支援事業とは

災害が発生した際に行われる被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧が円滑に行われるよう、本会と本会の正会員である地方獣医師会が連携して支援を行うとともに、全国的な視点からの支援活動の推進及び支援体制の整備を行うものです。

【主な活動】

- （1）被災動物の救護のための飼育動物診療施設、避難所等における被災動物の診療、一時預り、飼育相談等
- （2）公益法人である地方獣医師会が公益目的事業として行う被災動物の救護等に係る費用の助成又はその他の地方獣医師会が行う被災動物の救護等に係る業務の委託
- （3）被災地の地方獣医師会からの要請等に基づく支援要員の派遣

4 期 間

令和2年8月から当分の間（寄附金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえて決定する。）とします。

5 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定（認定日は2012年（平成24年）3月22日、法人登記日は同年4月1日）されており、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。また、

税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄附については前記（所得控除）とのおい
ずれか一方を選択いただくことができます。

6 寄附金の振込み（寄附）先

【振込口座】	
銀行名	三菱UFJ銀行（0005）
支店名	青山通支店（084）
区分・口座番号	普通預金 No.0395237
口座名義	<small>コウエキシャダンホウジンニホンジュウイシカイ</small> 公益社団法人日本獣医師会（ジャ）ニホンジュウイシカイ

7 受領書（領収書）をご希望の場合

寄附金の受領書をご希望の場合は、「受領書希望」の旨と下記①～⑦を明記の上、本会事務局
あてEメール又はFAXにてご連絡をお願いいたします。なお、受領書発行にはお時間を要しま
す。ご了承ください。ご連絡頂いた個人情報には本会の個人情報保護に関する関係規程に基づき適
切に管理いたします。

[受領書発行を希望される場合に必要な記載事項]

- ①寄附金名（令和2年豪雨災害動物救護活動等支援事業寄附金）、②氏名（受領書の宛名）、
③住所、④電話番号、⑤寄附日（送金日）、⑥寄附額、⑦振込人名

[本会事務局連絡先]

Eメール：jvma-donation@nichiju.or.jp

FAX：03-3475-1604

4 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応の経過

令和2年1月15日我が国初の発生が確認された新型コロナウイルス感染症に対する令和2年
度における本会の対応は、以下のとおりである。

令和2年4月3日：

今後、政府の緊急事態宣言発出に伴う外出禁止等の措置が講じられた場合に備え、副会長兼専
務理事事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って都市封鎖等の措置が発動された場合
における小動物診療施設等の対応について」を地方獣医師会会長あて通知し、本通知の別紙等を
参考に感染防御に努められるよう小動物開業等関係会員獣医師あて周知徹底を依頼するとともに、
本会ホームページへ掲載した。

政府の緊急事態宣言発出に備え、事務局役職員による緊急会議を開催し、今後の対応について
協議した。

令和2年4月6日：

翌日に発出が見込まれる政府の緊急事態宣言に備え、「新型コロナウイルス感染防御に関わる外
出禁止が要請された場合の日本獣医師会事務局の対応について」を地方獣医師会会長あて送付し、
発出後の事務局の閉鎖、閉鎖中の対応及び業務等について事前に周知した。

令和2年4月7日：

政府から緊急事態宣言が発出される。

本宣言を受け、地方獣医師会会長あて外出自粛期間の事務局閉鎖及び業務停止とともに、日本

獣医師会雑誌第73巻第5号（令和2年5月号）の発刊延期について周知した。また、本件並びにマイクロチップデータ登録業務の一時停止及び電子メール対応による緊急対応の継続についてホームページに掲載した。

厚生労働省健康局結核感染症課から、狂犬病予防注射を7月以降に延期しても差し支えないとの方向で検討中である旨のメール連絡を受け、本会から地方獣医師会にその旨を情報提供した。

令和2年4月8日：

緊急事態宣言発出を受け事務局を閉鎖、地方獣医師会、本会役員等からの緊急対応に関する連絡先を保安要員として出勤する古賀事務局長に一本化して対応することとした。

令和2年4月9日：

農林水産省からの依頼を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）について地方獣医師会あて情報提供した。同日、厚生労働省健康局結核感染症課が、令和2年4月8日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（情報提供）」により、①狂犬病予防法第5条及び狂犬病予防法施行規則第11条の規定に基づき、4月1日から6月30日までとされている予防注射期間について、感染症のまん延防止の観点から7月1日以降としても差し支えないとする方向で検討を進めていること、及び②市町村における集合注射の実施の可否についても、各地域での感染症の発生状況を踏まえ柔軟に検討するとともに、実施する場合は感染防御対策を徹底することを都道府県等に通知したことを受け、同内容を、事務連絡「狂犬病予防法に基づく予防注射の時期について」により地方獣医師会に通知した。

令和2年4月14日：

農林水産省からの依頼を受け、基本的対処方針を踏まえた、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための出勤者削減要請について地方獣医師会あて情報提供した。

環境省からの依頼を受け、4月13日付け厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣及び環境大臣連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」を地方獣医師会あて情報提供した。

4月3日付け副会長兼専務理事事務連絡の記載内容の拡大解釈により獣医師法上の疑義が生じる危惧に鑑み、副会長兼専務理事事務連絡「緊急事態宣言」の発出に伴う外出自粛要請の期間中における小動物診療施設等の対応に係る留意事項について」を地方獣医師会会長あて送付し、同事務連絡では外出自粛要請の期間中を前提に対応方を提示したものであり、例示した「オンライン診療」等は、獣医師法第18条に規定された「無診察診療」に該当しない範囲内で実施する必要がある旨周知した。

令和2年4月16日：

環境省からの依頼を受け、4月9日付け同省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた事業者における配慮事項等について（依頼）」を地方獣医師会あて情報提供した。

厚生労働省から依頼を受け、4月15日付け同省事務連絡「動物を飼育する方向け Q&A の送付について」を地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年4月17日：

環境省からの依頼を受け、副会長兼専務理事事務連絡「新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの預かり等の相談への対応について」を地方獣医師会会長あてに送付し、自治体の動物愛護管理部局と地方獣医師会の連携を呼びかけた。

令和2年4月20日：

業務運営幹部会を Web 会議により開催した。令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神戸）を中止し、令和2年度獣医学術地区学会・大会の中止を各地区に要請する方針が決定さ

れた。

令和2年4月21日：

農林水産省からの依頼を受け、4月17日付け厚生労働省労働基準局長通知「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々の感染予防、健康管理の強化についての協力依頼」及び基本的対処方針に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた区域における在宅勤務等の推進について地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年4月22日：

全ての地区獣医師会連合に対して、令和2年度獣医学術学会年次大会の開催中止の報告を行うとともに、令和2年度獣医学術地区学会・大会の開催中止要請の承諾の可否について電話・メールでの意向確認を行った。

令和2年4月24日：

本会理事・監事及び学会正副会長に対して、令和2年度獣医学術学会年次大会の開催中止及び全ての地区に対する令和2年度獣医学術地区学会・大会の開催中止の確認依頼を行ったことをメールにて報告した。

令和2年4月27日：

環境省からの依頼を受け、4月24日付同省事務連絡「接触機会の低減に向けた取り組み徹底について（協力依頼）」を地方獣医師会あて情報提供した。

5月28日から開催予定の令和元年度決算監査会及び5月29日開催予定の令和2年度第1回理事会の開催延期について理事及び監事宛てに連絡し、併せてテレワーク等の際の連絡先の再確認やWEB会議の場合の対応環境の確認を行った。

令和2年4月28日：

令和2年度獣医学術学会年次大会の開催中止及び令和2年度獣医学術地区学会・大会の開催中止要請について全ての地区からメール等により承諾を得るとともに、本件について令和2年4月28日付け2日獣発第12号により開催担当地方会に対し通知した。

また、同内容について、全地方会に対しメールにて情報提供を行った。

農林水産省からの依頼を受け、厚生労働省で実施予定の雇用調整助成金のさらなる拡大及び中小企業持続化給付金について地方獣医師会あて情報提供した。

日本獣医師会メールマガジン（メルマガ日獣）第184号にて、会長短信「春夏秋冬（75）パンデミックの再発を阻止する One Health の実践体制の構築」を配信した。

「令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神戸）開催中止のお知らせ」をホームページに掲載した。

令和2年5月1日：

ワンヘルスアプローチによる新型コロナ対策 Web 会議を開催した。

理化学研究所 増田健一氏から新型コロナウイルス感染症及びワクチンに関する情報提供を受けたほか、次回の業務運営幹部会において、「日本獣医師会新型コロナウイルス感染症緊急対策本部」の設置について協議することとされた。

農林水産省からの依頼を受け、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が4月30日付けで成立、施行されたことを受けて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等が構ずることとなり、国税庁、総務省、厚生労働省が Web サイトを開設した旨地方獣医師会あて情報提供した。

同日、同省からの依頼を受け、「畜産事業者（特に大規模経営団体）における新型コロナウイルス感染防止対策について」を地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年5月4日：

緊急事態宣言が5月末まで延長された。

令和2年5月7日：

農林水産省からの依頼を受け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針」が5月4日付けで変更されたことについて地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年5月11日：

FAVA 関係会議の延期等についてホームページに掲載した。

令和2年5月13日：

環境省からの依頼を受け、「ペットを飼っている皆さまへ -新型コロナウイルスへの対応 -」の普及啓発用チラシの公開及びペット関連の新型コロナウイルスに関連する環境省ホームページの更新（4月24日）について地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年5月14日：

緊急事態宣言が8都道府県（北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫）を除く39の県で解除された。

令和2年5月18日：

農林水産省からの依頼を受けて、「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について」を地方獣医師会あて情報提供した。

同日、同省からの依頼を受けて、新型コロナウイルス対策関係の支援策についてまとめた農林水産省の Web ページに持続化給付金のパンフレット及びリーフレットが追加された旨地方獣医師会あて情報提供した。

厚生労働省からの依頼を受けて、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」を地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年5月22日：

緊急事態宣言が3府県（大阪、京都、兵庫）で解除された。

大韓獣医師会から医療用マスク1万枚、タマホーム株式会社から一般用不織布マスク5万枚が本会に寄贈され、本会が一括して公益社団法人日本医師会に寄贈した。

マスクの寄贈に対して、日本医師会から大韓獣医師会、タマホーム株式会社及び日本獣医師会に感謝状が贈られ、同時に日本医師会と日本獣医師会から「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」が発表された。

同日開催された本会の業務運営幹部会において、「日本獣医師会新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」の設置が了承され、業務運営幹部会終了後、緊急対策本部第1回会議が Web 会議にて開催された。

令和2年5月25日：

緊急事態宣言が全国で解除された（北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川も解除）。

令和2年5月26日：

4月8日に緊急事態宣言発出を受けて実施した事務局の閉鎖等の措置を解除し、地方獣医師会、本会役員等に連絡した。

地方獣医師会あて、政府から新型コロナウイルス感染防御に係る緊急事態解除宣言の発出を受け、本日から事務局業務を再開した旨報告するとともに、本会における今後の働き方の新しいスタイルへの対応及び感染症予防対策を示した『新しい生活様式』に対応した業務への取組みを送付し、情報提供した。

令和2年5月29日：

農林水産省からの依頼を受け、令和2年5月11日付けで発出された「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン」について、5月22日付けで改正された旨地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年6月1日：

厚生労働省から、①狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について、本年12月31日まで延長する方向での検討を行っていること、②今月中には狂犬病予防法施行規則の改正及び関連通知の発出を行う予定であることについて自治体担当課あてに連絡した旨連絡があり、地方獣医師会に依頼した令和2年度における狂犬病予防注射の実施状況及び新型コロナウイルス感染症に係る動物の預かり対応の検討状況（5月31日現在）の取りまとめ結果とともに、地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年6月2日：

感染者の増加を受けて、東京都は感染再拡大の兆候があるとして独自の警戒情報「東京アラート」を発動し、警戒を呼び掛けた。

令和2年6月4日：

令和2年度における狂犬病予防注射の実施について、現状のままでは、市区町村による集合注射の再開をはじめ予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が法に定められた予防注射を受けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあることから、境副会長兼専務理事が厚生労働省へ訪問し、同省健康局長あての要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について（要請）」（令和2年6月4日付け2日獣発第29号）を同局結核感染症課の梅田感染症情報管理官に手渡し、速やかに実施方針を提示するよう要請した。

令和2年6月8日：

令和2年度第1回理事会（書面開催）において、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議」を承認した。

令和2年6月11日：

6月2日に発動した東京アラートが解除された。

令和2年6月12日：

6月4日付け本会の要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課長から令和2年6月11日付け健感発0611第2号をもって、同日「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）」が公布され、令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者または管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととされた旨の通知があり、地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年6月19日：

自由民主党経済成長戦略本部座長である林 芳正参議院議員に対して、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請」を実施した（本要請については、後日、自由民主党獣医師問題議員連盟の麻生太郎会長及び同連盟の森英介幹事長にも併せて説明を実施した）。

令和2年6月23日：

第77回通常総会（書面開催）において、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共

通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議」を採択した。

令和2年6月25日：

環境省からの依頼を受け、令和2年6月22日付けで発出された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（周知）」について、6月19日付けでリリースされた旨地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年7月31日：

新型コロナウイルス緊急対策本部第2回会議を Web 会議にて開催し、ホームページに掲載した「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について（5月1日付け日本獣医師会の見解）」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について（4月3日付け事務連絡の別添1）」の一部見直し、感染者の飼養するペットの預かり等、猫、犬等に対する PCR 検査が必要と判断される場合の検査依頼機関、愛玩動物に対する調査研究への対応、狂犬病予防法に基づく予防注射の対応等について協議した。

令和2年8月3日：

アニコム・ホールディングス株式会社から、同社の新型コロナウイルス感染者の飼育ペットを預かるプロジェクト『#StayAnicom』で預かった2世帯の犬2頭において、PCR 検査の結果、同ウイルス感染「陽性」が確認された旨地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年8月11日：

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から令和2年8月7日付け事務連絡をもって、8月5日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して「お盆休みにおける帰省等のあり方について」提言がなされたことに伴い、感染拡大防止策の実施に取り組むよう地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年8月12日：

農林水産省から、令和2年8月7日付け基発第0807号をもって厚生労働省労働基準局長から農林水産省消費・安全局長あて「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」が発出されたことを受け、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の改訂とともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等の内容について周知依頼があり、その旨地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年8月26日：

公益社団法人中央畜産会から、令和2年8月11日付け2年度発中畜第2002号「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について」の通知を受け、7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において示された「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」に記載されている事項について見直しを行い、標記ガイドラインを改正された旨地方獣医師会あて通知（令和2年8月26日付け2日獣発第102号）した。

令和2年9月17日：

令和2年9月17日付け事務連絡「令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病予防注射の実施等について」により、狂犬病予防注射の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じる必要があることから、集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項を取りまとめたので、予防注射の実施に当たっては、当該留意事項に従って十分に安全を確保した上で対応するよう地方獣医師会あて依頼した。

令和2年9月18日：

令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されたことを受け、令和2年9月18日付け2日獣発第134号「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について」により、全部もしくは一部の地域において予防注射が未実施の地方獣医師会においては新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施するよう地方獣医師会あて依頼した。

令和2年10月28日：

「新型コロナウイルス感染症に対する日本獣医師会事務局の対応について」を一部改正した第2版を令和2年度第7回業務運営幹部会において了承した。

農林水産省の依頼により、10月23日に第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、多くの方が休暇を取ることが予想される年末年始に向けて政府に対し提言された「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の内容について、適切な履行に取り組むよう地方獣医師会あて情報提供した。

令和2年12月18日：

自由民主党獣医師問題議員連盟 麻生会長、野上農林水産大臣、小泉環境大臣及び田村厚生労働大臣（厚生労働省正林健康局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官）に対し、新型コロナウイルス感染症等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること等について要請活動を実施した。

令和3年1月6日：

政府が1月7日に「緊急事態宣言」を再発令する旨の方針を発表されたことを踏まえ、宣言発動後の本会事務局の対応方針等について事前に協議するため、新型コロナウイルス緊急対策本部第3回会議をWeb会議にて開催した。会議では、本会の宣言実施期間内の事務対応の他、東京農工大学からの犬及び猫の検査体制構築についての提案、前回報告した東京大学医科学研究所による主要5都市の猫及び犬における血清中の抗体保有状況の調査結果、令和2年度獣医学術学会年次大会の代替企画であるオンラインセミナーのうち、2月20日開催の「with コロナ下におけるペットとの付き合い方ー正しく知ろう、動物と人のコロナウイルス感染症ー」等について協議した。

令和3年1月7日：

政府は、年末年始からの新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速な感染状況を踏まえ、特別措置法の規定に基づき、令和3年1月8日から2月7日まで、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部3県に対して緊急事態宣言を発令した。

令和3年1月13日：

政府は、令和3年1月14日から新規感染者数、病床の利用率などを考慮し、緊急事態宣言の対象区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の7つの府県を追加した。

令和3年1月21日：

農林水産省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が発出した令和3年1月13日付け事務連絡、①「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について」、②「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、③「職場への出勤等（テレワーク等）について」の周知依頼を受け、本通知に記載された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に係る留意事項等について地方獣医師会あて情報提供した。

令和3年2月2日：

政府は、新型コロナウイルス感染症の全国での感染状況を踏まえ、緊急事態宣言の対象区域について、感染者数が減少している栃木県を2月7日で解除するとともに、その他10都府県については3月7日まで実施期間を延長した。

令和3年2月5日：

農林水産省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が発出した令和3年1月13日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について」の周知依頼を受け、緊急事態措置の実施区域の10都府県への変更及び当該区域における3月7日までの実施期間の延長等について、地方獣医師会あて情報提供した。

令和3年2月8日：

令和3年2月8日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防注射の実施について」をもって、令和3年度の狂犬病予防注射の実施に当たり、①実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意して、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射における留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じること、②都道府県内の各市区町村からの狂犬病予防事業の一括受託契約の締結について積極的に取り組み、都道府県内における予防注射業務が一層組織的かつ統一的に実施されるよう尽力することについて、地方獣医師会あて依頼した。

また、同日付け2日獣発第256号「令和3年度における狂犬病予防注射の実施等について(要請)」をもって、厚生労働省健康局長あて、①令和3年度狂犬病予防注射が各市区町村で円滑かつ確実に実施され、犬の飼い主が年1回の予防注射を実施することができるよう、事前に都道府県等に対し今年度の実施方針について提示すること、②狂犬病予防注射を含めた狂犬病予防事業が各都道府県内において組織的かつ統一的に実施されるよう、管下の市区町村において各地方獣医師会と一括委託を含め十分連携して予防注射業務を遂行するよう指導することについて要請した。

令和3年2月15日：

本会からの上記要請に基づき、令和3年2月10日付け事務連絡をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部(局)長あてに発出され、

- ① 令和3年度の予防注射の時期については、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えない方向での検討を進めていること、
- ② 都道府県等においては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、犬の所有者や獣医師等の感染リスクに留意し柔軟に予防注射の接種計画を検討するよう、管内の市区町村を含む関係者に周知すること、
- ③ 市区町村で実施する集合注射についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討し、感染拡大防止対策を徹底して実施すること、
- ④ 実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施を推進することが周知され、本会へその旨の周知が依頼された。

同省の依頼を受け、令和3年2月15日付け2日獣発第260号「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」をもって、①予防注射を確実な感染防止措置により実施すること、②各都道府県及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定し、漏れなく実施することについて、地方獣医師会あて依頼した。

令和3年2月20日：

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の代替企画、オンラインセミナー「時代のニーズに応じる獣医療を目指して」の1回目として、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム「with コロナ下におけるペットとの付き合い方ー正しく知ろう、動物と人のコ

「新型コロナウイルス感染症」を開催し、新型コロナウイルス感染症の人及び動物における最新情報の他、人とペットの感染症等についての講演を配信した。

令和3年2月28日：

政府は、10都府県に出されている緊急事態宣言のうち、大阪、兵庫、京都の関西3府県と、愛知県、岐阜県、福岡県の合わせて6つの府県については、新規感染者数の減少等を考慮し緊急事態宣言を前倒しして解除した。

令和3年3月2日：

令和3年2月26日付け健発0226第4号をもって、厚生労働省健康局長から「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知が各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに発出されたことを受け、令和2年3月2日付け2日獣発第277号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、令和3年度の予防接種の実施については令和2年6月12日の省令改正に準じた内容であるが、予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情がある場合は、令和3年3月2日から同年12月31日までの間に受けることも差し支えないこととされたので、各都道府県及び市区町村等と連携し、速やかに令和3年度の予防注射の接種計画を策定の上、予防注射を漏れなく実施するよう地方獣医師会あて依頼した。

令和3年3月5日：

政府は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のみならず、病床の使用率が高い地域があること、感染者数は減少傾向にあるが、その速度は鈍化していること、人出が増加している地域もあり、再拡大の懸念も高まっていること等を踏まえ、緊急事態宣言を3月21日まで延長した。

令和3年3月20日：

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の代替企画オンラインセミナーの5回目として、日本獣医公衆衛生学会企画オンラインセミナー「新型コロナウイルス感染症流行下における獣医公衆衛生の役割」を開催し、新型コロナウイルス感染症に対して獣医師が果たすべき役割、コロナ禍における東京都内における食中毒発生状況等についての講演を配信した。

令和3年3月21日：

政府は、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないことと判断し、緊急事態措置を終了した。

令和3年3月23日：

在宅勤務（テレワーク）環境整備のために助成申請していた、公益財団法人東京しごと財団から、令和3年3月3日付け2東し雇第94373号「助成額確定通知書」に基づき、事業継続緊急対策（テレワーク）助成金として1,859,000円が入金された。

令和3年3月24日：

農林水産省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が発出した令和3年3月18日付け事務連絡、①「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」、②「テレワーク等の推進について」及び令和3年3月19日付け事務連絡、③「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の周知依頼を受け、緊急事態宣言の終了、緊急事態宣言解除後の対応等について、地方獣医師会あて情報提供した。

令和3年3月25日：

農林水産省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が発出した令和3年3月22日

付け事務連絡「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」の周知依頼を受け、緊急事態宣言解除後においても、飲食店を選ぶ際のポイントや職場で感染症対策に取り組む際のポイント等について、地方獣医師会あて情報提供した。

5 豚熱への対応

(1) 豚熱等家畜伝染病対策検討委員会

平成2年9月2日付け岐獣発第215号をもって岐阜県獣医師会会長から「家畜特定伝染病対策特別委員の説値（要望）」が本会に提出され、これまでの豚熱対策の総括とともに、アフリカ豚熱等新たな家畜伝染病の侵入への対応が急務であり、獣医学的見地に基づいた提言・情報の発信が獣医学専門集団の責務として、速やかな委員会の設置し、豚熱対策・越境性感染症の防疫対策、ワクチン接種体制の整備、防疫業務に携わる獣医師の支援等についての検討が要望された。

これに対して、本会では、本会課題に関係する産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆委員会及び豚熱発生地域獣医師会等の関係者からなる豚熱等家畜伝染病対策検討委員会を設置し、令和2年11月30日に農林水産省担当官の臨席も得て、第1回目の委員会を開催した。

本会議では、国内における豚熱の発生状況及び防疫対応等が説明された後、豚熱等家畜伝染病対策等に対する提言の在り方及び豚熱等家畜伝染病対策への支援等について意見交換がなされた。

その結果、農場への配置が義務付けられた農場管理獣医師による一元的な接種の実施等について要請するとともに、全ての養豚農場で漏れなく接種がなされるよう支援体制を構築するため、本ワクチン接種支援対応が可能な獣医師のリストを取りまとめることとされた。

(2) 豚熱等の防疫措置についての要請

第1回豚熱等家畜伝染病対策検討委員会での検討を踏まえ、令和2年12月17日付け2日獣発第211号「豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）」をもって、農林水産省消費・安全局長あて要請活動を実施した（「第2事業報告 A 政策提言活動等 獣医療政策提言等の要請活動等（9）別記9」参照）。

(3) 豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リストの作成

豚熱ワクチン予防接種については、都道府県における接種業務が継続的かつ多頭数に及んでいることに鑑み、内閣府における地方分権改革に基づく地方公共団体の提案により、都道府県知事による一定の条件のもと家畜防疫員以外の民間獣医師による接種が認められることとなった。このことを受け、第1回豚熱等家畜伝染病対策検討委員会で検討し、全ての養豚農場で漏れなく接種がなされるよう支援体制を構築するため、令和2年12月14日付け及び令和3年3月5日付け事務連絡で、地方獣医師会に対して、本ワクチン接種支援対応が可能な獣医師のリストの取りまとめを依頼した。

(4) 豚熱対策等の情報提供

a 関係省庁からの通知等

(a) 農林水産省からの飼養豚への豚熱（CSF）ワクチン接種推奨地域の追加、豚熱の患畜確認のプレスリリースの他、家畜伝染病予防法の改正関連の通知等の内容について逐次、地方獣医師会へ情報提供した。

(b) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和2年4月2日付け2日獣発第6号「第12回拡大 CSF 疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた CSF 発生予防対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、同検討会において沖縄県での CSF の発生事例についての検討、疫学調査結果を踏まえ、食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底、適切な飼養衛生管理の確実な実施、地域ぐるみでの衛生対策の強化、飼養管理者、獣医師の責務と連携、農場で生じる豚の死体等の適切な処理の徹底について同省から都道府県畜産主務部長あて通知された旨関係者への周知を依頼した。

(c) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和3年1月15日付け2日獣発第239号「山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う飼養衛生管

理の再徹底等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、飼養衛生管理基準の遵守徹底の喚起及び飼養者に対する防疫対策の進捗・指導状況の同省への報告による発生予防対策のための指導徹底と早期発見・早期通報の励行について同省から都道府県畜産主務部長あて通知された旨関係者への周知を依頼した。

6 事務局の改修

本会事務局は、新青山ビルディング(昭和53年竣工)を区分所有しており、373.52 m²を役員室、事務局、会議室、書庫・作業室として利用してきた。

事務局は昭和63年に大規模修繕工事を行って以来、基本的なレイアウト等は変更されておらず、平成23年に日本動物保護管理協会を吸収合併し、また令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正を受け、マイクロチップ業務対応人員が増加し、事務局面積が限界となっていた。

また、プライバシーマーク(平成30年8月取得)対応及びセキュリティ強化のために事務局のレイアウト変更は喫緊の課題であった。

これまでの事務局の問題点を解決し業務の効率的な遂行の為、事務局を102.04 m²拡張し、通信環境の整備及びセキュリティ強化を行い、Web会議・テレワーク等に対応した事務局環境を整備した。

7 「紺綬褒章」公益団体の認定

環境事務次官から令和3年3月2日付け環境秘発第2103022号「褒章条例に関する内規第2条に基づく公益団体の認定について」の通知があり、内閣府賞勲局長から環境事務次官宛て令和3年2月12日付け府賞第64号「褒章条例に関する内規第2条に基づく公益団体の認定について」により、本会は、内閣府賞勲局長から公益のために私財を寄附された個人・団体に授与される「紺綬褒章」の公益団体として認定された。この認定により、個人は500万円以上、団体・企業等は1,000万円以上を本会に寄附し、一定の基準を満たした場合、紺綬褒章授与の申請対象となる。ただし、「紺綬褒章」の公益団体であることを寄附金募集の手段として広報宣伝してはならないとされている。

8 会員組織基盤の強化対策

(1) 日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成21年度第3回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」(平成21年10月27日付け21日獣発第185号)により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたいことを要請したが、令和2年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ 令和2年度においても獣医学系大学(獣医学科)の優等卒業生を表彰し、全卒業生に対しても日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット、日本獣医師会雑誌(令和3年1月号)を配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。

ウ 学生のときから獣医師会への興味・関心を促すために、共用試験を合格した獣医学科の学生全員に対して、本会が作製する合格証を交付するとともに、日本獣医師会雑誌を無料送付することを令和4年度より始める体制を整えた。

第2 事業報告

A 政策提言活動等

獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

- (1) 令和2年4月16日付け【別記1】
「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う要請
要請先等：農林水産省消費・安全局動物衛生課
- (2) 令和2年5月15日付け【別記2】
産業動物獣医師修学資金申込者を対象とした地域枠入試の実施に係る要請書
（中央畜産会と全国農業共済協会と連名で要請）
要請先等：全国国公立大学
- (3) 令和2年5月18日付け【別記3】
第一種動物取扱業が遵守すべき基準の具体化に関する要望書
（犬猫適正飼養推進協議会の構成団体として）
要請先等：環境大臣
- (4) 令和2年6月、8月、8月27日、10月29日、3月19日付け【別記4】
新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する要請
要請先等：自由民主党 経済成長戦略本部座長等
参議院 自由民主党政策審議会 会長
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長等
公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会
立憲民主党 獣医師・獣医療・「ワンヘルス」政策議員連盟
- (5) 令和2年9月1日付け【別記5】
「第6回動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」で示された「適正な飼養管理の基準の具体化について：飼養管理基準を定める事項（案）」についての要望書
（犬猫適正飼養推進協議会の構成団体として）
要請先等：環境大臣
- (6) 令和2年9月24日付け【別記6】
令和3年度農林関係予算関係要望「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する予算要望」
要請先等：自由民主党 農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議
- (7) 令和2年9月30日付け2日獣発第143号【別記7】
公務員獣医師の処遇改善に関する要請活動について
（各地方獣医師会会長宛てに本会会長との連名による要請書様式を活用した要請活動を依頼）
要請先等：各都道府県知事及び各都道府県人事委員会委員長
- (8) 令和2年10月29日、11月5日、11月27日、12月2日、12月18日、3月19日付け【別記8】
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請
要請先等：公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長・幹事長・事務局長
立憲民主党 獣医師・獣医療・「ワンヘルス」政策議員連盟
- (9) 令和2年12月17日付け2日獣発第211号【別記9】
豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）
要請先等：農林水産省消費・安全局長
- (10) 令和2年12月18日付け2日獣発第210号【別記10】
獣医学教育の整備・充実について（要請）
要請先等：文部科学省高等教育局長

- (11) 令和2年12月18日付け2日獣発第212号【別記11】
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）
要請先等：農林水産大臣
- (12) 令和2年12月18日付け2日獣発第213号【別記12】
人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）
要請先等：厚生労働省健康局長、生活衛生・食品安全審議官
- (13) 令和2年12月18日付け2日獣発第214号【別記13】
動物愛護及び管理施策等の整備・充実について（要請）
要請先等：環境大臣

【別記1】

農林水産省消費・安全局動物衛生課あて

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う要請

令和2年4月
公益社団法人日本獣医師会

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が令和2年4月3日に公布され、3カ月以内に施行されるに当たり、次の事項について要請しますので、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

1 飼養衛生管理基準の遵守体制の強化

(1) 農場管理獣医師の配置の義務化

「全ての家畜及び家さんの飼養農場ごとに農場管理獣医師の配置を義務付けること。」

(理由)

令和2年3月9日付けで家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の改正省令が公布され、7月1日に施行される予定である。当該改正省令においては、「I 家畜防疫に関する基本的事項」において次のとおり「6 獣医師等の健康管理指導」が追加された。

「6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。」

この規定は、豚熱の発生やアフリカ豚熱の侵入の危険性に鑑み、従来の大規模養豚農場に限らず、全ての養豚農場に義務付けられるものである。今回の家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の侵入が懸念される牛、家さん等についても同様の規定が追加されるべきである。

(参考)

農場管理獣医師の定義

（「農場管理獣医師の在り方と今後の課題」（平成29年6月、公益社団法人日本獣医師会））

農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費者までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安心・安全”を提供するために農場で活動する獣医師である。

(2) 農場管理獣医師による衛生管理の一元化

「(1)に基づく農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出を義務付け、農場管理獣医師による農場ごとの衛生管理の一元化及び家畜保健衛生所への当該衛生管理状況の報告の適正化を図ること。」

(理由)

畜産経営については、専門化及び大規模化の進展を踏まえ、我が国の畜産や地域経済の発展、国民への食料の安定供給等に果たすべき責任が増大していることに鑑み、次のような衛生管理業務の農場管理獣医師への一元化を図る必要がある。

- ① 口蹄疫、豚熱等に対する総合的な防疫対策として、飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等
- ② 消費者に高品質で安全な畜産物を安定供給する責務の遂行
- ③ 要指示医薬品の一元管理と慎重使用による薬剤耐性(AMR)対策の推進
- ④ 人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る“One Health”への配慮

(3) 畜産分野における農場 HACCP 又は JGAP の普及・定着

「高品質で安全な畜産物の国内供給及び畜産物の輸出促進に寄与するため、農場管理獣医師の指導の下で、農場 HACCP 又は JGAP の畜産経営への普及・定着を推進すること。」

(理由)

高品質で安全な畜産物を提供するためには、畜産物の生産、流通、消費の各段階で HACCP の考え方を導入した生産工程管理が必須となっており、国際獣疫事務局(OIE)、国際食品規格委員会(Codex)等の国際機関においても、国際基準としての HACCP を公表し各国における導入を推奨している。このような国内外の情勢に対処するため、農場ごとに農場管理獣医師の配置を義務付け、その指導の下に獣医療を中心とした広範かつ専門的な生産・経営管理を確立するための農場 HACCP 等の早急な導入・定着を推進する必要がある。

(4) 農場管理獣医師による豚熱ワクチン接種の適正な実施

「今後継続的に実施される豚熱ワクチンの接種については、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づく家畜防疫員による接種に替えて、同法第62条の2に基づく自主的な措置として農場管理獣医師によるワクチン接種に早急に移行すること。」

(理由)

昨年から、ワクチン接種推奨地域に指定された21都府県において順次豚熱ワクチンの接種が行われている。ワクチン接種の再開当初は家畜防疫員による強制的な接種が必要と考えられるが、今後は継続的な接種となることから、家畜伝染病予防法第6条ではなく同法第62条の2の規定に基づく自主的な接種に移行すべきである。特に、農場管理獣医師等が家畜防疫員となって献身的に協力しているにもかかわらず、その対価としての獣医師の日当は例えば 12,890 円と極めて低水準に設定されている。このため、本来の畜産経営者と農場管理獣医師との自発的な契約に基づく対価に早急に移行すべきである。

その際には、かつての自衛防疫団体が主導する防疫活動ではなく、農場ごとに定められる担当の農場管理獣医師が主体となって畜産経営との自主的な契約に基づき実施する体制とするよう留意する必要がある。

2 家畜の伝染性疾病の種類(名称)の適正化

「届出伝染病である牛白血病の種類(名称)を消費者等の誤解を招かない適正な名称、例えば「牛伝染性リンパ腫」に改正すること。」

(理由)

家畜伝染病予防法に規定される伝染性疾病の中には、人の感染症と類似の名称が使用されているため、病原的には全く無関係であるにもかかわらず、一般消費者等に無用な誤解を与えるものがある。このため、今回の家畜伝染病予防法の改正においては「豚コレラ」が英語名称である“Classical swine fever”を参考に「豚熱」に改正された。

一方、家畜伝染病予防法施行規則で規定されている届出伝染病の中にも、「牛白血病」のように消費者や畜産経営に誤解を与えるものがある。本病の英語名称は“Enzootic bovine leukosis”であるが、直訳すれば「地方病性牛白血病」となり、消費者等の懸念は解消されない。このため、本病の病態に鑑み「牛伝染性リンパ腫」に名称を変更することが適当である。

3 その他、医療分野との連携や国際支援等による“One Health”の推進等

(1) 医師との連携による“One Health”実践体制の構築と関連獣医療施策の推進

「第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議」で採択・公表された「福岡宣言」に基づき、獣医療分野における有効な人獣共通感染症対策、世界的に注目されている薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び獣医療における“One Health”の実践施策を推進すること。」

(理由)

人と動物の健康及び野生動物を含む環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策等に取り組むべきであるとする“One Health”の概念に注目し、平成25年に日本獣医師会と日本医師会は学術協力推進に関する協定を締結した。更に、全国55全ての地方獣医師会においても地域の医師会と連携協定を結び、医師と獣医師の全国的なネットワークを構築している。現在、世界的なパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症をはじめ、近年、新興・再興感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等が世界的に重要視されている中、このネットワーク体制を活用した獣医療における“One Health”対策の積極的な実践が求められている。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ、SFTS、狂犬病等人獣共通感染症に対する検査体制の確立

「人の感染症の約6割が動物由来であること等に鑑み、獣医療においては家畜にとどまらず愛玩動物や野生動物に対する検査が極めて重要であることから、今後は家畜・家きんとどまらず愛玩動物や野生動物に対する検査体制の整備を図ること。」

(理由)

現在パンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス感染症をはじめ、高病原性鳥インフルエンザ、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、狂犬病、エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)等はいずれも人獣共通感染症であり、医師と獣医師との連携対応が不可欠である。

現在、特定家畜伝染病である豚熱の野生イノシシでのまん延が問題となっている中、台湾で52年ぶりに野生動物等で発生が確認された狂犬病、野生動物・ダニ・愛玩動物から人に感染するSFTS等について、愛玩動物や野生動物に対する検査体制等の不備が懸念されており、獣医師による愛玩動物や野生動物の感染症の診断等獣医療体制の構築及び医師との連携対応が喫緊の課題となっている。

(3) 家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する獣医療危機管理体制の整備・充実

「家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農研機構動物衛生研究部門の公的な位置づけを高め、獣医療危機管理体制を構築すること。」

(理由)

農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門は、重要な動物の感染症について最終診断を行う我が国唯一の公的な研究機関として、国、都道府県等と密接に連携して国内防疫措置に貢献するばかりでなく、国際獣疫事務局(OIE)の科学委員会やコード委員会の委員、BSE等のレファレンスラボラトリー等として我が国を代表して国際貢献を果たしている。しかし、同部門は、平成13年に独立行政法人化されて以降、人員・予算ともに3/4に削減され、適正な業務運営に支障を来すことが懸念されている。

また、“One Health”の実践や人獣共通感染症に関する同部門の業務については、農研機構法において農業及び食品産業に関する技術上の試験・研究等と規定され、家畜及び家きんに関係するものに限定されているため、愛玩動物や野生動物等の獣医療分野における試験・研究等が実施できない状況となっている。

(4) 人獣共通感染症、越境性感染症等の侵入の未然防止等のための国際交流の推進

「人獣共通感染症や越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国におけるこれら感染症の早期発見と防疫対応のための獣医療技術研修等の推進を支援すること。」

(理由)

経済活動等の国際化の進展により、人・物双方の広範な国際交流が飛躍的に拡大する中、人

獣共通感染症、越境性感染症等が常在化している近隣アジア諸国からこれらの感染症が侵入する危険性が増大している。これらの感染症の我が国への侵入を未然に防止するためには、アジア諸国の獣医師が自国において感染症の早期発見と迅速な防疫対応を講じるための獣医療技術を獲得し実践する必要がある。

このため、アジア諸国の獣医師に対する獣医療技術研修等を実施し、アジア諸国の家畜・動物衛生の向上と、我が国への感染症の侵入防止のための獣医療体制の構築を図る必要がある。

【別記2】

令和2年5月15日

全国国公立大学 獣医学部長 あて

産業動物獣医師修学資金申込者を対象とした地域枠入試の実施に係る要請書

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 蔵 内 勇 夫

公益社団法人 中央畜産会
会 長 森 山 裕

公益社団法人 全国農業共済協会
会 長 高 橋 博

貴職におかれては、産業動物分野における獣医師の養成につきまして、臨床実習の実施、獣医学生に対する産業動物分野への就職案内など、種々御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の畜産は、近年、国内農業生産額の3分の1以上を占め、また、多数の道県で第1位の作目となっている等、我が国の農業・農村の基幹的部門となっております。畜産業の生産性の向上を促進しつつ、その健全な発展を図っていくためには、産業動物分野における獣医療を提供するための体制を整備し、維持していく必要があります。

しかしながら、獣医学系大学卒業生の就職先は、4割を小動物分野が占める一方、産業動物分野については約1割にとどまっており、全国的に産業動物獣医師が不足しています。また、獣医学系大学の入学者に占める都市部出身者の割合が多くなっていることなども影響し、畜産主要地域を中心に産業動物獣医師が不足する地域偏在が顕在化しております。

このたび農林水産省から公表予定の新たな「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」の検討においても、産業動物分野における獣医師の確保が喫緊の課題とされたところであり、わが国の畜産業の維持・発展を図っていくためには、国、地方公共団体及び獣医学系大学の産業動物獣医師確保のための御支援と御協力が不可欠であります。

獣医師の地域偏在の解消については、医療分野における医師の地域偏在と同様の課題があり、医学部入試と同様、獣医学系大学入試における地域枠の設定・拡充が有効な手段の1つであると考えます。

農林水産省の産業動物獣医師を志望する高校3年生等を対象とした産業動物獣医師修学資金制度において、大学入学時に納付する費用や在学中に要する費用（月額で、私立18万円、国公立10万円（上限））を貸与する制度を設けています。現在、私立獣医学系5大学において、この制度の申込者を対象に地域枠入試を実施していただいておりますが、現在、国公立獣医学系大学では導入していただいております。

こうしたことから、文部科学省高等教育局専門教育課からも、「獣医学に関する学部・学科における地域枠入試の実施について（依頼）」（令和2年3月12日付け事務連絡）を発出し、地域の産

業動物獣医師確保のため、地域枠入試の実施についての検討を依頼していただいたところです。

つきましては、貴大学におかれましても、産業動物獣医師修学資金制度の申込者を対象とした地域枠入試を速やかに導入することについて、積極的に検討していただきたくお願い申し上げます。また、導入されました際には、全ての都道府県農林水産部局に対し速やかに周知いただきたく、お願い申し上げます。

【別記3】

2020年5月18日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

犬猫適正飼養推進協議会

第一種動物取扱業が遵守すべき基準の具体化に関する要望書

犬猫適正飼養推進協議会は、犬猫が快適に暮らせる社会の実現を目指し、2016年に、主だったペット関連業界団体により組織され、動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業者（ブリーダー、ペットショップなど）における適正飼養管理の推進を目的に、動物の健康と安全の管理に役立つ自主的なガイドラインの作成を通じ、次のような活動を進めてまいりました。

1 調査研究

- (1) 国内事業者の実態調査：2016年にアンケートを実施し、犬の繁殖1,206施設および犬猫の販売1,085施設からの回答を解析。
- (2) 西洋諸外国の調査・研究：動物福祉に関する諸外国の規制、制度、歴史的変遷、社会的背景等について関連する資料文献等の収集・翻訳・解析。
- (3) シンポジウムの開催：主要国の高名な専門家を招聘して、幾多のシンポジウムを実施。

2 動物の健康と安全の確保に向けた取組み

- (1) 検討チームを立ち上げ、調査研究をもとに国内専門家の協力を仰ぎ、効果と実効性を考慮した動物取扱業者が自主的に取組むべき指針（ガイドライン[※]）をとりまとめた。
- (2) ガイドラインの理解浸透をはかり、まずは事業者自身による施設と作業の見直し（自己点検）を促し、将来は第三者による評価と改善を支援する体制を構築する。

※ ガイドライン「動物取扱業者のための飼養管理ガイド」の概要

- 動物愛護管理法と動物福祉の基本原則（5つの自由）に即した項目立て
- 諸外国の事例を参考にケージの規模、スタッフ一人あたりの飼育頭数、繁殖制限等に関する数値基準
- 動物とスタッフの健康と安全を守るための具体的な作業手順
- 作業の実施確認とトレーサビリティに役立つ文書管理と帳票類

（注）添付資料1にガイドラインの一部を掲載する（略）

3 省令の策定および施行に向けた要望

調査に基づき当協議会が策定した基準案の中にも、大幅な改善努力が必要な（または廃業に至る）事業者が4～5割に及ぶものがあり、規制は改正法の目的に適う範囲で、過剰とならないことを要望する。

- (1) 「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」が省令の答申案を作成する過程において、当協会の基準案とすり合わせいただきたい。
- (2) 今後、省令に定められる基準に適合するために必要な新たな投資に対し、国や都道府県が事業者を支援する補助事業を実施いただきたい。
- (3) 事前の調査等により、規制の効果（課題の解決と事業者へ影響）を十分に検証いただきたい。その上で、施行後に、事業者の経営存続が危ぶまれる局面に陥った場合には、事業者への補償措置を実施いただきたい。

- ▶ 添付資料1：犬猫適正飼養推進協議会の取組（詳細資料）（略）
 - ▶ 添付資料2：超党派議連が要望する基準案の影響予測（略）
- （注）超党派議連「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」

一般社団法人 ペットフード協会
会長 石山 恒
東京都千代田区神田須田町2-3-16 ユニゾ神田須田町2丁目ビル9階

一般社団法人 日本ペット用品工業会
会長 赤津功一
東京都千代田区神田多町2-8-7 神田加藤ビル6階

一般社団法人 全国ペットフード・用品卸商協会
会長 高橋一彦
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32-15 新港ビル708

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 別所 訓
東京都千代田区神田須田町1-5

中央ケネル事業協同組合連合会
代表理事 吹澤 保
東京都豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル7階

一般社団法人 全国ペット協会
会長 小島章義
東京都千代田区内神田2-10-2 不動前ビル3階

一般社団法人 ペットパーク流通協会
会長 上原勝三
埼玉県児玉郡上里町神保原町2030

令和2年6月ほか

自由民主党 経済成長戦略本部 座長等 あて
参議院 自由民主党政策審議会 会長 あて
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長等 あて
公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 あて
立憲民主党 獣医師・獣医療・「ワンヘルス」政策議員連盟 あて

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても、政府は緊急事態宣言を発出して収束を図っていますが、本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました（参考資料1・略）。また、令和2年5月22日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束と、将来におけるパンデミックの再発阻止に向け、「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました（参考資料2・略）。

近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています（参考資料3・略）。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

以上のことから、動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制の構築

について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」を実践する体制を構築すること。
 - ※ 令和2年3月11・13日付け新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆参内閣委員会）の18・21（参考資料4・略）
 - ※ 日本と米国における人と動物の感染症の調査研究機関
 - 日本：国立感染症研究所（厚生労働省所管）、農研機構動物衛生研究部門（農林水産省所管）
 - 米国：Centers for Disease Control and Prevention (CDC), U.S. Department of Health and Human Services
National Veterinary Services Laboratories (NVSL), Animal and Plant Health Inspection Services (APHIS), U.S. Department of Agriculture（参考資料5・略）
- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して1の動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築すること。
 - ※ 平成23年3月22・25日付け家畜伝染病予防法の一部改正法案に対する附帯決議（衆参農林水産委員会）の11・12（参考資料6・略）
 - ※ 各国における動物衛生研究機関が所管する動物の範囲について（参考資料7・略）
- 3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

また、日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」推進機関を国と地方が協力して設置すること。

 - ※ 海外の「ワンヘルス」関連機関
 - アジア獣医師会連合 (FAVA)、アジア大洋州医師会連合 (CMAAO)、世界獣医師会 (WVA)、世界医師会 (WMA)、国際獣疫事務局 (OIE)、世界保健機関 (WHO) 等
 - ※ 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（参考資料8・9・略）

以上

【別記5】

2020年9月1日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

犬猫適正飼養推進協議会

「第6回動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」で示された「適正な飼養管理の基準の具体化について：飼養管理基準を定める事項（案）」についての要望書

犬猫適正飼養推進協議会は、動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業者の適正な飼養管理の実施と福祉向上を目指す、自主ガイドラインの作成を進めてまいりました。その活動内容は2020年7月1日に環境大臣へ提出しました「第一種動物取扱業が遵守すべき基準の具体化に関する要望書」に記載してあります。しかし、2020年7月10日開催の「第6回動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」で示された「動物の飼養又は保管に従事する従業員数に関する事項」につきましては、圧倒的に超小型犬（体重5キロ以下）の多い、日本の飼育実態から乖離した数値基準となっています。提示された従事者の員数は、中・大型犬が中心の欧米の基準であり、超小型犬がほとんどを占める我が国と事情は全く異なります。すなわち、超小型犬の一回当たりの出産数は3頭程度ですが、中・大型犬である50キロ程度の犬はその3倍の10頭程度の子犬を出産します。

基準② 従業者の員数 関係

② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭まで
 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭まで
 親と同居している子犬・子猫は頭数に含めない
 ※犬と猫の双方を飼養する場合等の規定は要検討
 ※課題のある事業者の上限値強化と優良な事業者の上限値緩和を検討

【根拠・考え方】

- 8時間労働を標準とし、1頭当たり平均作業時間を想定し1人当たりの頭数を算出。

出典：環境省第6回動物の適正な飼養管理方法に関する検討会

1 検討会で示された一人当たり繁殖犬15頭あるいは繁殖猫25頭の課題

示された数値基準をもとに第一種動物取扱業者に対する影響を測るため、2020年7月13～24日にわたり、全国のブリーダーに犬猫の繁殖実態と政省令の影響に関する、緊急アンケートを実施しました。結果を分析しますと（有効回答1,109）、法を遵守するために、繁殖施設に居続けることができず、譲渡が必要となる犬猫（家なき子）が数多く誕生することが判明しました。

2 行き場を失う16万の犬猫

来年6月の法律施行時に、ブリーダーから一時的に受入し、譲渡先を探さなければならない犬猫の頭数は、全国で次のように推計されます。

犬	猫	合計
140,156頭	25,509頭	165,665頭

- ・ この頭数は、全国の動物愛護センターの年間譲渡実績の5年以上に相当します。
- ・ 規模縮小に伴う経済的逼迫は、廃業や倒産を招来します。そうなれば、繁殖を引退し施設で余生を送る犬猫の引受先も探さなければなりません。

3 社会問題への対応

日本の飼育実態から乖離した数値基準を導入することで生じる、この問題にどのように対応するかを想定していますか。我々ペット関連事業者が連携し努力しても、対応しきれない可能性があります。

- ・ 殺処分を強要しかねない動物愛護管理法とは？
- ・ 家なき子は誰の責任で対処できるのでしょうか？（環境省、地方自治体、事業者）

- どこに譲渡するのでしょうか？（繁殖施設に比べ、数の少ない譲渡施設では平均200頭の受け入れが必要）

第一種動物取扱業者のうち犬猫の繁殖を行うもの	1 2, 7 3 0
第二種動物取扱業者のうち譲渡の届出業者	8 2 8

- 経済的に大きな影響を与える法改正に関して、業界に与える政省令の影響に関する大規模調査を実施する必要性があるのではないのでしょうか。

4 要望

このような不幸な犬猫が急増する事態が予見される以上、それを見過ごすことはできません。新たな基準を守る上で、譲渡が必要な場面もあるかもしれません。それが現実的に対応可能なレベルとなり、かつ、出産される産子数が欧米の3分の1であることを考慮して、従事者の員数については「繁殖用の犬猫を、1人あたり30頭まで」とすることを、再考いただけないでしょうか。この修正案であれば、悪質な事業者排除に、十分な実効性が担保され、しかも「自治体のチェックのしやすさ」という要件にも合致するものと考えます。もちろん、この修正案でさえ、現状とはギャップがあり、当協議会の調査では、10～20%ほどの事業者がクリアできていない状況であります。しかしながら家なき子を作りたくないという願いのもと、法律の施行に向け、事業者間の連携協力等により、この修正案の実現に向けて全力で進めてまいり所存ですので、「繁殖用の犬猫：1人あたり30頭まで」と修正して下さいますようお願い申し上げます。

【別記6】

令和2年9月24日

自由民主党 農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議 あて

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する予算要望

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環太平洋パートナーシップ協定(TPP11)、日・EU 経済連携協定、日米貿易協定等のほか、東アジア地域包括経済連携協定(RCEP)等の交渉も進展しており、今後はアジアをはじめ世界各国との人、物等の広範な国際交流が飛躍的に拡大することが期待されます。しかし、アジア地域には口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱(ASF)等の越境性感染症や新型インフルエンザ等の人獣共通感染症が頻発・常在化しており、経済活動の国際化の進展に伴い、常にこれらの感染症が我が国に侵入する危険性が懸念されます。

現に、我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱(CSF)は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、過半の都府県において飼養豚へのワクチン接種の再開を余儀なくされ、本年4月には家畜伝染病予防法の改正が行われました。このような海外悪性伝染病がひとたび侵入すれば、今回の豚熱、平成22年に発生した口蹄疫等における防疫対応のように、長年にわたる育種改良により築き上げた優良な畜産資源を、広範な地域単位で一度に全て失う悲劇的な被害に繋がることとなります。

一方、動物由来の新興感染症である新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリ

ンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。近年の新興・再興感染症の多くは、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等のように動物由来の人獣共通感染症となっています。これらの新興感染症等に適切に対処するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっていますが、遺憾ながら我が国における対応は、農林水産省、厚生労働省、環境省等の縦割り行政となっており、極めて不十分な体制に留まっています。

これらの緊急かつ継続的な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要望いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備

② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

(1) 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、現行の「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を拡充し、拠点となる家畜診療所等の体制整備とともに、改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）、新規獣医師等の育成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療の提供体制の強化を図ること。

(2) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。

① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築

② 産業動物診療領域等における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用による離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

(1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じること。

(2) 農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性

- (AMR)対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等)の農場管理獣医師への一元化、豚熱ワクチン接種に協力する民間開業獣医師の日当(現行の12,890円)の引上げ等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること。
- (3) 豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等に支援すること。
- (5) 家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、必要な人員及び予算の充実を図り、総合的な獣医療危機管理体制を構築すること。

【別記7】

2日獣発第143号
令和2年9月30日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

公務員獣医師の処遇改善に関する要請活動について

公務員獣医師の処遇改善については、これまで全国の地方獣医師会と連携し、所管の都道府県人事委員会等に対する要請活動を展開しているところです。

このたび世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症が国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に影響を及ぼしている状況において、その予防やまん延防止のため「ワンヘルス」の取組みの一環として、様々な業務を担う家畜衛生及び公衆衛生の公務員獣医師の役割は著しく重要となっています。

しかしながら、このような重責を担っている公務員獣医師の処遇については、初任給調整手当の増額等一定の成果はみられるものの、未だ極めて不十分な状況にあり、このことが多くの都道府県で獣医師の採用が困難となっている主因となっています。

このような状況に鑑み、令和2年9月18日に開催した令和2年度第2回理事会において、公務員獣医師の処遇改善について改めて全国一斉に要請活動を展開することとされました。

つきましては、貴会におかれましても、この機をとらえ所管の都道府県知事及び人事委員会等関係各所に対し、添付の要請書(様式案)を活用していただき、早急に要請活動を実施していただきますようお願いいたします。

公務員獣医師の処遇改善について（要請）（案）

わが国の獣医学教育は、昭和53年度入学者から修士課程積上げ6年制教育課程に、昭和59年度入学者からは6年制一貫教育課程に移行し、現職の公務員獣医師の全てが医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者になっています。しかも、獣医師の活動分野は、公務員獣医師としての家畜衛生・公衆衛生分野、小動物診療、産業動物診療のほか、動物愛護・福祉、野生動物保護・管理、バイオメディカル、教育・研究、海外協力等広範な分野に及んでいます。このような獣医師の専門的かつ広範な活躍等を反映し、近年における大学獣医学課程への入学に要する学力は、歯学教育課程を上回り医学教育課程と同等の学力を要する状況となっています。

特に公務員獣医師は、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病等の人と動物の共通感染症や口蹄疫、CSF（豚熱）等の悪性伝染病の流行制御、薬剤耐性（AMR）対策、食品の安全性確保、動物愛護等、人の健康や安全な生活の確保に極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その処遇は、医師・歯科医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表（二）が適用されています。このような公務員獣医師の処遇は、医師等と同様、高度な自己判断に基づき困難な業務を遂行しなければならない高度専門職として相応しいものとは到底言えず、このことが全国的に公務員獣医師が採用（就業）困難職種となっている最大の要因となっています。

このような状況を踏まえて、全国都道府県議会議長会が平成26年7月30日に決議された「平成27年政府予算編成並びに施策に関する提言」において、現下の公務員獣医師に相応しい処遇とするために必要な措置を講じるよう国に求めていただき、さらに多数の県議会からも、本要請と同趣旨の意見書を関係機関に提出していただきました。

また、平成28年11月には福岡県北九州市において、世界獣医師会、世界医師会、日本医師会及び日本獣医師会の四者主催による「第2回世界獣医師会-世界医師会"One Health"に関する国際会議」が世界31カ国から639名の参加者を得て盛大に開催されました。本国際会議においては、獣医師と医師が連携を強化して、人と動物の共通感染症の予防、抗菌剤の責任ある使用と薬剤耐性菌対策の推進等、ワンヘルスの実践を内容とする「福岡宣言」が採択され、世界に向けて発信されました。さらに、この国際会議開催までに、日本獣医師会と日本医師会と同様に、全国47都道府県の55地方獣医師会全てが地方医師会と学術連携協定を締結し、世界に先駆けて日本全国においてワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような獣医師と医師が対等な立場で、人と動物の健康及び環境保全に一体的に取り組んでいる活動が高く評価され、福岡県では人事委員会の勧告に基づき、医療職給料表を廃止した上で、新たに特定獣医師職給料表を新設し、平成29年4月1日から施行されました。

一方、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及んでいます。本感染症は、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、エボラ出血熱等と同様、動物由来の人と動物の共通感染症とされています。これらの動物由来の新興・再興感染症は、今後においても繰り返しパンデミックとして世界中を恐怖に陥れることが強く懸念されますが、このような新興感染症等の発生を事前に察知し、被害を最小限とするためには、人の医療と動物の医療の両側から連携したアプローチが不可欠となっています。同様に公務員分野においても、人と動物の健康及び環境の保全を一体的に捉えて対処するワンヘルスの取組みにおける家畜衛生及び公衆衛生部門に従事する獣医師の役割は著しく重要となっており、これらの重責を担う公務員獣医師を量的・質的に確保するためには、6年制教育修了者に相応しい処遇改善を実現することは喫緊の課題となっています。

つきましては、（都道府県）知事及び人事委員会におかれましては、上記のような公務員獣医師が担っている業務の（都道府県）民生活における重要性と、地方自治の趣旨に鑑み、英断をもってその処遇改善を実現されるよう、下記のとおり要請します。

- 1 医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の本俸を一律月額（50,000）円以上増額すること。
- 2 1の措置は、初任給調整手当等の時限的なものではなく、獣医師手当として恒久的なものとして措置すること。

令和2年 月 日

〇〇県知事 殿
〇〇県人事委員会委員長 殿

公益社団法人 〇〇県獣医師会会長 〇〇 〇〇
公益社団法人 日本獣医師会会長 藏内 勇夫

【別記8】

令和2年11月5日ほか

公明党 獣医師・動物看護師議員懇話会 あて
自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長・幹事長・事務局長 あて
立憲民主党 獣医師・獣医療・「ワンヘルス」政策議員連盟 あて

公益社団法人 日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、令和元年6月に可決・成立いただいた「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」及び「愛玩動物看護師法」の施行に向けて検討が進められていることに対し、衷心より感謝申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況に鑑みると、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）等の越境性感染症や新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の人獣共通感染症への危機管理対応、薬剤耐性（AMR）対策等が極めて重要な課題となっています。

現に、我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱（CSF）は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、過半の都府県において飼養豚へのワクチン接種の再開を余儀なくされ、本年4月には家畜伝染病予防法の改正が行われました。このような海外悪性伝染病がひとたび侵入すれば、今回の豚熱、平成22年に発生した口蹄疫等における防疫対応のように、長年にわたる育種改良により築き上げた優良な畜産資源を、広範な地域単位で一度に全て失う悲劇的な被害に繋がることとなります。

一方、動物由来の新興感染症である新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。近年の新興・再興感染症の多くは、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等のように動物由来の人獣共通感染症となっています。これらの新興・再興感染症に適切に対処

するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっていますが、遺憾ながら我が国における対応は、農林水産省、厚生労働省、環境省等の縦割り行政となっており、極めて不十分な体制に留まっています。

更に、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法、小学校等の訪問による動物介在教育等の分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

これらの緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備
- ② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職及び復職後の処遇の是正に対する支援をはじめ、女性獣医師及び男性獣医師が共に活躍できるよう、勤務条件及び職場環境の向上を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

(1) 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、拠点となる家畜診療所等の臨床研修実施体制の整備とともに、改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）の養成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療提供体制の強化を図ること。

(2) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。

- ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
- ② 産業動物・愛玩動物診療領域等における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用による、離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療（原則として初診を除く。）に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

(1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じること。

(2) 農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む。）、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示

医薬品の一元管理と薬剤耐性(AMR)対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等)の農場管理獣医師への一元化等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること。

- (3) 豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等に支援すること。
- (5) 我が国及びアジア地域における家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

4 動物の愛護と管理に関する施策の整備

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の期待に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップ(以下「MC」という。)の装着・登録業務については、個人情報の保護管理体制の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うこと。また、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫へのMCの装着・登録を義務付けること。
- (3) MCを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、更にMCを予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図ること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、家畜診療所、家畜保健衛生所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

感染動物 被感染動物	家畜・家禽	伴侶動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施

愛玩動物	—	— (厚労省 ^①)	— (厚労省 ^②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^① 、 ^② 必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	— (環境省 ^③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^③ カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力)

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管（サル、犬等の輸入検疫は農林水産省動物検疫所が実施）
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし

【別記9】

2日獣発第211号
令和2年12月17日

農林水産省 消費・安全局長
新井 ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫

豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに発生したCSF（豚熱）については、貴省、発生各県等においてまん延防止及び終息に向けた集中的な防疫措置にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。しかしながら、これまで9県の飼養豚で発生が確認された上に、22都府県の野生いのししでCSF陽性事例が確認され、27都府県で飼養豚へのワクチン接種が実施されています。

このような本病を巡る状況に鑑み、令和2年9月2日付けで公益社団法人岐阜県獣医師会会長から本会会長宛に「家畜特定伝染病対策特別委員会の設置について（要望）」（別紙）が発出され、CSF発生拡大2年間の総括を踏まえた具体的な防疫方針の提言等の検討について要請されました。このため、本会では令和2年11月30日に「第1回豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」を開催し、今後におけるCSFに係る防疫対応、アジア各国に感染が拡大しているASF（アフリカ豚熱）の我が国への侵入防止方策等について検討したところです。

つきましては、本委員会における検討結果に基づき下記のとおり要請いたしますので、CSF、ASF等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますようお願いいたします。

記

- 1 全ての養豚農場に配置される農場管理獣医師による衛生管理の一元化
(1) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準のIの6「獣医師等の健康管理指導」の義務化を踏まえ、次の措置を講じること。

- ① 全ての養豚農場に配置される農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録
- ② 農場管理獣医師による農場ごとの衛生管理指導の一元化及び家畜保健衛生所への当該衛生管理状況の適正な報告
- ③ ②を踏まえ、家畜の所有者に義務付けられた飼養衛生管理基準の遵守に対する農場管理獣医師による指導及び支援

(参考)

農場管理獣医師の定義

- 飼養衛生管理基準の「Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項」の「6 獣医師等の健康管理指導」において、「農場ごとに定める担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）」をいう。
- 「農場管理獣医師の在り方と今後の課題」（平成29年6月、公益社団法人日本獣医師会）
農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費者までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安心・安全”を提供するために農場で活動する獣医師である。

(2) 豚熱ワクチン接種における民間獣医師の活用にあたっては、次の事項に配慮すること。

- ① 農場管理獣医師の一元管理による豚熱ワクチン接種の適正な実施
- ② 日本獣医師会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の活用
- ③ 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定

2 野生いのししの防疫対策方針の明確化

日本固有の在来種である野生いのししの撲滅は現実的ではなく、また国民の理解も得られないことから、次の事項を考慮した実現可能な野生いのししの防疫対策方針を確立・公表し実施すること。

- ① 「ワンヘルス」の概念を踏まえた野生動物及び環境の保全並びに野生いのししによる農業被害の軽減に配慮した科学的根拠に基づく野生いのししの生息域及び生息数の適正管理
- ② 現行の東日本・西日本における経口ワクチン散布地域について、岐阜県等の実績を踏まえ、かつ高速道路及び併設防護柵等を活用した有効な経口ワクチン散布の実施

3 地方における「ワンヘルス」の実践体制の構築

CSFの野生いのししへの感染拡大の経験を踏まえ、地方における人獣共通感染症等の早期の発見及び防疫対応を可能とするため、次の施策を講じること。

- ① 地方における「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターの国の機関としての設置
- ② 都道府県における「ワンヘルス」の実践体制の構築に向けた、家畜保健衛生所等による愛玩動物、野生動物等を含む全ての動物の検査・防疫を可能とする機能及び体制の見直し、並びに家畜衛生部局、公衆衛生部局及び動物愛護・野生鳥獣管理部局との連携体制の強化

4 水際検疫体制及びアジア地域の動物衛生管理体制の強化

ASF、口蹄疫等の特定家畜伝染病等の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の増員、動物検疫探知犬の大幅増頭等の輸入検疫措置を強化するとともに、アジア各国をはじめASF、口蹄疫等の発生国における輸出禁止等の輸出検疫措置の徹底を要請すること。

【別記10】

令和2年12月18日

文部科学省高等教育局
局長 伯井美德 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医学教育の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病や狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人と動物の共通感染症の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

一方、動物由来の新興感染症とされている新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延して、その影響は国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。このような中で、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉え、獣医師、医師及び関係分野の研究者等が連携して人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等の課題に対応する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっており、獣医師の責務は益々その重みを増しています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に答えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において質の高い獣医師を養成することにより、獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、産業動物臨床、公務員等の獣医師が不足している職域に就業を目指す新規獣医師を輩出していただく必要があります。

つきましては、獣医学教育の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告のフォローアップ

我が国の獣医学教育は6年制への教育年限の延長後約40年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が平成23年3月に提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成23年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

2 参加型臨床実習、体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学では診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実

習を、農業共済団体等の家畜診療所、都道府県の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等の外部実習受入機関の協力により実施している。しかし、これらの外部実習受入機関は業務上、大学教育としての実習を受け入れる根拠規定や制度等がなく、しかも実習に要する経費は外部実習受入機関が負担している状況にあり、今後とも実習対象となる全ての獣医学生を継続的に受け入れていくことが困難な状況にある。

このため、獣医学系大学における円滑かつ効果的な実習体制の構築に向け、次の措置を講じられたい。

(1) 外部実習受入機関における実習実施根拠の明確化

① 次の機関に早急に実習実施依頼文書を発出すること。

ア 公益社団法人全国農業共済協会

イ 都道府県知事及び保健所を設置する市の長（特別区を除く。）

② ①について、外部実習受入機関の担当部局に確実に周知するため、次の機関に協力依頼文書等を発出すること。

ア 厚生労働省健康局及び医薬・生活衛生局

イ 農林水産省消費・安全局及び経営局

ウ 環境省自然環境局

また、①及びア～ウの通知について、次の機関に周知すること。

エ 全国大学獣医学関係代表者協議会

オ 中央畜産会

カ 公益社団法人全国農業共済協会

キ 公益社団法人日本獣医師会

(2) 外部実習受入機関に対する助成措置

獣医学系大学を介して又は直接的に、次の助成措置等を講じること。

① 実習指導獣医師について、実習教育に従事する指導教官としての地位の明確化並びに必要な人件費及び資材費

② 実習の適正かつ円滑な実施に要する機器等の整備費

(3) 獣医学系大学と外部実習受入機関の調整に係る実習制度等の構築

獣医学生を受け入れる際に、学生の希望と外部実習受入機関の条件を突合して実習の場所や時期を決定できるよう実習制度を構築するとともに、実習調整機関を設置すること。

3 獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保修学資金貸与事業（地域枠）を実施し、私立獣医学系大学では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系11大学においても、当該事業の申込者を対象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

4 学校動物飼育の支援と学校獣医師の配置

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師による学校動物飼育に必要な指導及び支援が実施できるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。

2 日 獣 発 第 212 号
令和 2 年 12 月 18 日

農林水産大臣
野 上 浩 太 郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展の中で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱 (ASF) 等の越境性感染症や新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の人と動物の共通感染症の侵入・まん延防止対策が重視されるとともに、薬剤耐性 (AMR) 対策等が喫緊の課題となっています。

また、我が国で 26 年ぶりに発生が確認された豚熱 (CSF) は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、国内の飼育豚へのワクチン接種を余儀なくされていますが、未だ収束の目途が立たない状況にあります。

一方、動物由来の新興感染症でもある新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。

このような状況に的確に対処するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠とされていますが、遺憾ながら我が国における対応は極めて不十分な体制に留まっています。

更に、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法、小学校等における学校動物飼育等においても動物の社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受け入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備
- ② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職及び復職後の処遇の是正に対する支援をはじめ、女性獣医師及び男性獣医師が共に活躍できるよう、勤務条件及び

職場環境の向上を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

- (1) 獣医師法第16条の2の規定に基づき、拠点となる家畜診療所等を産業動物診療獣医師の卒後臨床教育機関として位置づけ、臨床研修実施体制の整備を支援すること。
- (2) 改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）の養成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療提供体制の強化を図ること
- (3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。
 - ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
 - ② 産業動物・愛玩動物診療領域等における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用による、離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療（原則として初診を除く。）に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じること。
- (2) 農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む。）、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性(AMR)対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）の農場管理獣医師への一元化等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること。
- (3) 豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人の感染症の6割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等を支援すること。
- (5) 薬剤耐性(AMR)対策において、小動物獣医療分野における獣医師による抗菌剤の慎重使用を推進するため、小動物用医薬品としての承認を得やすい仕組みや、小動物用医薬品の開発促進のための製薬企業のインセンティブを高める方策を構築するとともに、本会と動物用医薬品業界の連携・協力を支援すること。
- (6) 我が国及びアジア地域における家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

4 動物の愛護と管理に関する施策の整備

獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の期待に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築

を支援すること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、家畜診療所、家畜保健衛生所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築を支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

感染動物 被感染動物	家畜・家禽	伴侶動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省 ^①)	— (厚労省 ^②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^① 、 ^② 必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	— (環境省 ^③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^③ カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力)

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管（サル、犬等の輸入検疫は農林水産省動物検疫所が実施）
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし

【別記 12】

2 日 獣 発 第 213 号
令和 2 年 12 月 18 日

厚生労働省

健康局長 正 林 督 章 様
生活衛生・食品安全審議官 浅 沼 一 成 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）

日頃より、人と動物の共通感染症対策及び食品衛生対策等に関する施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬間に全世界にまん延し、その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

また、台湾においては野生動物における狂犬病の発生が国民の関心を集めましたが、台湾と同様に島国という地勢に恵まれ60年以上にわたる狂犬病清浄国であるわが国としても、一層の防疫体制の強化に努める必要があります。

このような状況の中で、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等の家畜伝染病や狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）などの動物由来の人と動物の共通感染症の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

新型コロナウイルス感染症もまた動物由来の新興感染症とされており、人と動物の共通感染症や薬剤耐性（AMR）対策等の課題への対応に当たっては、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉え、獣医師、医師及び関係分野の研究者等が連携する「ワンヘルス」の概念の実践が不可欠となっています。本会としても、日本医師会等と連携しながら関係者間の情報共有を図る等、ワンヘルスの実践体制の構築に尽力しているところです。

一方、このような広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、人と動物の共通感染症対策に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

- (1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生の実習の受入れを行う都道府県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）等の受入体制の整備を図ること。
- (2) 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等の処遇改善を図ること。

2 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 豚熱（CSF）、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (2) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、愛玩動物及び野生動物も含めた有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、医師、獣医師等の関係者の連携体制の下で「ワンヘルス」実践のための施策を強化すること。
- (3) 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。
- (4) 狂犬病の侵入・まん延防止対策に当たってはその重要性を考慮して、①検疫対象動物の密輸入

等を防止するための国境検疫措置の強化、②狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、③獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、④狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発を図ること。

3 動物愛護管理法に規定されるマイクロチップの装置・登録事業と狂犬病予防法に規定される犬の狂犬病予防事業の一体的運用

犬の登録制度においてマイクロチップを鑑札及び予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図るとともに、狂犬病予防事業の市区町村から地方獣医師会への一括受託を推進すること。

4 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、食肉衛生検査所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

感染動物 被感染動物	家畜・家禽	伴侶動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省 ^①)	— (厚労省 ^②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^① 、 ^② 必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	— (環境省 ^③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^③ カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力)

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管（サル、犬等の輸入検疫は農林水産省動物検疫所が実施）
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし

【別記 13】

2 日 獣 発 第 214 号
令和 2 年 12 月 18 日

小 泉 進 次 郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

動物愛護及び管理施策等の整備・充実について（要請）

日頃より、動物愛護及び管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、令和元年6月に可決・成立いただいた「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」及び「愛玩動物看護師法」の円滑な施行に向けて検討が進められていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

このような状況の中で、本会は人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に日本医師会と「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結して「ワンヘルス」の概念を実践に移しこれを推進していくこととしています。

また、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育されて人と動物が共生する社会への期待が高まる中で、マイクロチップの普及、災害時における被災動物の救護活動、小学校等における学校動物飼育支援、野生動物対策等、動物の愛護及び管理に係る様々な課題が指摘されています。

一方、このような広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、動物愛護及び管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

- (1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生の実習の受入れを行う都道府県動物愛護管理センター（以下「動物愛護管理センター」という。）等の受入体制の整備を図ること。
- (2) 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等の処遇改善を図ること。

2 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 豚熱（CFS）、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (2) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、野生動物も含めた有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、医師、獣医師及び環境保全に係る関係者等の連携体制の下での「ワンヘルス」実践のための施策を強化すること。
- (3) 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立すると

ともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

3 動物の愛護及び管理に関する施策の整備

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の期待に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップ（以下「MC」という。）の装着・登録業務については、個人情報の保護管理体制の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うこと。また、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫へのMCの装着・登録を義務付けること。
- (3) MCを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、MCを予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 大規模災害時において、公益目的事業である被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム（VMAT）の要請・派遣及び広域災害時動物救護シェルターの運営等を支援すること。
- (5) 都道府県等と地方獣医師会が連携して行う飼育者と動物の新型コロナウイルス感染に関する対応、特に、新型コロナウイルスに感染した飼育者とその所有する犬・猫等との同居を可能にする体制及び所有者との同居が困難な犬・猫等の保護・預かり等の体制の構築並びにそれらに係る経費の補助等を行うこと。

4 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要があることから、学校動物飼育の適正化に向けて、学校保健安全法への学校獣医師の位置付けを含む学校獣医師制度等の構築を支援すること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、動物愛護管理センター等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

感染動物 被感染動物	家畜・家禽	伴侶動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応（後手）。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省 ^①)	— (厚労省 ^②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (^① 、 ^② 必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	—	国の研究機関は不在。感染症の

			(環境省 ^③)	発生状況は不明 (^③ カモ等の野鳥(インフルエンザ)及び イノシシ(豚熱)の検査に協力)
<p>1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管（サル、犬等の輸入検査は農林水産省動物検疫所が実施）</p> <p>2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管</p> <p>3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし</p>				

B 個別事業報告

I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

1 部会委員会等運営事業

(1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題について、昨年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会、関係団体等とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業の推進に逐次反映させるとともに獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。また、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

なお、令和3年2月26日、第11回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の令和3年度事業計画書(案)について説明を受けた後、意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた部会での取組みの推進を確認した。

【別記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣 医 学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①獣医学術学会年次大会の役割と今後の活動計画について ②獣医療における認定・専門獣医師制度の創設に向けた実施体制の整備について ③獣医学教育の整備充実に向けた支援について
産 業 動 物 臨 床 部 会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	①次期獣医療提供体制整備基本方針に向けた対応について ②将来の産業動物診療体制のあり方について ③農場管理獣医師制度の確立と運用のあり方について

小動物臨床部会	小動物臨床委員会	①国家資格化に伴う愛玩動物看護師の役割、処遇改善等及び獣医療提供体制の整備について ②狂犬病予防事業の全国的な一括受託体制の構築について
家畜衛生部会	家畜衛生・公衆衛生委員会	①公務員獣医師の処遇改善及び業務改善のあり方とその推進強化について ②学生参加型家畜衛生・公衆衛生実習とインターンシップ同実習のガイドライン及びマニュアルの策定について（学術・教育・研究委員会と合同）
公衆衛生部会		
動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会	緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組みについて
職域総合部会	総務委員会	①地方獣医師会における会員加入推進と本会の組織強化の取組みについて ②日本獣医師会、地方獣医師会及び地区獣医師会連合会における役割、業務分担及び連携並びに財政運営について

2 個別委員会

部会	委員会	検討テーマ
獣医学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	獣医師生涯研修事業の企画・運営
	獣医師国際交流推進検討委員会	国際交流の推進と本会の役割について
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援対策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	野生動物対策検討委員会	野生動物対策のあり方について（One Healthの理念に基づく保全医学的観点から見た野生動物対策の普及・理解醸成、緊急性の高い野生動物関連課題への対応）
	女性獣医師活躍推進委員会	女性獣医師の活躍推進に関する対応
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集

ア 各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 獣医学術部会

a 学術・教育・研究委員会

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出に伴い、予定していた開催が遅れることとなったが、令和2年9月29日に第24回学術・教育・研究委員会〔委員長：佐藤れえ子（日本獣医師会理事）〕を书面開催し、当期委員会の報告書骨子(案)について了承を得た後、委員へ骨子の各事項に対する意見が求められた。

令和2年1月21日にオンラインで開催した第25回学術・教育・研究委員会では、委員からの意見を取りまとめ、作成した報告書（素案）について検討し、さらに本会議での意見を踏まえ、正副委員長及び事務局で報告書（案）を作成し、次回委員会で検討して報告書を完成することとした。

b 獣医師国際交流推進検討委員会

獣医学術部会個別委員会である「獣医師国際交流推進検討委員会」〔委員長：佐藤れえ子

(日本獣医師会理事)〕は、第4回委員会を令和3年1月27日に開催した。委員会では当期委員会の報告書案が提示され、その概要について承認が得られ、修正については正副委員長に一任することとして了承された。

(イ) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：西川治彦（日本獣医師会理事）、副委員長：横尾彰（日本獣医師会理事）〕においては、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出に伴い、予定していた開催が遅れることとなったが、第30回委員会を令和2年11月30日に開催（WEB 併用）した。まず農林水産省担当官から5月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」について説明がなされた後、今期委員会の報告書骨子（案）の各事項に対して意見交換が行われ、報告書取りまとめの方向が確認された。次回は本会議での意見を踏まえ、正副委員長及び事務局で報告書（素案）を取りまとめ、次回委員会で検討することとした。

令和3年2月19日に第31回委員会を開催（WEB 併用）し、関係する個別課題として、診療参加型臨床実習（産業動物）への取組み、農場管理認定・専門獣医師等の制度化、豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト等について説明がなされた後、報告書（素案）について意見交換がなされた。次回は本委員会での意見を踏まえ、さらに報告書（案）として取りまとめ、委員に送付した上で次回委員会を開催し、検討することとした。

(ウ) 小動物臨床部会

小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：大林清幸（日本獣医師会理事）〕では、①新型コロナウイルス感染症に対する対応について、②国家資格化に伴う愛玩動物看護師の役割、処遇改善等及び獣医療提供体制の整備について、をテーマに検討した。令和3年2月1日に第24回委員会を開催し、検討テーマ①に対応して、本会における対応経過として東京大学医科学研究所による犬猫の抗体保有状況調査への協力状況の報告、東京農工大学等による犬・猫の全国的な検査体制の確立に向けた検討、感染者の飼育するペットの一時預かりに関する検討が行われた。また、検討テーマ②に対応して、愛玩動物看護師法の施行に向けてすでに診療補助職として動物病院等に勤務する現任者に対する移行措置への対応の在り方、今後のチーム獣医療の在り方、地域包括ケアシステムにおける愛玩動物看護師の役割等が検討され、報告書骨子案が取りまとめられた。

(エ) 家畜衛生部会・公衆衛生部会

家畜衛生委員会・公衆衛生委員会（家畜衛生・公衆衛生委員会）

家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：加地祥文（日本獣医師会理事）、副委員長：仲山美樹子（日本獣医師会理事）〕においては、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出に伴い、予定していた開催が遅れることとなったが、第6回委員会を令和2年11月26日に開催（WEB 併用）し、地方獣医師会あて依頼した知事及び人事委員会委員長宛ての要請活動及び令和3年度の体験型家畜衛生・公衆衛生実習に係る実習希望学生数等の調査の取組みについて説明がなされた後、今期委員会の報告書骨子（案）の各事項に対して意見交換が行われた。本会議での意見を踏まえ、正副委員長及び事務局で報告書（素案）を取りまとめ、次回委員会で検討することとした。

令和3年3月26日に第7回委員会を開催（WEB 併用）し、関係する個別課題として、まず徳島県の福井副知事から同県における獣医師給料表の導入への取組み等について説明を受けた。次に令和3年度体験型家畜衛生・公衆衛生実習における実習希望学生受入れの受入れ対応について説明がされた後、報告書（素案）について意見交換がなされた。次回は本委員会での

意見を踏まえ、さらに報告書（案）として取りまとめ、委員に送付した上で委員会を開催し、さらに報告書の完成に向け検討することとした。

(オ) 動物福祉・愛護部会

a 動物福祉・愛護委員会

動物福祉・愛護委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、今期検討テーマ「緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組みについて」について検討を行った。令和2年9月25日に第4回委員会を開催し、①令和2年豪雨・台風災害に対する対応、②VMAT 養成講習会の継承、③VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会の立ち上げ、④改正動物愛護管理法における動物の適正な飼養管理の基準の具体化について協議した。特に②、③では災害動物医療研究会から本会に事業継承の依頼を受け、本会が中心となって VMAT（獣医療支援チーム）養成カリキュラムの構築等を行うこととされ、今後の対応について検討を行った。

第4回委員会の検討結果を踏まえ、令和3年2月3日付け事務連絡「VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会におけるアンケート調査について（協力依頼）」により、地方獣医師会に対してアンケート調査を行った。

b VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕は、令和2年12月11日に第1回委員会を開催し、災害動物医療研究会から本会が業務を継承する VMAT 養成研修会の開催に向け、認定専門獣医制度を念頭においたカリキュラムやテキスト等の作成に向けた検討を行った。また、全国における VMAT 等の設置についてのアンケート調査を実施することとされ、令和3年2月3日付け事務連絡「VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会におけるアンケート調査について」により実施した。

c 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：處愛美（福岡県獣医師会理事）〕では、令和2年11月20日に第7回委員会をオンラインにて開催し、地方会アンケートの実施、意見交換会の開催、今期報告書の取りまとめについて検討を行った。

令和3年3月27日、オンラインにて開催された獣医学術学会年次大会の代替企画に合わせて第8回委員会を公開型拡大会議（意見交換会）として開催し、各地方獣医師会の学校動物飼育関係活動担当者による参加の下、文部科学省担当官による講演、中川清志委員による活動事例紹介、地方会アンケートの集計報告の後、「コロナ禍における学校動物飼育支援」をテーマとして委員と参加者との意見交換を行った。

学校における適正な動物飼育活動の推進のため、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を「がっこう動物新聞」として発行した。

d 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤（日本獣医師会理事）〕では、一次審査を行うための小委員会として「第32回日本動物児童文学賞第一次審査委員会〔委員長：井上こみち（児童文学作家）〕」を設置し、第32回の応募作品139作品の中から、一次審査で選出された15作品を対象に、二次審査として令和2年8月26日に第32回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1作品及び同賞優秀賞2作品並びに同賞奨励賞5作品を決定した。

(カ) 職域総合部会

a 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕では、令和2年7月28日に第16回野生動物対策検討委員会が開催され、日本獣医師会・野生動物医学会との合同オンラインセミナーを開催することが決定し、令和3年3月6日に「保全医学の視点と野生動物に

における感染症の現状」をテーマに、令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会代替企画オンラインセミナーとして開催した。講演の内容は次のとおり。

シンポジウム「保全医学の視点と野生動物における感染症の現状」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	新型コロナから学ぶ One Healthの意義と課題	五箇 公一	国立環境研究所生物・生態系環境 研究センター 生態リスク評価・対策研究室長
2	豚熱（CSF）イノシシの発生状況と課題	蒔田 浩平	酪農学園大学 獣疫学ユニット教授
3	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ （HPAI）発生の現状	山口 剛士	鳥取大学農学部附属 鳥由来人獣共通感染症疫学研究セ ンター教授
4	コロナウイルスと野生動物	前田 健	国立感染症研究所 獣医科学部長

総合討論座長：森光 由樹（兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授）
鈴木 正嗣（岐阜大学応用生物科学部教授）

b 女性獣医師活躍推進委員会

女性獣医師活躍推進検討委員会〔委員長：栗本まさ子（日本獣医師会特任理事）〕では、獣医学系大学における女性教員数等の調査及び男女共同参画に対する取組みの調査並びに地方獣医師会における女性役員就任数等について調査を行い、結果を女性獣医師応援ポータルサイトに公表した。また、令和2年度獣医寮提供体制整備推進総合対策事業の実施計画をもとに、獣医学生向けに獣医師就業環境の理解醸成を図ることを目的として、獣医学生向けセミナーのオンデマンド配信を行った。さらに女性獣医師応援ポータルサイトにおいてeラーニングコンテンツの充実を図った。

c 日本獣医師会雑誌編集委員会

日本獣医師会雑誌編集委員会においては、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等に伴い、書面及びWEB併用により、第66回委員会を令和2年5月18日（書面）、第67回委員会を6月16日（書面）、第68回委員会を8月18日（書面）、第69回委員会を10月14日（WEB併用）、第70回委員会を12月8日（WEB併用）、第71回委員会を令和3年2月9日（WEB併用）で開催し、日本獣医師会雑誌会報部分の編集企画の検討、投稿原稿等の審査等を行った。

(2) 個別課題への対応

ア 特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成25年度から設置された特別委員会については、令和元年度に再編された「“One Health”推進検討委員会」、「薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会」及び「総合獣医療・専門獣医療提供体制において前年度に引き続き検討が行われた。

(ア) 薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会

薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会〔委員長：西間久高（北九州市獣医師会会長）〕は、「政府が平成28年4月に策定・公表した薬剤耐性（AMR）対策行動計画に基づく普及啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物獣医臨床現場における抗菌性物質の慎重使用の推進等のための具体的な対応等について検討する。」ことをテーマに、令和2年7月21日に第4回委員会を開催した。小動物臨床獣医師の抗菌薬の使用に関する意識調査及び小動物獣医療における抗菌性医薬品に関する使用実態調査を実施することとされ、次年度の実施に向けて調査票を作成した。

(イ) 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会

総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会副会長兼専務理事）〕は、令和3年2月16日に第2回委員会を開催し、高度かつ多様な獣医療提供体制の整備のため、総合的な獣医療である「かかりつけ病院」と専門的な獣医療である「二次診療施設」の協力体制のあり方と連携の仕組み、また獣医療提供体制整備の一環として専門獣医師制度の構築と広告規制の緩和について検討を行った。

飼育者に対するより良い情報提供の在り方としての認定・専門獣医師制度の構築について、日本獣医師会内に協議会を設置して検討を進めることが合意され、協議会の設置後は、協議会において認定分野の検討、研修プログラムの評価・認定を行い、その認定を受けた研修プログラムを実施する学会等が認定・専門獣医師の認定を行ったうえで協議会に報告する方向で検討を進めることが確認された。

(ウ) マイクロチップ普及推進検討委員会

マイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（日本獣医師会理事）〕では、半数近くの委員がオンライン会議への参加が難しいとされたため、委員長、副委員長、事務局とで調整を行いながら検討を進めてきた。令和2年10月7日及び12月25日の中央環境審議会動物愛護部会において環境省から示された資料を受け、本会のマイクロチップ登録事業の方向性について調整を行った。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項及び決議要望事項に対する対応

令和2年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記1のとおりであるが、これら決議・要望事項への対応については令和2年度第10回業務運営幹部会（令和3年1月29日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第11回職域別部会関係部会長会議（令和3年2月26日）における検討を経て、令和2年度第4回理事会（令和3年3月23日）に報告された。

【別記1】

《 令和2年度 地区獣医師大会における決議要望事項等 》

【北海道地区】

提出なし

【東北地区】

提出なし

【関東・東京地区】

- 1 狂犬病の恐ろしさを再認識し、ワクチン接種の重要性を広く啓発しよう
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため安全に活動できるよう取り組もう
- 3 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」を確立しよう
- 4 人と動物との共通感染症について“One Health”の主導的な役割を果たそう

【中部地区】

- 1 狂犬病予防注射接種率向上のための戦略的広報の実施について
- 2 家畜特定伝染病対策特別委員会の設置について
- 3 遠隔診療への早期実現について
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う対応について
- 5 動物取扱業が行う歯石除去について
- 6 災害時の「ペットの同行避難」の強化
- 7 愛玩動物の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成
- 8 人獣共通感染症への研修強化について
- 9 学校動物の飼育支援について
- 10 獣医学術地区学会の運営について
- 11 Web会議システムの導入について

12 令和2年度日本獣医師会会費の減免について

【近畿地区】

- 1 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善について
- 2 家庭飼育動物の「安楽死指針」策定について
- 3 ワイルドライフヘルスセンターの設置について（要請）
- 4 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置について

【中国地区】

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 2 獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用について（継続）
- 3 「獣医療法」第17条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療法ガイドライン）の見直しについて（継続）
- 4 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備

【四国地区】

- 1 地方自治体等勤務獣医師の待遇の改善について

【九州地区】

- 1 全国的な災害時動物救護体制の整備と強化について
- 2 One Health 理念に基づく人と動物の共通感染症対策の強化について
- 3 産業動物診療及び公務員等勤務獣医師の人材確保に向けた処遇改善について
- 4 動物愛護法に基づくマイクロチップ装着、登録の体制強化について

【全国家畜衛生職員会】

- 1 CSF（豚熱）の発生などによる、畜産の危機的状況に対処している家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員の確保と、それにつなげるための処遇の改善
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策等のワンワールド・ワンヘルスに的確に対応できる予算支援
- 3 バイオハザードセキュリティを考慮した施設・機器の整備及び精度管理を確保するための予算的措置の拡充
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

【別記2】

《 令和2年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応 》

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療や社会経済に多大なる影響をもたらした。本会も感染防御を第一に考え、やむを得ず会議やシンポジウム等を中止、またウェブ開催とする等の影響を受けた。この新型コロナウイルス感染症も動物由来の人と動物の共通感染症と言われており、その対策を講じるうえで、人と動物の健康及び環境保全を一体的に推進する“One Health”アプローチの重要性が一層高まっている。
- (2) 日本獣医師会では、国境を超えて広範な地域にまん延する人と動物の共通感染症や薬剤耐性（AMR）問題の拡大が懸念される中、平成22年に「動物と人の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。」という活動指針を採択して、“One Health”の考え方を取り入れ、平成25年には日本医師会との学術協定を締結し、地域における医師と獣医師の連携活動を推進する等関係者の情報共有を促進してきた。
- (3) 一方、平成30年、岐阜県において我が国で26年ぶりとなる豚熱（CSF）が発生し、国内に感染が拡大した。野生イノシシにおいても本病の感染が確認されて感染地域が拡大したことを受け、国内の飼育豚においても限定的なワクチン接種が実施されているが、未だ感染が収束しない状況にある。また、中国をはじめ韓国等アジア地域の近隣諸国ではアフリカ豚熱（ASF）の発

生も拡大し、我が国への侵入が懸念されるほか、令和 2 年冬季には高病原性鳥インフルエンザの国内での感染が拡大している。

- (4) さて、令和元年 6 月には、日本獣医師会及び地方獣医師会が長年にわたって検討し、要請を続けてきた動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化、及び愛玩動物看護師法の新規制定が実現した。今後は、これらの二つの新制度が人と動物の共生社会の構築に向けて真に国民全体の利益向上に繋がるよう、改正法及び新法の適正な運用に尽力し、協力していく必要がある。
- (5) このほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護体制の確立、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会におけるこれまでの議論を一層発展させて具体的な対応策を検討し、適宜実行していくこととしている。
- (6) 一方、国際交流事業については、第 2 回世界獣医師会-世界医師会” One Health” に関する国際会議において合意された福岡宣言を受け、国内のみでなく海外へも “One Health” の推進に関する情報発信を行っている。また、本会は世界獣医師会 (WVA) 及びアジア獣医師会連合 (FAVA) の会員国として、さらに東アジア 3 カ国獣医師会の覚書に基づき国際交流活動に積極的に取り組むとともに、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業を通じて一層国際的な信頼を得られるよう努めてきたところである。
- (7) このような我が国の国際貢献が認められ、令和元年 10 月に開催された FAVA 代表者会議において令和 4 年に開催が予定されている第 22 回 FAVA 大会の福岡県への誘致が満場一致で可決された。また、令和 2 年 10 月の FAVA 代表者会議においては本会蔵内会長が FAVA 副会長に就任した。今後本会としては第 22 回 FAVA 大会の開催準備を鋭意進めていくこととしている。
- (8) また、本会の組織強化のため、地方獣医師会における組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制を充実させるとともに、英語版ホームページを通じて国際的な情報提供体制の充実を図っている。また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととしている。
- (9) このような状況の中で、令和 2 年度においても地区獣医師会連合から多数の決議要望事項等が提出された。提出されたが、これらの課題については、「2 令和 2 年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」のとおり対応することとしたい。

2 令和 2 年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

- (1) 人と動物の共通感染症 (人獣共通感染症) 及び薬剤耐性 (AMR) 対策等ワンヘルスの実践
 - ・ ワンヘルスにおける主導的な役割の実践 (関東・東京地区)
 - ・ 共通感染症に関する研修の強化 (中部地区)
 - ・ 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備 (中国地区)
 - ・ ①ワンヘルスの理念に基づいた医療・獣医療の連携強化の推進と一般市民向けの普及啓発、②国や都道府県における「獣医務部局」の新設と動物の感染症の一元的な管理、③国、都道府県における獣医関係研究部門、検疫部門及び検査部門の整備統合 (九州地区)

[考え方・対応等]

ア 人と動物の共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策等ワンヘルスの実践については、日本医師会と連携しつつ本会の最優先事項として取り組んできたが、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、一層重要かつ緊急な課題となっている。

イ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請し、本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性 (AMR) 対策等に関するシンポジウムを開催してきた。

特に、薬剤耐性 (AMR) 対策において、抗菌剤等の動物用医薬品としての承認促進に向けた具体策を国に提案し、支援要請をしたところである。

ウ また、我が国及びアジア地域における家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・

充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においてもワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置するよう要請している。

エ 本件については、今後も“One Health”推進検討委員会等において検討を行い、その結果を本会の活動に反映させることとする。

オ すでに全国55地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり、今後は協定に基づく具体的な活動の発展について、地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

カ 令和4年11月14日から16日まで、福岡県福岡市ヒルトン福岡シーホークにおいて、「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして第22回アジア獣医師会連合（FAVA）大会を開催し、本会の主導によりアジアにおけるワンヘルスの実践を一層推進することとしている。

（2）家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

- ・ 家畜伝染病対策特別委員会の設置（中部地区）
- ・ CSF対策の確立、ワクチン接種の適正な実施（近畿地区）
- ・ ①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員確保と処遇改善、②家畜伝染病や共通感染症対策等のワンヘルスに的確に対応できる予算支援、③バイオセキュリティを考慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

〔考え方・対応等〕

ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、本会として、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い、その結果に基づいて、関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。

イ 特に、農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む。）、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性（AMR）対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）を農場管理獣医師に一元化する等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図るとともに、飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じるよう要請を行ったところである。

ウ 本会及び獣医療関係団体は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、飼養衛生管理基準の普及啓発や農場から食卓までの食の安全を担うための高度な技術を有する農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、社会のニーズに応える認定・専門獣医師制度を構築する中で、農場管理獣医師を制度上の専門獣医師に位置付け、高度獣医療提供体制の強化を図りたい。

エ 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等の特定伝染病対策については、本会に豚熱等家畜伝染病対策検討委員会を設置し、これらの疾病への対応について検討を行っており、検討の結果を踏まえて施策を講じることとしている。

オ 本件については、今後も産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い、その結果を本会及び関係組織の活動に反映させることとする。

（3）狂犬病対策の充実・強化

- ・ 狂犬病ワクチン接種の啓発、注射率の向上（関東・東京地区）
- ・ 狂犬病予防に関する日本獣医師会が中心となった戦略的広報の実施（中部地区）

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、狂犬病予防体制整備検討委員会等の検討を踏まえ、厚生労働省等に対し、①検査対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化、②動物愛護管理法の改正を踏まえ、マイクロチップ（MC）を鑑札の代替として活用する効率的な犬の登録制度の推進、国内の犬飼育頭数の把握及び MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一層の利便性の向上、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請を行ってきた。

イ 地方獣医師会に対しては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実施、狂犬病予防注射済票の交付等）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で狂犬病予防事業が組織的・効果的に円滑に推進されるとともに、MC 登録事業と一体化したワンストップサービスの実施体制を構築し、犬の飼育者の利便性向上に取り組むこととしている。

（4）獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

ア 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ・ 勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善（近畿地区）
- ・ 獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用（中国地区）
- ・ 地方自治体勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・ ①家畜共済制度の運営基盤の充実強化、②職責に見合った給料表の適用、諸手当の拡充による公務員獣医師の処遇改善の実施、③獣医学系大学における職域枠の設定と産業動物診療獣医師、公務員獣医師への就業支援（九州地区）

イ 女性獣医師の活躍推進対策

- ・ 非就労女性獣医師の活用促進対策としての子育て支援対策、女性獣医師が復職・継続就業できる職場環境の整備支援対策の実施（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて、本会として関係機関に対し、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、修学資金の活用範囲の拡大等について、また、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等についても要請活動を行ってきたところである。

イ なお、文部科学省に対しては、①各大学で行う参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習に対する農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健衛生所・食肉衛生検査所等の行政関係機関等の協力体制の構築、②国公立獣医学系大学における特別選抜入試（地域枠）の導入への支援を要請したところである。

ウ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。

エ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策でもある女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに、各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

オ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果、平成28年度には福岡県において、令和3年度から徳島県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、獣医師独自の給料表の創設及び初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸の一律月額 50,000 円以上増額を要請する等、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・ 動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正（中国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・ 動物愛護法の一部改正に伴うマイクロチップの登録と狂犬病予防法に規定される犬の登録の円滑な実施（中部地区）
- ・ ①地方獣医師会における円滑なマイクロチップ登録、普及事業の推進、②行政と一体となったマイクロチップに関する情報提供と普及啓発、③すべての犬猫等への装着の義務化（九州地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ 災害時のペットの同行避難の強化（中部地区）
- ・ ①災害対策基本法、災害救助法における VMAT（災害時獣医療派遣チーム）の活動に関する規定の明文化、②日本獣医師会による災害発生時の VMAT 派遣体制の構築、③定期的な VMAT 隊員の災害訓練の実施、④愛玩動物との同行避難が可能な避難所の開設（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・ 学校動物飼育への支援強化（中部地区）

オ 野生動物対策の推進

- ・ ワイルドライフヘルスセンターの設置（近畿地区）

[考え方・対応等]

ア 動物福祉管理対策については、これまでマイクロチップ（以下「MC」という。）装着の普及推進と義務化を中心として、災害時動物救護体制の充実、学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫への MC の装着・登録業務については、個人情報保護管理の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うよう、また、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫への MC の装着・登録を義務付けるよう要請したところである。

ウ また、MC を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、更に MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図ることについても要請している。

エ 災害時動物救護活動については、本会から環境省に要請を行った結果、平成25年に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、各地方獣医師会の活動に関する「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定した。今後はこれらのガイドライン、マニュアル等に基づき、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMAT の養成、災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととしている。

オ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて、地方獣医師会等における具体的な活動を支援することとしている。また、本件に関して環境省、文部科学省に対して支援を要望しているところである。

カ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書として「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容について野生動物医学会等の関係学術団体及び野生動物対応の関係者間においても理解が進んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

また関係省庁には、我が国における CSF の流行、台湾における狂犬病の流行における野生動物の関わりを重要視し、適切な検査体制を整備するよう要請したところである。

キ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

(6) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・ 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成29年度から開始された参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、我が国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしており、本件については文部科学省に対して支援を要請している。

(7) 獣医療提供体制の整備・確保等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた小動物診療事業継続ガイドラインの策定（関東・東京地区）
- ・ 社会ニーズに答え得る「良質かつ高度な獣医療提供体制」の確立（関東・東京地区）
- ・ 愛玩動物の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成（中部地区）
- ・ 遠隔診療の早期実現（中部地区）
- ・ 動物取扱業における歯石除去行為の制限（中部地区）
- ・ 家庭飼育動物の「安楽死指針」の策定について（近畿地区）
- ・ 獣医療法第17条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療提供体制の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。なお、離島等における遠隔地診療については、平成31年度から本事業において、広域獣医療体制整備対策事業を実施し、モデル地域を設けて情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）の試行を行い、令和2年度中に「獣医療における遠隔診療ガイドライン」が農林水産省から提示される予定である。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応については、本会に「新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」を設置して検討の上、「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」等の見解及び対応方策を公表し、地方獣医師会、会員構成獣医師及び一般への情報普及に努めているところであり、本件について

は、今後も対策本部及び関係部会委員会において検討を行い必要な措置を講じることとしている。

エ また、動物飼育者の求める高度で、多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要がある、事業推進特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して検討を行っている。

オ さらに、令和元年の愛玩動物看護師法の制定を受けて、獣医師と愛玩動物看護師の適切な連携によるチーム獣医療及び地域獣医療の提供体制の構築について関係部会で検討を行い、必要に応じて要請活動等を行うこととしている。

カ 無資格者による歯石除去行為については、農林水産省から「無麻酔下での歯石除去については、施術中に飼育動物が動くことで口腔を傷つけるおそれがあり、無資格者による施術等において出血や疼痛を伴う等飼育動物に危害を及ぼす実態又は危害を及ぼすおそれがあれば、診療に該当する。」との見解を得ており、その旨を地方獣医師会にも情報提供を行ったところである。したがって、本件について該当事例があった場合には各都道府県の獣医事担当部局に報告するとともに、都道府県と連携して適切に対処されたい。

キ 家庭飼育動物の安楽死については、平成23-25年に小動物臨床委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事・当時）において検討され、その条件、方法、飼育者への説明と配慮等について見解が示されている。

ク 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、農林水産省においては、令和2年5月に公表された「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」において「獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」と明記されており、その検討の一環として検討が進められるものと理解している。

ケ 家畜共済制度については、今般の制度改正を踏まえ、制度基盤強化のための抜本的な家畜診療所の運営改善に向けて、例えば、生産獣医療を含む農場管理技術の提供等も含め、多元的な収入源の確保等について産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、対応を講じていく。

（8）日本獣医師会の組織体制及び運営

- ・ 獣医学術地区学会の運営の適正化（中部地区）
- ・ Web 会議システムの導入について（中部地区）
- ・ 令和2年度日本獣医師会会費の減免について（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学術地区学会の運営については、総務委員会で検討中である。現在、本件に関する情報を地方獣医師会から収集しているところであり、地方獣医師会の事情を十分考慮しつつ検討を行って令和4年度から新たな運営方式に移行する予定である。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、様々な分野で Web による会議、セミナー等が行われているところであり、日本獣医師会においても Web 会議、Web と対面を併用した会議、Web を利用したセミナー等を開催しているところである。

その導入、実施方法等については、地方獣医師会からの質問を受けて、本会事務局から情報提供を行っているところである。

ウ 令和2年度の日本獣医師会年会費については、6月開催の総会及び理事会において、狂犬病予防注射の実施時期が延期される見込みであったことを考慮し、令和2年度の会費徴収方法については「今年度に限り、分納しない場合は、令和2年12月末日までに一括納入できる」こととしている。

一方、本会の令和元年度決算では55百万円の赤字、平成30年度は20百万円、29年度は25百万円、28年度は16百万円の赤字が継続している等極めて厳しい財政事情にあり、会費の減免による収入の減少はさらに厳しい状況を招くこともご理解いただきたい。

なお、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第4号の規定に基づき、公益法人は、他の公益法人が行う公益目的事業を除き、寄附その他の特別の利益を与える行為が禁

止されていることにも留意いただきたい。

ウ 狂犬病等共通感染症対策

(ア) 狂犬病予防対策

a 普及・啓発対策

(a) 令和2年4月、令和2年度の厚生労働省の狂犬病予防注射施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

b 新型コロナウイルスの感染拡大状況下における狂犬病予防接種推進対策

(a) 令和2年4月7日、厚生労働省健康局結核感染症課から、狂犬病予防注射を7月以降に延期しても差し支えないとの方向で検討中である旨のメール連絡を受け、本会から地方獣医師会にその旨情報提供した。

(b) 令和2年4月9日、厚生労働省健康局結核感染症課が、令和2年4月8日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（情報提供）」により、①狂犬病予防法第5条及び狂犬病予防法施行規則第11条の規定に基づき、4月1日から6月30日までとされている予防注射期間について、感染症のまん延防止の観点から7月1日以降としても差し支えないとする方向で検討を進めていること、及び②市町村における集合注射の実施の可否についても、各地域での感染症の発生状況を踏まえ柔軟に検討するとともに、実施する場合は感染防御対策を徹底することを都道府県等に通知したことを受け、同内容を、事務連絡「狂犬病予防法に基づく予防注射の時期について」により地方獣医師会に通知した。事務連絡「令和2年度における狂犬病予防注射の実施に関する調査等について」により、地方獣医師会及び管轄地域内の担当行政機関における令和2年度狂犬病予防注射事業への対応状況を調査した。調査結果については、4月3日に第1報を、4月9日に第2報を地方獣医師会に送付した。

(c) 令和2年6月1日、厚生労働省から、①狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について、本年12月31日まで延長する方向での検討を行っていること、②今月中には狂犬病予防法施行規則の改正及び関連通知の発出を行う予定であることについて自治体担当課あてに連絡した旨連絡があり、地方獣医師会に依頼した令和2年度における狂犬病予防注射の実施状況及び新型コロナウイルス感染症に係る動物の預かり対応の検討状況（5月31日現在）の取りまとめ結果とともに、地方獣医師会あて情報提供した。

(d) 令和2年6月4日、令和2年度における狂犬病予防注射の実施について、現状のままでは、市区町村による集合注射の再開をはじめ予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が法に定められた予防注射を受けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあることから、境副会長兼専務理事が厚生労働省へ訪問し、同省健康局長あての要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について（要請）」（令和2年6月4日付け2日獣発第29号）を同局結核感染症課の梅田感染症情報管理官に手渡し、速やかに実施方針を提示するよう要請した。

(e) 令和2年6月12日、6月4日付け本会の要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課長から令和2年6月11日付け健感発0611第2号をもって、同日「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）」が公布され、令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、4月1日から6月30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者または管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととされた旨の通知があり、地方獣医師会あて情報提供した。

(f) 令和2年9月17日、令和2年9月17日付け事務連絡「令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病予防注射の実施等について」により、狂犬病予防注射の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じる必要があることから、集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項を取りまと

めたので、予防注射の実施に当たっては、当該留意事項に従って十分に安全を確保した上で対応するよう地方獣医師会あて依頼した。

(g) 令和2年9月18日、令和2年9月17日付け健感発0917第2号をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について（通知）」が再度各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出されたことを受け、令和2年9月18日付け2日獣発第134号「狂犬病予防法に基づく犬の予防注射の推進について」により、全部もしくは一部の地域において予防注射が未実施の地方獣医師会においては新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じた上で、早急に予防注射を実施するよう地方獣医師会あて依頼した。

(h) 令和3年2月8日、令和3年2月8日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防注射の実施について」をもって、令和3年度の狂犬病予防注射の実施に当たり、①実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意して、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射における留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じること、②都道府県内の各市区町村からの狂犬病予防事業の一括受託契約の締結について積極的に取り組み、都道府県内における予防注射業務が一層組織的かつ統一的に実施されるよう尽力することについて、地方獣医師会あて依頼した。

また、同日付け2日獣発第256号「令和3年度における狂犬病予防注射の実施等について（要請）」をもって、厚生労働省健康局長あて、①令和3年度狂犬病予防注射が各市区町村で円滑かつ確実に実施され、犬の飼い主が年1回の予防注射を実施することができるよう、事前に都道府県等に対し今年度の実施方針について提示すること、②狂犬病予防注射を含めた狂犬病予防事業が各都道府県内において組織的かつ統一的に実施されるよう、管下の市区町村において各地方獣医師会と一括委託を含め十分連携して予防注射業務を遂行するよう指導することについて要請した。

(i) 令和3年2月15日、本会からの上記要請に基づき、令和3年2月10日付け事務連絡をもって、厚生労働省健康局結核感染症課長から「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出され、

- ①令和3年度の予防注射の時期については、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えない方向での検討を進めていること、
- ②都道府県等においては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、犬の所有者や獣医師等の感染リスクに留意し柔軟に予防注射の接種計画を検討するよう、管内の市区町村を含む関係者に周知すること、
- ③市区町村で実施する集合注射についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討し、感染拡大防止対策を徹底して実施すること、
- ④実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施を推進することが周知され、本会へその旨の周知が依頼された。

同省の依頼を受け、令和3年2月15日付け2日獣発第260号「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」をもって、①予防注射を確実な感染防止措置により実施すること、②各都道府県及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定し、漏れなく実施することについて、地方獣医師会あて依頼した。

(j) 令和3年3月2日、令和3年2月26日付け健発0226第4号をもって、厚生労働省健康局長から「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知が各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに発出されたことを受け、令和2年3月2日付け2日獣発第277号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により、令和3年度の予防接種の実施については令和2年6月12日の省令改正に準じた内容であるが、予防注射の時期については、新型コロナウイルスの発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情がある場合は、令和3年3月2日から同年12月31日までの間に受けることも差し支

えないこととされたので、各都道府県及び市区町村等と連携し、速やかに令和3年度の予防注射の接種計画を策定の上、予防注射を漏れなく実施するよう地方獣医師会あて依頼した。

(イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策

a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

- (a) 11月5日、香川県三豊市の採卵鶏の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生以降、死亡野生鳥からの本病検査の陽性反応、疑似患畜の確認等、農林水産省からのプレスリリース等を逐次、地方獣医師会へ情報提供した。
- (b) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和2年11月18日付け2日獣発第186号「北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、北海道において野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型) が検出されたことを踏まえ、獣医師等の畜産関係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底について指導又は助言をよう同省から都道府県家畜衛生主務部長あて通知された旨関係者への周知を依頼した。
- (c) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和2年11月20日付け2日獣発第189号「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」を地方獣医師会会長あてに通知し、香川県内の鶏飼養農場の死亡鶏から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、関係者による早期発見・早期通報の徹底並びにウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策について、指導又は助言を実施するよう同省から都道府県知事あて通知された旨関係者への周知を依頼した。
- (d) 農林水産省消費・安全局食品安全政策課長ほかからの通知を受けて、令和2年11月20日付け2日獣発第190号「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、今般の香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生に鑑み、同県産の家きんの肉及び卵の取扱いに対して不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、高病原性鳥インフルエンザに関する正確な知識の普及についての周知依頼があり、その旨の周知を依頼した。
- (e) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和2年12月11日付け2日獣発第205号「福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、福岡県の死亡鶏について高病原性鳥インフルエンザ (H5亜型) の疑似患畜との判定を受け、引き続き飼養衛生管理を徹底し、的確な防疫対応についての指導又は助言を実施するよう同省から都道府県知事あて通知された旨関係者への周知を依頼した。
- (f) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和2年12月25日付け2日獣発第224号「高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について」を地方獣医師会会長あてに通知し、地域や関係団体との連携による防疫対応の指導又は助言の実施、都道府県内の関係部局や業者からなる防疫対策会議等での防疫対応の連絡・連携体制の確認、年末・年始に防疫作業等における人員及び資材の確保について同省から都道府県家畜衛生主務部長あて通知された旨関係者への周知を依頼した。
- (g) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、令和3年1月15日付け2日獣発第240号「高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備について」を地方獣医師会会長あてに通知し、渡り鳥の到来シーズンを踏まえ、疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な人員、防疫資材及び埋却地等の確保についての緊急的な机上防疫演習の実施報告の農林水産省への提出について同省から各都道府県知事あてに通知された旨関係者への周知を依頼した。
- (h) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、令和3年2月19日付け2日

獣発第268号「千葉県のあひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、千葉県内のあひる農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、本事例のように死亡はなくとも「産卵率の低下」等の生産面での異状を認める場合には速やかに家畜保健衛生所に報告するよう家きん飼養者等へ指導の実施について同省から各都道府県家畜衛生主務部長あてに通知された旨関係者への周知を依頼した。

b 薬剤耐性 (AMR) 対策

(a) 令和2年2月12日付け事務連絡「健康な愛がん動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について (協力依頼)」をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理から協力依頼があった健康な伴侶動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査について、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼した。推薦された施設については、取りまとめて農林水産省に情報提供した。

(b) 農林水産省からの委託を受け、令和2年度生産資材安全確保対策委託事業 (動物分野における薬剤耐性対策普及啓発事業) を実施した。内容は以下のとおり。

① e ラーニング教材検討会の開催

教材の作成にあたり、内容について検討を行うeラーニング検討会を計6回開催した。

② e ラーニング教材の作成

(i) 養豚農場における抗菌剤の慎重使用

管理獣医師の指導により、飼養衛生管理が向上し抗菌剤の使用量が削減した3農場の優良事例を解説する動画を作成した。

農場1：タローファーム (長野県上田市常磐城字上平 358)

農場2：高橋畜産 (北海道久遠郡せたな町北桜山区松岡 343)

農場3：五十嵐ファーム (山形県鶴岡市小名部 93)

(ii) 獣医学生向け「獣医師に求められる薬剤耐性対策」

獣医学生向けに薬剤耐性菌の基礎知識や薬剤耐性対策を説明する動画を作成した。

③ 薬剤耐性対策普及啓発イベントの開催

令和2年12月3日に、薬剤耐性対策普及啓発シンポジウムとして「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランの成果と次期の展望」をオンライン配信により開催した (参加者約380名)。

c 関連シンポジウムの開催

(a) 令和2年12月3日、オンライン配信により、本会と公益社団法人日本医師会の主催、厚生労働省及び農林水産省の後援による連携シンポジウム「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランの成果と次期の展望～新型コロナウイルス感染症により注目されるワンヘルスアプローチの重要性～」を、渡邊治雄国立感染症研究所名誉所員と田村 豊酪農学園大学名誉教授を座長として開催した。講演の内容は次のとおり。

**日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム
「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランの成果と次期の展望
～新型コロナウイルス感染症により注目されるワンヘルスアプローチの重要性～」**

第一部：特別講演「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン 2016-2020」の取組みと今後の課題

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	ヒトを中心とした薬剤耐性 (AMR) 対策プランの成果と今後	渡邊治雄	国立感染症研究所名誉所員
2	次期アクションプランに向けた動物と環境由来耐性菌の現状と課題	田村 豊	酪農学園大学名誉教授

第二部：医療分野及び獣医療分野における薬剤耐性対策の紹介
〔医療分野及び獣医療分野における薬剤耐性対策の取組など〕

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	開業医での抗菌薬適正使用の実践 ～グラム染色検査の活用～	前田稔彦	まえだ耳鼻咽喉科クリニック 院長
2	AMR 臨床リファレンスセンターでの薬剤耐性菌対策の普及啓発	松永展明	AMR 臨床リファレンスセンター 臨床疫学室長
3	グループシステム移行での生産性向上、事故率の低減、抗菌剤使用量の削減	呉 克昌	(株)バリューファーム・コンサルティング 代表取締役
4	病原菌と戦わない環境づくりで、生産性の向上、抗菌剤使用量の削減	高橋佐和子	高橋とんとん診療所 院長
5	愛玩動物における抗菌薬慎重使用の推進の取組－抗菌薬の慎重使用の手引きの作成－	松田真理	農林水産省動物医薬品検査所 主任研究官

〔医療分野及び獣医療分野における薬剤耐性対策の現状と対策〕

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	国内の医療分野における AMR 対策の現状と対策	中山美恵	厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐
2	国内の獣医療分野における AMR 対策の現状と対策	川西路子	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 課長補佐

(b) 令和3年2月20日、令和2年度獣医学術学会年次大会オンラインセミナーのプログラムとして、本会与公益社団法人日本医師会及び厚生労働省によるオンライン連携シンポジウム「with コロナ下におけるペットとの付き合い方－正しく知ろう、動物と人のコロナウイルス感染症－」が開催され、医師と獣医師の連携による共通感染症対策に関する最新の知見が紹介された。講演の内容は次のとおり。

令和2年度獣医学術学会年次大会オンラインセミナー
日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム
「with コロナ下におけるペットとの付き合い方
－正しく知ろう、動物と人のコロナウイルス感染症－」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	人の新型コロナウイルス感染症の最前線	松本哲哉	国際医療福祉大学医学部感染症学講座 主任教授
2	動物のコロナウイルス感染症の多様性	前田 健	国立感染症研究所獣医科学部長
3	ペットと暮らす 一人とペットのコロナ対策－ ①東京都獣医師会の取組み	中川清志	公益社団法人東京都獣医師会 副会長
4	ペットと暮らす 一人とペットのコロナ対策－ ②陽性者の飼育動物のケア ー企業の取組ー	河本光祐	アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役社長

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、関係委員会において検討するとともにその改善に向けた要請活動等を行った。

令和2年9月30日付け2日獣発第143号により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況

において、その予防やまん延防止のため様々な業務を担う家畜衛生及び公衆衛生の公務員獣医師の役割は著しく重要となっていることに鑑み、所管の都道府県知事及び人事委員会等関係各所に対する要請を依頼し、地方獣医師会長と本会会長の連名で地元県知事等に対して公務員獣医師の処遇改善について要請した。

令和2年10月14日付け2日獣発第152号により、全国家畜衛生職員会からの依頼を受け、都道府県勤務獣医師の人材確保のための処遇改善対策の充実を各都道府県知事あてに要請した。

日本獣医師連盟と本会の連名で令和2年11月5日付け公明党獣医師・動物看護師議員懇話会あて、令和2年12月自由民主党畜産振興議員連盟会長あて、さらに本会から令和2年12月18日付け2日獣発第212号により農林水産大臣あて、同日付け2日獣発第214号により環境大臣あて、同日付け2日獣発第213号により厚生労働省健康局長及び生活衛生・食品安全審議官あて、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等として、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師等の処遇改善を要請した。

オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 本会における獣医学教育の整備・充実に向けた取組み支援のあり方等については、学術・教育・研究委員会において、獣医学教育の整備充実に向けた支援についてをテーマとして、検討を行った。

(イ) 令和3年1月25日、獣医学系大学関係団体、獣医師職域団体、獣医学術団体及び本会によって構成される、獣医学実践教育推進協議会の第4回目の会議を開催し、令和3年度の診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習における実習希望学生の受入調整等について、希望学生数及び受入可能人数等の調査結果に基づき検討された。インターンシップの受入システムである家畜衛生・公衆衛生獣医師インターンシップ（VPcamp）の実施に関する事業が獣医学教育支援機構に移行される中で、これを学生対象のアドバンスト・カリキュラムの受入システムとすべきであることや、従来は大学と自治体とで契約を締結して実施してきた実習について、一部見直しの必要が生じること等が議論された。令和3年3月16日、同協議会の第5回目の会議を開催し、令和3年度の診療参加型臨床実習における実習希望学生数の再調査結果もとに、今後の進め方、大学と実習受け入れ先との間の契約等に関する検討を行った。

(ウ) 令和2年12月18日付け2日獣発第210号「獣医学教育の整備・充実について（要請）」により、文部科学省高等教育局長あてに、①「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告のフォローアップ、②参加型臨床実習、体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進を要請した。要請を受け、外部実習受入機関における実習実施根拠の明確化のため令和3年2月16日付け2文科高第1036号「獣医学系大学生の診療参加型臨床実習等の外部実習受入れについて（依頼）」により文部科学省高等教育局長から全国農業共済協会及び各都道府県知事、各保健所設置市長あてに、獣医学系大学生の診療参加型臨床実習等の実施について依頼された。併せて関係省庁あてにも依頼文書が発出され、これを受けて各省庁からも依頼文書が発出された。

(エ) 令和2年10月3日に開催された第113回全国大学獣医学関係代表者協議会、及び令和3年3月30日に開催された第114回全国大学獣医学関係代表者協議会に境政人副会長兼専務理事と本会職員が出席した。

(3) 事業の推進に関係する諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日 時：令和2年10月16日（金）（書面開催）

(イ) 議長：高橋三男（埼玉県獣医師会会長）

副議長：玉井公宏（和歌山県獣医師会会長）

(ウ) 議 事 :

[説明・報告事項]

- a 令和元年台風 15・19・21 号等に関する件
- b 令和 2 年豪雨に関する件
- c 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- d 2020 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” に関する件
- e 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件
- f アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会開催等に関する件
- g 要請活動に関する件
- h 事務局の拡張に関する件
- i プライバシーマークの更新申請に関する件
- j 事業継続緊急対策 (テレワーク) 助成金に関する件
- k 公益認定申請に関する件
- l その他 (愛玩動物看護師カリキュラム等検討会 関係資料、中央環境審議会動物愛護部会 関係資料)

[連絡事項]

- a 当面の主要会議等の開催計画に関する件

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日 時 : 令和 2 年 7 月 22 日 (水) (書面開催)

(イ) 議 事 :

[日本獣医師会説明事項]

- a 令和 2 年度事業計画
- b 獣医学術学会事業関係
 - (a) 学会組織と事業運営の状況
 - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- c 獣医学術講習会研修会事業
- d 獣医療提供体制整備推進総合対策事業
- e 獣医事対策等普及啓発事業
 - (a) 2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催
 - (b) 日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業
- f 獣医師生涯研修事業
- g 動物福祉適正管理施策支援事業
 - (a) 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応
 - (b) がっこう動物新聞について
- h 小動物獣医療に関する AMR モニタリング等の調査の実施について
- i 緊急時家畜防疫等対応獣医師リストの整備について
- j 部会委員会等運営事業
- k 獣医療証明様式提供事業
- l 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
 - (a) 生命共済保険事業
 - (b) 獣医師賠償共済事業
- m 新型コロナウイルス感染症等対策
 - (a) 小動物診療施設等における新型コロナウイルス感染症対策
 - (b) 地方獣医師会における狂犬病予防注射事業の対応状況
- n 台風・水害等の災害への対応

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成22年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師倫理に関係する資料を集大成した「獣医師倫理関係規程集」を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。

イ 獣医師法、獣医療法、医薬品・医療機器等法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令遵守の徹底を要請した。

ウ 令和2年度においては、3名の獣医師が公職選挙法違反、刑法第208条（暴行罪）、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）違反で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、令和2年10月12日付け2日獣発第150号及び令和2年12月11日付け2日獣発第204号をもって、それぞれ地方獣医師会会長に職業倫理の徹底について通知した。

(2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A様式・B様式）、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成28年4月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称したが、災害時に、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時においては、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を、令和2年10月12日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

4 災害対策事業

(1) 令和元年台風15・19・21号等における対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 (1) 令和元年台風15・19・21号等における対応」を参照。

(2) 令和2年豪雨における対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 (2) 令和2年豪雨における対応」を参照。

5 動物福祉適正管理施策支援事業

(1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理の徹底や、飼育動物の逃走・盗難及び災害被災時の飼育者への復帰を容易にすること等を目的に、所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応等の動物適正管理個体識別登録等普

及推進事業を実施した。令和2年度における動物個体識別登録システムへの登録数は295,617件(前年度263,094件)であり、累計登録数は2,526,875件となった。

地方獣医師会が飼育者の代理でマイクロチップの登録申請をする「地方会方式」を推進し、新たに3地方獣医師会の参入により、参画地方獣医師会は累計で25地方獣医師会となった。さらに、マイクロチップ普及推進事業に係る支援を希望する33地方会に対して合計で3,300本のマイクロチップの手配を行うとともに、関連企業等の寄付金により、50台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得て、自治体等に配布し活用を願った。

本会と動物愛護公益3団体(日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会)とで構成する動物ID普及推進会議(AIPO)〔幹事長代理：藏内勇夫日本獣医師会会長〕幹事会を事務局として書面開催し、マイクロチップの普及啓発方法について検討した。

また、ISO規格動物用電子タグ協議会〔会長：石原哲雄((公社)畜産技術協会専務理事)〕に参画し、マイクロチップの安全性と個体識別番号の唯一性を担保するため、薬機法に基づく承認を受けたマイクロチップのみにメーカーコードの割り当てを行うよう、会則の改正を行った。

(2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第32回としての作品募集を行った結果139作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、令和2年8月26日開催の第32回日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：佐伯潤(日本獣医師会理事)〕において、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定し、例年であれば動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、代替企画として行われた動物愛護週間中央行事2020どうぶつ愛護オンラインシンポジウムにて、受賞者と受賞作品について紹介を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表し、日本獣医師会雑誌第73巻第11号に掲載した。また、「第32回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学賞大賞】

「君がいるから、うまく読めるよ」 西村 ひとえ(山口県)

【日本動物児童文学賞優秀賞】

「猫の乗客」 石田 七海(神奈川県)

「ツバメ飛ぶころ」 小粒 すずめ(千葉県)

【日本動物児童文学賞奨励賞】

「カラス de カルタ」 のだ ますお(東京都)

「いっそ世界が猫だったら」 まきうち れいみ(東京都)

「親友の犬は…」 ちゃーちゃん(岩手県)

「老犬ドングリがのこしてくれたもの」 山下 厚(千葉県)

「マリィからの手紙」 岡田 陽子(千葉県)

6 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催

令和2年10月3日(土)に開催予定であった2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため開催が中止された。

このことを受け、例年動物感謝デーに運営協力している日本獣医学生協会(JAVS)から、2020動物感謝デーの代替関連企画として、獣医学生向けに産業動物診療獣医師や公務員獣医師

の業務と役割を紹介する Web セミナー「学びの秋！お家で聞ける獣医師の世界」の開催が提案され、本会が共催した。

令和2年10月3日（土）午後2時30分から午後5時まで開催されたセミナーでは、各分野の現役獣医師3名（大橋邦啓氏（農場管理獣医師協会）、大竹聡氏（日本養豚開業獣医師協会）、朝倉麗氏（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課））による講演と質疑応答が行われ、業務内容の紹介や、今後の獣医師の展望等が熱く語られた。講演終了後の質疑応答・情報交換会では、学生からの率直な質問に対し、自身の体験を交えながら講師による丁寧な回答が行われた。非常に興味深く聞き入っていた学生からは途切れることなく質問が上がっていた。プログラムの最後に、本会の境副会長兼専務理事から閉会の挨拶として、講師への御礼と開催に尽力いただいた JAVS 役員及び同動物感謝デー協力委員会メンバーに謝意が述べられるとともに、将来、獣医師の仲間として活躍が期待される獣医学生への激励が述べられ、閉会した。

イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は動物愛護週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

《 令和2年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

1 開催テーマ

〔テーマ〕 「人も動物も幸せに ～考えよう、共にくらす社会～」

2 開催概要

(1) 屋外行事：開催中止

(2) 屋内行事：令和2年9月26日（日） 午後1時～午後5時

台東区生涯学習センター ミレニアムホール

以下の2部構成で実施され、YouTube を用いたライブ配信が行われた。リアルタイムでの視聴者は約200人であった。第1部では、環境省をはじめとする実行委員会構成団体による、各コンクールの受賞作品等が紹介された。「第32回日本動物児童文学賞」を主催する本会は、全139の応募作品の中から、大賞、優秀賞及び奨励賞に入賞した8作品を紹介した。大賞受賞者である西村ひとえ氏には、環境大臣賞及び損害保険ジャパン日本興亜(株)から副賞が、優秀賞受賞者である石田七海氏、小粒すずめ氏には損害保険ジャパン(株)及びアニコム損害保険(株)から副賞が贈られた。第2部では、4名の有識者による講演会が行われたのち、「人も動物も幸せに ～考えよう、共にくらす社会～」をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

ア 第32回日本動物児童文学賞受賞作品紹介

本年度の大賞、優秀賞及び奨励賞受賞作品が紹介された。表彰式は開催が中止された。

イ 講演・パネルディスカッション

(ア) 飼主講座「コロナ時代、ペットとどう向き合うか

～新型コロナウイルス感染症とペット～」

講師：中川清志氏（公益社団法人東京都獣医師会副会長）

(イ) 講演「人と動物の幸せにつながるソーシャルワークとは～動物介在活動の現場から～」

講師：上山琴美氏（認定NPO法人キドックス代表理事）

(ウ) 講演「動物園で考える『動物と人の福祉』～大牟田市動物園での取り組みを例に～」

講師：椎原春一氏（大牟田市動物園園長）

(エ) 講演「鳥の目から見る、人と動物の共生社会～虫の目に偏らないために～」

講師：奥田順之氏（認定NPO法人人と動物の共生センター理事長）
(オ) パネルディスカッション「人も動物も幸せに～考えよう、共にくらす社会～」
コーディネーター：石田戠氏（一般財団法人動物観研究所所長）
パネリスト：上山琴美氏（認定NPO法人キドックス代表理事）
椎原春一氏（大牟田市動物園園長）
奥田順之氏（認定NPO法人人と動物の共生センター理事長）

ウ インターペットへの参加

令和2年3月27日から3月29日までの3日間、青海展示棟において開催予定であった第10回インターペットについては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、開催が中止された。

(2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

令和2年度の記録件数の内訳は、相談・照会54件、苦情9件、その他1件の合計64件であった。

(3) 情報等提供対応事業

ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、内容の充実を図りつつ情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」、「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。

本会ホームページの利便性を向上し、今後の更なる情報提供の充実を図るためにページデザインを刷新することとし、令和3年度からの公開のためページデザインの作成を行った。

令和2年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のため、就労環境や診療に関わる知識・技術等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとして平成27年度に開設した「女性獣医師応援ポータルサイト」に係るコンテンツの追加を行い、eラーニングコンテンツの充実等の情報提供を行った。

さらに、平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、令和2年度末までに194号を発刊した。メルマ日獣には、会長短信「春夏秋冬」を掲載し、毎月購読者に対する会長からのメッセージを配信するとともに、同内容を本会ホームページに掲載した。また、メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介し、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信した。継続して会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行った。

イ 動物関連映画との広報タイアップ

新型コロナウイルス感染症の影響により関連映画の公開予定が変更されたことから、令和2年度において広報タイアップ等は行われなかった。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。また、JISQ15001

個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの関係規程に基づく個人情報保護に関する取組みを行った。プライバシーマークについては、2年毎に更新のための審査を受けることとされていることから、更新審査の受審対応を完了した。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためのテレワーク対応としてセキュリティを確保した遠隔通信によるリモートデスクトップ回線を拡充するとともに、公益財団法人東京しごと財団による事業継続緊急対策（テレワーク）助成金により、タブレット通信端末を役職員全員に対して導入した。また、遠隔通信による会議開催のため、WEB会議システムの管理運用を行った。

エ 獣医事等に係る関係情報の提供

令和2年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 令和2年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
家畜人工授精師及び獣医師における家畜改良増殖法等関係法令等の遵守について (家畜人工授精師及び獣医師における家畜改良増殖法等関係法令等の遵守について)	令和2年4月2日付け 2日獣発第5号 (令和2年3月18日付け 2生畜第1970号)
第12回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえたCSF発生予防対策の徹底について (第12回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえたCSF発生予防対策の徹底について)	令和2年4月2日付け 2日獣発第6号 (令和2年3月30日付け 元消安第6208号)
【通知】新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について (新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について (依頼))	令和2年4月14日付け メール配信 (令和2年2月28日付け 事務連絡)
【通知文書】動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について(通知) (動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について)	令和2年5月1日付け メール配信 (令和2年5月1日付け 2生畜第240号)
【通知文書】畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について (畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について)	令和2年5月18日付け メール配信 (令和2年5月11日付け 2生畜第244号)
フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)について(情報提供) (フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)について(情報提供))	令和2年5月25日付け 事務連絡 (令和2年5月22日付け 事務連絡)
【情報提供】畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について (畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について)	令和2年5月29日付け メール配信 (令和2年5月22日付け 2生畜第330号)
【情報提供】動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について (動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について)	令和2年5月29日付け メール配信 (令和2年5月28日付け 事務連絡)
【情報提供】動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2に基づく通報先について (動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2に基づく通報先について)	令和2年5月29日付け メール配信 (令和2年5月28日付け 環自総発第2005281号)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	令和2年6月4日付け 事務連絡 (令和2年4月3日付け 事務連絡)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和2年6月4日付け 事務連絡 (令和2年4月3日付け 事務連絡)
アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について (アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について)	令和2年6月5日付け 2日獣発第46号 (令和2年4月22日付け 2消安第424号)
和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について(依頼) (和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について(依頼))	令和2年6月5日付け 2日獣発第47号 (令和2年5月1日付け 2生畜第215号)
獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用についての一部改正について(通知) (獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用についての一部改正について(通知))	令和2年6月5日付け 2日獣発第48号 (令和2年4月1日付け 元消安第5877号)
獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について (獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について)	令和2年6月5日付け 2日獣発第49号 (令和2年3月31日付け 元消安第6059号)
魚病診療に対応される獣医師に関する情報提供についての協力依頼 (魚病診療に対応される獣医師に関する情報提供についての協力依頼)	令和2年6月12日付け 事務連絡 令和2年6月11日付け 事務連絡
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について)	令和2年6月16日付け 2日獣発第57号 (令和2年5月28日付け 2消安第897号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	令和2年6月16日付け 2日獣発第58号 (令和2年5月29日付け 2生畜第396号)
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について)	令和2年6月16日付け 2日獣発第59号 (令和2年6月1日付け 2消安第921号)
「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について(周知)」の一部修正について (「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について(周知)」の一部修正について)	令和2年6月18日付け 事務連絡 (令和2年6月4日付け 事務連絡)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和2年6月30日付け 事務連絡 (令和2年6月15日付け 事務連絡)
「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う輸出入検疫措置の強化に関する畜産農家等への注意喚起について (「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う輸出入検疫措置の強化に関する畜産農家等への注意喚起について)	令和2年7月14日付け 2日獣発第75号 (令和2年7月1日付け 2消安第1579号)

家畜伝染病予防法の改正について（協力依頼） （家畜伝染病予防法の改正について（協力依頼））	令和2年7月14日付け 2日獣発第76号 （令和2年7月1日付け 2消安第1567号）
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項についての全部改正について（口蹄疫等4疾病） （特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項についての全部改正について（口蹄疫等4疾病））	令和2年7月14日付け 2日獣発第77号 （令和2年7月1日付け 2消安第1567号）
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について （食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について）	令和2年7月16日付け 事務連絡 （令和2年7月7日付け 事務連絡）
夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について （夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について）	令和2年7月22日付け 2日獣発第86号 （令和2年9月10日付け 2消安第1567号）
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について （麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知））	令和2年7月22日付け 2日獣発第87号 （令和2年7月8日付け 薬生監麻発0708第3号）
覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知） （覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知））	令和2年7月22日付け 2日獣発第88号 （令和2年7月8日付け 薬生監麻発0708第5号）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令等の制定について （動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令等の制定について）	令和2年7月30日付け 事務連絡 （令和2年7月15日付け 事務連絡）
【情報提供】麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）の訂正について （麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）の訂正について）	令和2年8月5日付け メール配信 （令和2年7月30日付け 事務連絡）
畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について （畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について）	令和2年8月26日付け 2日獣発第102号 （令和2年8月11日付け 2年度発中畜第2002号）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について）	令和2年9月10日付け 2日獣発第119号 （令和2年9月1日付け 2消安第2445号）
家畜の盗難被害に関する注意喚起等について （家畜の盗難被害に関する注意喚起等について）	令和2年9月10日付け 2日獣発第120号 （令和2年8月31日付け 2生畜第995号）
「動物用医薬品等の輸入監視について」の一部改正について （「動物用医薬品等の輸入監視について」の一部改正について）	令和2年9月10日付け 2日獣発第121号 （令和2年8月31日付け 2消安第2424号）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について）	令和2年9月10日付け 2日獣発第122号 （令和2年8月26日付け 2消安第2313号）

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について (食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について)	令和2年9月10日付け 2日獣発第123号 (令和2年8月31日付け 2消安第2496号)
家畜改良増殖法第4条第1項の適正実施について (家畜改良増殖法第4条第1項の適正実施について)	令和2年9月10日付け 2日獣発第124号 (令和2年9月2日付け 2生畜第1007号)
令和2年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について (令和2年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について)	令和2年10月12日付け 2日獣発第151号 (令和2年9月24日付け 2消安第2700号)
家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について (家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について)	令和2年10月16日付け 2日獣発第154号 (令和2年9月29日付け 2消安第2846号)
獣医師法第22条の規定に基づく届出について(依頼) (獣医師法第22条の規定に基づく届出について(依頼))	令和2年10月21日付け 2日獣発第162号 (令和2年10月5日付け 2消安第2906号)
家畜改良増殖法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係局長通知の一部改正について (家畜改良増殖法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係局長通知の一部改正について)	令和2年10月23日付け 2日獣発第168号 (令和2年9月30日付け 2生畜第1121号)
家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行について (家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行について)	令和2年10月23日付け 2日獣発第169号 (令和2年9月30日付け 2生畜第1104号)
家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の運用について (家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の運用について)	令和2年10月23日付け 2日獣発第170号 (令和2年9月30日付け 2生畜第1005号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について)	令和2年11月16日付け 2日獣発第181号 (令和2年10月22日付け 2消安第2974号)
薬剤耐性対策推進月間(11月)における取組について(お知らせ) (薬剤耐性対策推進月間(11月)における取組について(お知らせ))	令和2年11月11日付け 2日獣発第182号 (令和2年11月2日付け 2消安第3178号)
北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について (北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について)	令和2年11月18日付け 2日獣発第186号 (令和2年10月30日付け 2消安第3417号)
香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について (香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について)	令和2年11月20日付け 2日獣発第189号 (令和2年11月5日付け 2消安第3499号ほか)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	令和2年11月20日付け 2日獣発第190号 (令和2年11月5日付け 2消安第3499号)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	令和2年12月2日付け 事務連絡 (令和2年11月18日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する 指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する 指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	令和2年12月2日付け 事務連絡 (令和2年11月19日付け 事務連絡)
獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について)	令和2年12月11日 2日獣発第204号 (令和2年11月24日付け 2消安第2586号-2)
福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底に ついて (福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底 について)	令和2年12月11日付け 2日獣発第205号 (令和2年11月25日付け 2消安第3752号)
「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改 正について (「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部 改正について)	令和2年12月11日付け 2日獣発第206号 (令和2年12月1日付け 2消安第3705号)
高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向け た事前準備について (高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向 けた事前準備について)	令和2年12月25日付け 2日獣発第224号 (令和2年12月7日付け 2消安第3942号)
臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について (臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について)	令和2年12月23日付け 2日獣発第190号 (令和2年12月23日 2消安第3499号)
「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の施行について」の一部改正につい て (「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の施行について」の一部改正につい て)	令和3年1月14日付け 2日獣発第235号 (令和2年12月18日付け 2消安第4080号)
山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う飼養衛生管 理の再徹底等について (山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う飼養衛生 管理の再徹底等について)	令和3年1月15日付け 2日獣発第239号 (令和2年12月29日付け 2消安第4378号)
高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備につい て (高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備につい て)	令和3年1月15日付け 2日獣発第240号 (令和2年12月28日付け 2消安第4343号)
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	令和3年1月15日付け 事務連絡 (令和2年12月25日付け 事務連絡)
拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた飼養衛生管理指導の徹底について (拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた飼養衛生管理指導の徹底について)	令和3年1月29日付け 2日獣発第249号 (令和3年1月15日付け 2消安第4692号)

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の再徹底について (家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の再徹底について)	令和3年2月4日付け 2日獣発第252号 (令和2年12月25日付け 2消安第4314号)
農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について (農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について)	令和3年2月5日付け 事務連絡 (令和3年1月21日付け 事務連絡)
和歌山県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について (和歌山県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について)	令和3年2月18日付け 2日獣発第264号 (令和3年1月29日付け 2消安第4955号)
外国語を母国語とする作業従事者への飼養衛生管理基準の周知徹底について (外国語を母国語とする作業従事者への飼養衛生管理基準の周知徹底について)	令和3年2月18日付け 2日獣発第265号 (令和3年2月4日付け 2消安第5125号)
千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について (千葉県のおひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について)	令和3年2月19日付け 2日獣発第268号 (令和3年1月21日付け 2消安第4806号)
家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施について (家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施について)	令和3年2月19日付け 2日獣発第269号 (令和3年1月22日付け 2消安第1665号-1)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について)	令和3年2月22日付け 事務連絡 (令和3年1月25日付け 事務連絡)
和牛遺伝資源流出防止に係るステッカーの配布について (和牛遺伝資源流出防止に係るステッカーの配布について)	令和3年3月29日付け 2日獣発第294号 (令和3年3月1日付け 全肉振発第282号)
「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多樹生影響に関する情報提供等の具体的な手続について」の一部改正について (「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多樹生影響に関する情報提供等の具体的な手続について」の一部改正について)	令和3年3月31日付け 2日獣発第300号 (令和3年3月2日付け 2消安第4280-1)
臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目の告示について (臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目の告示について)	令和3年3月31日付け 2日獣発第301号 (令和3年3月8日付け 2医政発0308第5号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について)	令和3年3月31日付け 2日獣発第302号 (令和3年3月9日付け 2消安第5429号)
第61回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について (第61回全国家畜保健衛生業績発表会の開催について)	令和3年3月31日付け 2日獣発第304号 (令和3年2月8日付け 2消安第5076号)

注：()内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等
注：メール配信は、新型コロナウイルス感染症に伴う事務所閉鎖時の通知

7 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(1) 国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

ア 医師会との連携交流

(ア) 令和2年12月3日、日本医師会と連携したシンポジウム「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果と次期の展望～新型コロナウイルス感染症により注目されるワンヘルスアプローチの重要性～」を、会場における実際の講演形式と、事前収録を行った動画形式の2種類による方式で、オンラインの動画配信により開催した。シンポジウムでは、中川俊男日本医師会会長が事前収録動画による挨拶を行い、藏内勇夫日本獣医師会会長が会場からリアルタイムでの挨拶を行った後、実講演形式にて、渡邊治雄国立感染症研究所名誉所員と田村 豊酪農学園大学名誉教授の座長により講演が行われた。

まず第一部として、特別講演「『薬剤耐性菌（AMR）対策アクションプラン 2016-2020』の取組みと今後の展望」が行われ、講演では、渡邊治雄国立感染症研究所名誉所員から医師側からの提言として「ヒトを中心とした薬剤耐性（AMR）対策プランの成果と今後」が、田村 豊酪農学園大学名誉教授からは獣医師側からの提言として「次期アクションプランに向けた動物と環境由来耐性菌の現状と課題」が行われた。

第二部では、医療分野及び獣医療分野における薬剤耐性対策の取組」として、医療分野からは、前田稔彦まえた耳鼻咽喉科クリニック院長による「開業医での抗菌薬適正使用の実践～グラム染色検査の活用～」及び松永展明 AMR 臨床リファレンスセンター臨床疫学室長による「AMR 臨床リファレンスセンターでの薬剤耐性菌対策の普及啓発」が、獣医療分野からは、呉 克昌株式会社バリューファーム・コンサルティング代表取締役による「グループシステム移行での生産性向上、事故率の低減、抗菌剤使用量の削減」、高橋佐和子高橋とんとん診療所院長による「病原菌と戦わない環境づくりで、生産性の向上、抗菌剤使用の削減」及び松田真理農林水産省動物医薬品検査所主任研究官による「愛玩動物における抗菌薬慎重使用の推進の取組－抗菌薬の慎重使用の手引きの作成－」の講演が行われた後、厚生労働省、農林水産省から医療分野及び動物分野における薬剤耐性対策の現状と対策について講演が行われた。

(イ) 令和3年2月20日、令和2年度獣医学術学会年次大会オンラインセミナーのプログラムとして、日本医師会、厚生労働省と連携し、オンラインによる連携シンポジウム「with コロナ下におけるペットとの付き合い方－正しく知ろう、動物と人の新型コロナウイルス感染症－」を開催した。

シンポジウムでは、中川俊男日本医師会会長、藏内勇夫日本獣医師会会長、梅田浩史厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理官から事前収録した動画による挨拶が行われた。

続いて、松本哲哉国際医療福祉大学医学部感染症学講座主任教授から「人の新型コロナウイルス感染症の最前線」、前田 健国立感染症研究所獣医科学部長から「動物の新型コロナウイルス感染症の多様性」、中川清志東京都獣医師会副会長から「ペットと暮らす－人とペットのコロナ対策－ ①東京都獣医師会の取組み」、河本光祐アニコム先進医療研究所株式会社代表取締役社長から「ペットと暮らす－人とペットのコロナ対策－ ②陽性者の飼育動物のケア－企業取組」の講演が行われた後、佐藤れえ子日本獣医師会理事、丸山総一日本獣医公衆衛生学会会長の座長により総合討論を実施した。

(2) 連携推進会議等の開催

(ア) 令和2年10月3日、及び令和3年3月30日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。

(イ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

(ウ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

(3) 獣医事・獣医学術国際交流

2020年10月に藏内会長がアジア獣医師会連合(FAVA)副会長(次期会長)に就任したことに伴い、FAVAとの連携が一層緊密なものとなっている。毎月開催されるFAVA執行部会議ではFAVAの活動方針決定に日本がリーダーシップを発揮することを期待されている。2022年10月には藏内会長がFAVA会長に就任することが決定しており、将来的なFAVA事務局の日本招致を視野に、OIE や JICAといった機関が所在する東京の地理的優位性を最大限活かしてアジア圏の模範・先導たる国際協力活動を推進する。

2022年11月に開催を予定しているFAVA大会福岡に向け、福岡県及び福岡市、福岡県獣医師会のご協力のもと、鋭意準備を進めている。大会組織委員会では招待講演者との調整を進めている。なお2021年10月に開催が予定されていたFAVA大会マレーシアは新型コロナウイルス感染症流行により人的往来が困難であることを理由に再延期された。FAVA大会福岡においても新型コロナウイルス感染症の流行状況ならびにわが国の防疫対策(外国人への上陸制限)には十分に注意して開催形式の検討やスポンサー企業確保に努める。

東アジア三カ国協定(日本・韓国・台湾の学術交流協定)に基づく交流を継続する他、アメリカ、モンゴル等の海外獣医師会との個別交流を一層深め、民間ベースの交流を活性化させていく。

世界獣医師会(WVA)の一員として、WVA が実施する政策提言決定への協力(調査への協力)を通じて連携を強化していく。さらに本会ウェブサイトの更新に合わせて国外情報の発信を強化する。

(4) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

後援名義

- ・第8回日本獣医病理学専門家協会(JCVP)学術集会(第8回日本獣医病理学専門家協会(JCVP)学術集会事務局)
- ・年次大会2020・オンライン(公益社団法人日本動物病院協会)
- ・令和2年度動物看護師webセミナー「3年後の自分のために」(公益社団法人名古屋市獣医師会)
- ・世界狂犬病デー2020 ウェブセミナー(狂犬病臨床研究会)
- ・第17回日本獣医内科学アカデミー学術大会(JCVIM2021)(一般社団法人日本獣医内科学アカデミー)
- ・神戸市動物愛護フェスティバル2020(神戸市動物愛護フェスティバル実行委員会)
- ・ここから始める獣医師の働き方改革～畜ガールズが描く未来～(産業動物に興味のある女性の会)
- ・第22回 Dogs Walk For Keep Clean 全国一斉!クリーン作戦(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
- ・フォーラム「人と動物が助け合うやさしい社会を考える」(特定非営利活動法人 ハート・リング運動)

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- ・特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構
- ・全国学校飼育動物研究会
- ・一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- ・公益社団法人日本動物用医薬品協会
- ・鶏病研究会
- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・日本獣医史学会
- ・一般社団法人日本動物看護職協会
- ・日本獣医学生協会(JAVS)

(イ) 行事等への賛助

- ・農林水産祭実施経費
- ・「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作
- ・GEA 国際会議 2022 開催支援金

8 獣医学術学会事業

(1) 獣医学術学会年次大会の開催

我が国における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、全土に「緊急事態宣言」が発出され、密閉・密集・密接した場所における集会の開催や他都道府県への移動を含む不要不急の外出自粛が講じられたものの、収束が見えない状況であったことから、令和2年度の獣医学術学会年次大会は開催を中止することとした。

なお、本大会の開催代替企画として、「令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー 時代のニーズに応じる獣医療を目指して」をWebにて以下の通り開催した。

《令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー 時代のニーズに応じる獣医療を目指して》

開催方法：Webによる動画配信

後援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省

No.	開催期日	開催内容	視聴者数
1	2月20日 (土) 13:00～ 16:15	日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム 「withコロナ下におけるペットとの付き合い方-正しく知ろう、動物と人のコロナウイルス感染症-」 (1) 人の新型コロナウイルス感染症の最前線 松本哲哉 (国際医療福祉大学医学部感染症学講座 主任教授) (2) 動物のコロナウイルス感染症の多様性 前田 健 (国立感染症研究所 獣医科学部長) (3) ペットと暮らす -人とペットのコロナ対策- ① 東京都獣医師会の取組み 中川清志 (公益社団法人東京都獣医師会 副会長) ② 陽性者の飼育動物のケア -企業の取組- 河本光祐 (アニコム先進医療研究所株式会社 代表取締役社長) (4) 総合討論 〔座長〕佐藤れえ子 (公益社団法人日本獣医師会理事、岩手大学名誉教授) 丸山総一 (日本獣医公衆衛生学会学会長、日本大学教授)	482名
2	2月27日 (土) 13:00～ 17:15	日本産業動物獣医学会企画オンラインセミナー シンポジウム「わが国におけるCSF(豚熱)対策の現状と問題点」 (1) 豚熱をめぐる情勢と今後の対応 金子明誉 (農林水産省消費・安全局動物衛生課 家畜衛生専門官) (2) 岐阜県における豚熱対策の取組みについて～野生いのしし対策の現状と今後の対応～ 田村康則 (岐阜県農政の家畜伝染病対策課 野生いのしし対策室長) (3) 沖縄県での豚熱発生について 仲村 敏 (公益財団法人沖縄県畜産振興公社 専務理事) (4) 現場からみた豚熱を考える 伊藤 貢 (有限会社あかばね動物クリニック 取締役) (5) 豚熱の最近の感染事例と野生イノシシの感染状況 山本健久 (農研機構動物衛生研究部門ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット長) (6) 総合討論 〔座長〕佐藤真澄 (日本産業動物獣医学会副学会長)	227名

3	3月6日 (土) 13:00～ 16:00	日本獣医師会・日本野生動物医学会合同企画オンラインセミナー 「保全医学の視点と野生動物における感染症の現状」 共 催：日本野生動物医学会 〔コーディネーター〕 森光由樹（兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授） 鈴木正嗣（岐阜大学応用生物科学部教授） (1) 新型コロナから学ぶ One Health の意義と課題 五箇公一（国立環境研究所生物・生態系環境研究センター生態リスク評価・対策研究室室長） (2) 豚熱（CSF）イノシシの発生状況と課題 蒔田公平（酪農学園大学獣医疫学ユニット 教授） (3) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生の現状 山口剛士（鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター 教授） (4) コロナウイルスと野生動物 前田 健（国立感染症研究所 獣医科学部長） (5) 総合討論 〔座長〕森光由樹（兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授） 鈴木正嗣（岐阜大学応用生物科学部教授）	351名
4	3月13日 (土) 13:00～ 16:00	日本小動物獣医学会企画オンラインセミナー 教育講演「犬猫における消化器の超音波検査 ～消化管を中心に～」 横山 望（北海道大学大学院獣医学研究院附属動物病院 特任助教） 教育講演「犬猫における消化器のX線検査」 新坊弦也（北海道大学大学院獣医学研究院附属動物病院 特任助教）	232名
5	3月20日 (土) 13:00～ 15:30	日本獣医公衆衛生学会企画オンラインセミナー セミナー「新型コロナウイルス感染症流行下における獣医公衆衛生の役割」 (1) 新型コロナウイルス感染症に関して獣医師が果たす役割 梅田浩史（厚生労働省健康局結核感染症課 感染症情報管理官） (2) 2020年（コロナ禍）の東京都内における食中毒発生状況 赤瀬 悟（東京都健康安全研究センター微生物部 主任研究員） 教育講演「世界と我が国の結核の現状」 鈴木定彦（北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター センター長）	157名
6	4月3日 (土) 13:00～ 14:45	日本獣医師会企画改正法令オンラインセミナー 「1年後に迫った愛玩動物看護師法の施行に向けて、今、知っておいていただきたいこと」 (1) 1年後に迫った愛玩動物看護師法の施行に向けて、今、知っておいていただきたいこと 中元哲也（(前)農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 課長補佐） 小高大輔（環境省自然環境局総務課 課長補佐） (2) 愛玩動物看護師法 ～診療補助業務の範囲と獣医師・獣医師会における今後の取組についての検討 境 政人（公益社団法人日本獣医師会 副会長兼専務理事）	180名

(2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

令和2年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、日本獣医師会長から本賞（賞状）を、動物関連産業界等協賛会社（産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社）から副賞（研究奨励費）をそれぞれ授与した。なお、令和2年度受賞者の表彰については、令和2年度獣医学術学会年次大会が開催中止となったことから、令和3年度大会において実施予定としている。

委員会では、学会学術誌（日本獣医師会雑誌：平成30年8月号～令和2年7月号の原著・短

報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。なお、獣医学術学会年次大会において実施する地区学会長賞受賞講演の中から選考する「獣医学術学会賞」については、大会の開催が中止となったことから選考を行わなかった。

《 令和2年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名 》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： 市販の血清用キットを応用した乳汁エライザ法による抗牛白血病ウイルス抗体検出法の確立（第73巻第7号掲載）

小西美佐子（農研機構動物衛生研究部門）、他

獣医学術功労賞： 産業動物臨床における画像診断技術の普及活用に関する実証的研究

田浦保穂（山口大学・名誉教授）

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 犬の歯科 X 線検査における二等分面法の新たな入射角度決定法（第71巻第12号掲載）

小川祐生（アミカペットクリニック）、他

獣医学術功労賞： 伴侶動物がん医療における基礎及び臨床研究

丸尾幸嗣（岐阜大学・名誉教授）

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 東京都内のペットショップで飼育されている犬猫における動物由来感染症病原体保有状況調査（第72巻第8号掲載）

山崎翔子（東京都福祉保健局健康安全部）、他

獣医学術功労賞： “One Health” 実現に向けた細菌感染症対策に関する研究

田村 豊（酪農学園大学・名誉教授）

（3）獣医学術地区学会の開催

令和2年度の獣医学術地区学会については、本会主催の令和2年度獣医学術学会年次大会の開催中止を決定したことを踏まえ開催中止の検討を要請したところ、開催を中止することとなった。

9 獣医学術振興・人材育成事業

（1）日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊（イの日本獣医師会雑誌学会学術（獣医学術学会）誌部分を除く。）

（ア）獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術（獣医学術学会）誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

（イ）令和2年度は、昨年に引き続き、新たな参加型臨床実習の教育拠点、臨床獣医師の卒後研修や生涯教育の研鑽の場等臨床教育の要である一方、地域の二次診療施設としても貢献してきた大学動物病院の果たす役割や今後の発展について、「大学動物病院の現状と更なる発展を目指して」をテーマに連載企画として各大学動物病院の院長からの論説原稿を掲載した。そ

の他、各分野で活躍する構成獣医師に「論説」原稿の執筆を依頼し、獣医師及び動物医療関係分野に関する諸問題の論評や今後の展望等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ)「令和2年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページ Q&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第74巻第2号(令和3年2月号)に平成31(令和元)年度「証明書(獣医師生涯研修実績証明書)」「修了証(獣医師生涯研修プログラム修了証)」、認定証(獣医師生涯研修継続参加認定証)、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 令和2年度の各号(第73巻第4号～第74巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言(会長挨拶等)	2	診療室	0
論説	14	紀行・見聞	0
総説	0	案内	7
提言・要請(指針等)	18	募集	12
会議報告	7	紹介	20
解説・報告	4	行事等(事務局日誌)	13
学術・教育	0	獣医師生涯研修事業のページ	12
行政・獣医事	16	馬耳東風	12
資料	0	その他	7
意見	0	合計	144

イ 日本獣医師会雑誌学会学術(獣医学術学会)誌部分の編集

(ア) 昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学部部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、令和2年度(令和2年4月号～令和3年3月号)における日本獣医師会学会学術(獣医学術学会)誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部門名	総説	原著	短報	資料	技術講座	合計
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	3	9	12	5	0	29
小動物臨床関連部門	0	2	8	0	0	10
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	0	2	6	4	0	12
計	3	13	26	9	0	51

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会(令和3年3月4日WEB開催)において、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術(獣医学術学会)誌の編集企画、日本獣医師会学会学術誌の電子化、日本獣医師会学会学術誌投稿規程の一部改正について協議し、了承された。

なお、令和2年度(令和2年4月号～令和3年3月号)における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 へ の 繰 越 原稿数
	新規 受付	前年度 からの 繰 越	合計	採用	不採用	合計	
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	37	11	48	27	12	39	8
小動物臨床関連部門	30	3	33	7	12	19	10
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	17	5	22	16	1	17	3
計	84	19	103	50	25	75	21

*取下げ原稿数：7

(2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 令和2年度の「認定プログラム件数」及び令和2年度内に申告が行われた「令和元年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 40件・その他 11件 合計51件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	3人	49人	2人	54人
実績証明書交付者数	2人	43人	1人	46人
修了証交付者数	2人	6人	1人	9人
認定証交付者数	2人	0人	0人	2人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

(ア) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

(3) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

例年、獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のとおりオンラインで実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに3部門の中から最大2部門を選択して開催している。

《 令和2年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況 》

地区	担 当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	受講 者数
関東	千葉県	小動物	オンライン開催	1月24日(日) 13:00～15:45	犬の肝炎の実際－診断と治療のポイント (坂井 学：日本大学生物資源科学部)	215
	神奈川県	公衆衛生	オンライン開催 (WEB配信)	2月26日(金) ～ 3月26日(金)	新型コロナウイルス感染症 ヒトにおける疫学・臨床症状と感染対策 (忽那賢志：国立国際医療研究センター 国際感染症センター)	251

					動物における新型コロナウイルス： 動物からヒト、ヒトから動物へ (前田 健：国立感染症研究所)
全国1地区2箇所				受講者合計：466名	

イ アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

アジア獣医師会連合(FAVA)加盟国を中心とした国々の獣医師会等から推薦を受けた、家畜疾病の予防・治療等に取り組む獣医師に日本における産業動物獣医学の先端知識・技術を習得させる本事業では、年間13名の研修生受入を目標に支援を実施する。平成28年から継続している本事業では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により令和2年度の研修生招聘を一時中断せざるを得なかった。国内外の人的往来は依然として厳しい状況であるが、本会の国際協力の柱として今年度の実施に向け取り組む。

令和2年度より本事業は3期目に入ったが、新設された「フォローアップ研修事業」は過去の研修修了者を対象に、諸外国にニーズに応じた追加支援を企画・実施し、研修生個人に対して行う研修から、組織・地域・国レベルの知識・技術普及に向けて発展させる内容となっている。

ウ 女性獣医師就業支援対策事業

獣医学術振興調査研究事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」をオンデマンド配信にて開催した。「女性獣医師就業支援研修」については、家畜診療施設等を利用した検査技術、診療技術等を修得するための技術研修は新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は開催がなかったが、「女性獣医師応援ポータルサイト」(女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム)の関連コンテンツ(eラーニング等)を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。

10 獣医学術振興調査研究事業

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会(以下「協議会」という。)が農林水産省の補助を受けて実施した令和2年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業(新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業並びに広域獣医療体制整備対策事業)については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

ア 事業の実施状況

(ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。さらに、映像素材を用いたeラーニング教材を作成し、研修に供した。

(イ) 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向上のためのeラーニングを利用した研修、産業動物診療施設等の雇用者を対象とした理解醸成の

ための講習会、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。
 (ウ) 広域獣医療体制整備対策事業

島嶼部や山間地等の獣医療遠隔地を持つモデル地区において、情報機器等を用いた産業動物診療を試行的に導入した。産業動物診療に係る専門家からなる検討会を組織し、事業の企画・運営に関する検討のほか、モデル地区の選定、ガイドラインの作成等を行った。

イ 事業の実施期間：令和2年6月8日～令和3年3月31日

ウ 事業の結果

「令和2年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

《 令和2年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」開催状況 》

	開催担当	実施場所 (実施地)	実施日時	研修内容 (指導者：所属)	参加者数
1	北海道農業 共済組合 連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所 (江別市新栄台92)	10月28日(水) 13:00～16:30	家畜の慢性感染症制御の難しさ～免疫から逃れる病原体たち～ (今内覚：北海道大学)	29名
2	宮崎県農業 共済組合	①宮崎県農業共済組合 生産獣医療センター (児湯郡新富町新田 18802-3) ②宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台西 1-1) ①②を中心とした、 オンラインによる開催	9月28日(月) 10:00～ 10月2日(金) 12:00	①家畜共済の診療指針：下痢症 (島本正平：宮崎県農業共済組合) ②家畜共済の診療指針：呼吸器病 (阿部信介：宮崎県農業共済組合) ③抗生物質の基礎 (辻 厚史：宮崎県農業共済組合) (遠矢良平：宮崎県農業共済組合) (峯 雄太：宮崎県農業共済組合) ④補液の基礎 (本田直史：宮崎県農業共済組合) ⑤牛の臨床繁殖 (大澤健司：宮崎大学) (北原 豪：宮崎大学) (澤田淳也：宮崎県農業共済組合) ⑥外科手術の基礎 (日高勇一：宮崎大学) ⑦給与飼料の基礎 (掛水由洋：宮崎県農業共済組合) (黒木睦夫：宮崎県農業共済組合) ⑧産科の基礎 (遠目塚安広：宮崎県農業共済組合)	26名
全国 2 開催					55 名

《 令和2年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会」の開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1	農場どない すんねん 研究会 (NDK)	Web セミナー (Zoom 利用)	9月6日(日) 13:30～17:00	①事例報告 小動物現場の現状 今井 泉(大阪府立大学獣医臨床センター特任教員) 矢野 淳(次郎丸動物病院院長) 渡邊力生(梅花女子大学講師) ②「ウィズ・コロナ、アフター・コロナで 動物にかかわる現状はどうするか」を考える。 工藤智徳(人財科学研究所)	51名
全国 1 開催					51 名

《令和2年度「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」開催状況》

	実施担当	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加 者数
1	あかばね 動物クリ ニック	あかばね動物クリニック (田原市赤羽根町石添 55) 他	9月1日(火) ～3月10日 (水)のうち 約140日間	①「牛の管理一般について」 ②「牛の栄養の基礎と応用」 ③「飼養計算ソフト使用した飼料設計」 ④「現場での牛の見方、扱い方」 ⑤「コンサルタント獣医師の役割と展望」 ⑥「コンサル先農場での対応の仕方」 ⑦「養豚場での豚の管理と接し方」 ⑧「CSFの現状に対する現場の対応」 ⑨「ASFの侵入危機と農場側の対応」 ⑩「抗菌剤の問題」 ⑪「現場での農場管理者との接し方、話し方」 ⑫「現場での牛の接し方、保定方法」 ⑬「診療の基礎 診断の進め方と見方」 ⑭「子牛の肺炎と下痢の診療の対応と予防への取組み」 ⑮「子牛管理の基礎と難しさ」 ⑯「繁殖疾患の診断と治療 直腸検査の基礎と 超音波診断装置を使った診断」	1名
全国1開催					1名

《令和2年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」開催状況》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 者数
1	日本養豚開業 獣医師協会	オンライン による開催	12月17日(木) 13:00～17:00	JASV 第9回口蹄疫終息記念セミナー 【講演】 ①2010年の口蹄疫発生の惨状と教訓 末吉益雄(宮崎大学) ②韓国のASFから学ぶこと 鄭 賢圭(ドドラム生産組合) ③2010年口蹄疫、渦中の獣医師の体験とメッセージ 志賀 明(シガスワインクリニック) 野津手麻貴子(野津手家畜診療所)	79名
全国1開催					79名

《令和2年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」開催状況》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加 者数
1	日本 獣医師会	オンライン による開催	2月27日(土) 13:00～17:15	わが国におけるCSF(豚熱)対策の現状と問題点 ①豚熱をめぐる情勢と今後の対応 金子明誉(農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜衛生専門官) ②岐阜県における豚熱対策の取組みについて ～野生いのしし対策の現状と今後の対応～ 田村康則(岐阜県農政部家畜伝染病対策課 野生いのしし対策室長) ③沖縄県での豚熱発生について 仲村 敏(公益財団法人沖縄県畜産振興公社専務理事) ④現場からみた豚熱を考える 伊藤 貢(有限会社あかばね動物クリニック 取締役) ⑤豚熱の最近の感染事例と野生イノシシの感染状況 山本健久(農研機構動物衛生研究部門ウイルス・ 疫学研究領域疫学ユニット長)	227名
全国1開催					合計227名

《 令和2年度「高度獣医療実習」開催状況 》

	協力機関	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者：所属)	参加者数
1	岩手県農業 共済組合	岩手大学農学部 附属動物病院 産業動物診療棟 (盛岡市上田 3-18- 8)	12月1日(火) 9:00~17:00	①牛のOPU実習 (平田統一：岩手大学) (高橋正弘：岩手大学) ②牛の採卵実習 (高橋正弘：岩手大学) (金澤朋美：岩手大学)	7名
2	山形県農業 共済組合	山形県農業共済組合 本所を中心とした オンライン開催	11月18日(水) 9:50~15:10	農場 HACCP の現状について (酒井淳一：株式会社ポップアップクリエイト) 農場 HACCP 認定の実例並びに JGAP の現状について (渡辺栄次：山形県農業共済組合)	7名
3	日本 獣医師会	オンライン開催 (ZOOM 利用)	2月24日(水) 13:00~16:00	オンライン Hands-On 大動物実習 (佐々木直樹：山口大学)	9名
全国 3 開催					23 名

《 令和2年度「高度獣医療講習会」開催状況 》

	開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1	日本 獣医師会	オンライン による開催	3月6日(土) 13:00~16:00	保全医学の視点と野生動物における感染症の現状 ①新型コロナから学ぶ One Health の意義と課題 五箇公一 (国立環境研究所生物・生態系環境研究センター 生態リスク評価・対策研究室室長) ②豚熱 (CSF) イノシシの発生状況と課題 蒔田公平 (酪農学園大学獣医疫学ユニット教授) ③野鳥における高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) 発生の現状 山口剛士 (鳥取大学農学部教授) ④コロナウイルスと野生動物 前田 健 (国立感染症研究所獣医科学部長)	351名
2	日本 獣医師会	オンライン による開催	3月13日(土) 13:00~16:00	①犬猫における消化器の超音波検査 ~消化管を中心に~ 横山 望 (北海道大学大学院特任助教) ②犬猫における消化器のX線検査 新坊弦也 (北海道大学大学院特任助教)	232名
3	日本 獣医師会	オンライン による開催	3月20日(土) 13:00~15:30	新型コロナウイルス感染症流行下における獣医公衆衛生の役割 ①新型コロナウイルス感染症に関して獣医師が果たす役割 梅田浩史 (厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理官) ②2020年(コロナ禍)の東京都内における食中毒発生状況 赤瀬 悟 (東京都健康安全研究センター微生物部主任研究員) ③世界とわが国の結核の現状 鈴木定彦 (北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターセンター長)	157名
4	全国農業 共済協会	オンライン による開催	2月25日(木) 10:30~ 26日(金) ~12:30	令和2年度「家畜診療等技術全国研究集会」 ①研究発表 (19題) ②講演 「牛のウイルス感染症に関する最近の知見」 安藤清彦 (農研機構動物衛生研究部門牛ウイルスユニット主任研究員)	のべ 423名
全国 4 開催					合計 1,163 名

《 令和2年度「女性獣医師就業支援学生向けセミナー」開催状況 》

開催担当	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師：所属)	参加者数
1 日本 獣医師会	女性獣医師応援ポータルサイトにおいてあらかじめ録画したセミナー動画をオンデマンド配信することで開催	視聴期間： 令和3年1月 25日 ～3月31日	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 「家庭動物診療分野」 (大岡幸子：むらた動物病院) 「産業動物診療分野」 (直井 愛：NOSAI 山口中部地区家畜診療所) 「公務員(行政)分野」 (引田久美子：山口県農林総合技術センター) (萩谷香織：北海道農政部生産振興局) (岩永達也：農林水産省動物検疫所) 「大学・研究展示施設」 (小島 結：岐阜大学農学部共同獣医学科)	267名
のべ267名				

(2) 令和2年度生産資材安全確保対策委託事業(動物分野における薬剤耐性対策普及啓発事業)

農林水産省から委託を受け、令和2年度生産資材安全確保対策委託事業(動物分野における薬剤耐性対策普及啓発事業)を実施した。内容は以下のとおり。

ア 「養豚農場における抗菌剤の慎重使用」 eラーニング教材の作成

管理獣医師の指導により、飼養衛生管理が向上し抗菌剤の使用量が削減した3農場(タローファーム、高橋畜産、五十嵐ファーム)の優良事例を解説する動画を作成した。

イ 獣医学生向け「獣医師に求められる薬剤耐性対策」 eラーニング教材の作成

獣医学生向けに薬剤耐性菌の基礎知識や薬剤耐性対策を説明する動画を作成した。

ウ 薬剤耐性対策普及啓発イベントの開催

令和2年12月3日に、薬剤耐性普及啓発イベントとして「薬剤耐性(AMR)対策アクションプランの成果と次期の展望」をオンライン配信にて開催した(参加者380名)。

II 収益事業

収益1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル(昭和53年10月に三菱地所株が建設)の一部を区分所有(注：登記簿上の専有面積は1,097.14㎡、共有面積は204.55㎡)しており、そのうち約789㎡については三菱地所株との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所株との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

新青山ビルは築後約43年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所株との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

なお、三菱地所株において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

(3) また、将来における新青山ビルの立替え資金の造成方法について、今後、三菱地所株と連携しながら対応を行う。

Ⅲ その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

その他（共益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

令和2年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	1,997	54
獣医師賠償責任保険	5,900	55
所得補償保険	1,249	55
新・団体医療保険	471	53
傷害総合保険等	772	51
年金保険	42	18

(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。
傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	10	11,889,500
獣医師賠償責任保険	162	39,930,211
所得補償保険	23	10,021,667
新・団体医療保険	34	4,959,000
傷害総合保険等	14	5,189,180
年金保険	—	26,107,927

(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。
傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。

(2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

(3) 共済事業の制度改定

獣医師賠償責任保険については、令和2年4月から「クレーム対応サポート補償」を付帯した制度に改定した。

2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

(ア) 獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(イ) 各地区及び地方獣医師会の記念式典において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区および地方獣医師会から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(ウ) 動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

各地区及び地方獣医師会の記念式典において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区および地方獣医師会から推薦のあった者に会長感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長特別感謝状の授与

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療及び獣医療の現場におけるマスク不足の状況下において、マスクの提供により、新型コロナウイルス感染症への医療対応の推進及び公衆衛生の向上に貢献し、顕著な功績があった、タマホーム株式会社に対し、会長特別感謝状を授与した。

エ 日本獣医師会会長賞状の授与

- (ア) 動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。
- (イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて交付申請のあった優良家畜の出展者に対し、会長賞状を授与した。
- (ウ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医学系大学（16大学）にて獣医学を修め、優秀な成績で卒業する者に対し、会長賞状及び記念品を授与した。

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

- ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。
- イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 災害見舞金制度

内閣総理大臣から令和2年8月19日付け府益担第510号により、本会のその他の事業（相互扶助等事業）に災害見舞金制度を追加することが認定された。

令和2年豪雨における対応

「第1 事務報告 B 会務（個別）報告 3 緊急災害時対応 （2）令和2年豪雨における対応」を参照。

4 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

第3 事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年6月

公益社団法人 日本獣医師会